

1. 住宅確保要配慮者向けのシェアハウスの居住・運営実態調査

1. 住宅確保要配慮者向けのシェアハウスの居住・運営実態調査

1-1. シェアハウスの入居経験者に対する居住実態等調査

(1) 調査概要

1) 調査目的

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給促進施策に関する検討の一環として、シェアハウスにおける住宅確保要配慮者及びそれ以外の者の居住実態等を把握することを目的とする。

2) 調査方法及び調査内容

インターネット調査会社にモニター登録している全国の18歳以上の男女のうち、シェアハウスに入居している、または過去に入居の経験がある住宅確保要配慮者及びそれ以外の者を対象として、Webアンケート調査「シェアハウス入居者・入居経験者に対するアンケート調査」（以下、「入居者アンケート」という。）を実施した。

① 調査の実施方法

アンケートは、次に示す「スクリーニング調査（プレ調査）」及び「本調査」の2段階で実施した。

○スクリーニング調査（プレ調査）

本調査の条件に合致する者（シェアハウスに入居している、または過去に入居の経験がある住宅確保要配慮者及びそれ以外の者）を抽出するため、事前調査を実施した。

調査対象の属性ごとの抽出数の設定は以下の通りである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・住宅確保要配慮者：500（低額所得者、高齢者、障害者は100以上）・住宅確保要配慮者以外の者：500 |
|--|

○本調査

スクリーニング調査によって抽出した者に対し、シェアハウスにおける居住実態等を把握するためのアンケートを実施した。

② 調査時期とサンプル数

○スクリーニング調査（プレ調査）

平成29年6月16日～6月21日

○本調査

平成29年6月22日～6月29日

回収サンプル数：1,000人（住宅確保要配慮者：500人、それ以外の者：500人）

③ 調査内容

調査内容は次表の通りである（設問番号は参考資料1. シェアハウス入居者・入居経験者に対するアンケート調査 調査票に対応）。

調査項目	設問番号	設問内容	該当頁
1) 回答者属性	登録情報	性別	11
	登録情報	年齢	11
	SC2	住宅確保要配慮者の詳細（該当区分・生活保護受給者の該当区分・高齢者の介護保険による要介護認定の状況・障害者の障害福祉サービスにおける障害支援区分認定の状況）	12～13
	SC2-1		
	SC2-2		
SC1	シェアハウスの入居経験	14	
2) 居住者の属性	Q1	入居経験軒数	15
	Q2	入居時の年齢	16
	Q3	入居時の婚姻状況	17
	Q4	入居時の世帯構成	18
	Q5	入居時の就業形態	19
	SC5	入居時の世帯年収	20
	SC3	入居時の給付や生活支援の利用状況	21～24
	Q6	入居時の1ヶ月当たりの平均生活費	25
	Q7	入居時の預貯金	26
3) シェアハウスにおける居住の実態	Q8	居住期間	27～28
	SC1-1	所在地	29
	Q10	個室面積	30
	Q11	共用部分の設備	31～32
	Q13	他の入居者とのコミュニケーションの状況	33～34
	Q14	生活ルールの設定状況	35
	Q15	入居者間のトラブル	36～38
	Q12	居住の満足度	39～44
4) 契約内容・手続き等の概要	Q16	契約の各段階における運営事業者等の担当者との対面の状況	45～46
	Q16-1		
	Q17	契約形態	47
	Q18	契約期間	48
	Q19	入居契約手続き（契約時に実施されたこと）	49
	Q9	1ヶ月当たりの住居費	50
	Q20	敷金・礼金・保証会社への保証料等の初期費用（家	51

調査項目	設問番号	設問内容	該当頁
		賃、共益費を除く)	
	Q21	契約の各段階における運営事業者等とのトラブル	52～55
5) 入退去 の実態	Q22	入居拒否の状況（入居拒否の有無・理由）	56～59
	Q22-1		
	Q23	シェアハウスに入居した動機・理由	60～69
	Q24	物件探しの際に活用した媒体	70
	Q25	退去理由	71～73
	Q26	シェアハウスへの入居以前の住居	74
	Q27	シェアハウスの退去後の住居	75
6) その他	Q28	今後のシェアハウスへの居留意向	76
	Q29	シェアハウス全般に対する意見	77～78

(2) 調査結果の概要

- ・ここでは、シェアハウスにおける居住実態等について、アンケート回答のモード（最頻値）を中心に、典型的な姿を把握する（住宅確保要配慮者の傾向が住宅確保要配慮者以外の者の傾向と異なる場合は、【住宅確保要配慮者】で示す。）。
- ・なお、本調査で言う「シェアハウス」とは、プライベートなスペースを持ちつつも、他人とトイレ、シャワールーム、等の空間を共用しながら住まう賃貸物件で、入居者一人ひとりが運営事業者と個室あるいはベッド単位で契約を結ぶものを指す（1－2. シェアハウスの運営事業者に対する運営実態等調査も同様。）。

□居住者の属性

○入居経験軒数（15 頁）

- ・1 軒が 7 割程度を占める。

○入居時の年齢・婚姻状況・世帯構成（16～18 頁）

- ・20 代が約 5 割、30 代が約 3 割を占め、回答者の約 8 割が未婚。世帯構成は、単身が 7 割強を占める。

○入居時の就業形態・世帯年収（19～20 頁）

- ・正社員が約 5 割、学生が 2～3 割を占める。世帯年収は、400 万円未満が約 5 割、そのうち 200 万円未満が約 2 割に達している。

【住宅確保要配慮者】

- ・住宅確保要配慮者以外の者と比較して、学生の割合が低いほか、世帯年収は、200 万円未満が 3 割を占め、全体的に世帯年収が低い割合が高い。

○入居時の給付や生活支援の利用状況（21～24 頁）

- ・全体で 7 割、住宅確保要配慮者で 5 割強が何も支援を受けていない。

【住宅確保要配慮者】

- ・支援の利用状況が低額所得者、高齢者で低く、障害者、子育て世帯、外国人、被災者で高い。
- ・住宅確保要配慮者以外の者と比較した、住宅確保要配慮者の属性ごとに利用されている割合が高い支援は以下の通り。

■共通：入居支援系のサービス（住宅支援給付金または住宅確保給付金、自治体等による住まいの確保に関する支援）

■高齢者：生活支援系のサービス（家事代行サービス、介護保険サービス）

■障害者：契約支援系のサービス（社会福祉協議会が行う権利擁護事業による金銭管理や福祉サービスの利用援助、成年後見制度）

■子育て世帯：社会福祉協議会が行う権利擁護事業による金銭管理や福祉サービスの利用援助、家事代行サービス

■外国人：家事代行サービス

○入居時の生活費（月額）・預貯金（25～26 頁）

- ・食費が他の費目よりも支出が多くなっているが、1 万 5 千円未満が 5 割強を占める。交通費、通信費等は「5 千円未満」の割合が最も高い。預貯金は、50 万円未満が約 4 割、100 万円未満では約 6 割となる。

□シェアハウスにおける居住の実態

○居住期間（27～28 頁）

- ・「6 ヶ月～1 年未満」、「1 年～1 年未満」の割合が高い。

【住宅確保要配慮者】

- ・住宅確保要配慮者の属性ごとの傾向は以下の通り。
 - 低額所得者：生活保護受給者の場合、1 年未満の割合が高い。
 - 高齢者：1 年以上の割合が高い。
 - 障害者、子育て世帯、外国人：1 年未満の割合が高い。

○所在地（29 頁）

- ・東京都の割合が最も高いが（25.6%）、東京都以外の大都市でも立地が多い。

○個室面積（30 頁）

- ・「7.5～10 m²」、「10～12.5 m²」の割合がそれぞれ 2 割強と高い。

○共用部分の設備（31～32 頁）

- ・冷蔵庫、洗濯機、電子レンジが 6～7 割の物件で設置されている。

【住宅確保要配慮者】

- ・バリアフリー設備については軒並み低い設置率にとどまっている。

○他の入居者とのコミュニケーションの状況（33～34 頁）

- ・「友達同然の人がいる」、「たまに世間話をする程度」の割合がそれぞれ 3 割強と高い。

【住宅確保要配慮者】

- ・住宅確保要配慮者の属性ごとの傾向は以下の通り。
 - 高齢者：「顔が合えば挨拶する程度」の割合が高い。
 - 子育て世帯：「たまに世間話をする程度」の割合が高く、「友達同然の人がいる」の割合が低い。
 - 外国人：「友達同然の人がいる」の割合が高い。

○生活ルールの設定状況（35 頁）

- ・共用施設等の利用時間、利用方法に関するルール、清掃・ゴミ出しに関するルールの取り決め割合が高い。

○入居者間のトラブル（36～38 頁）

- ・「トラブルがない」の割合が最も高く 4 割強を占める。発生トラブルとしては騒音や私物の共用部分への放置の割合が 2～3 割と高い。

【住宅確保要配慮者】

- ・住宅確保要配慮者以外の者と比較した、住宅確保要配慮者の属性ごとのトラブルの発生傾向は以下の通り。
 - 低額所得者：「騒音」、「浴室・トイレの利用ルールを守らない」の割合が低い。
 - 高齢者：全般的にトラブルの発生割合が低い。
 - 障害者：生活ルールに関するトラブルや、「火の不始末」、「入居者の所有物の盗難」といった安全に関するトラブルの割合が高い。
 - 子育て世帯：全般的にトラブルの発生割合が高い。
 - 外国人：「騒音」、「浴室・トイレのルール違反」の割合が高いが、「契約者以外の無断宿泊」、「火の不始末」の割合は低い。

○居住の満足度（39～44 頁）

- ・立地、賃料水準への満足度は高く、プライバシーの確保、建物の新しさについての不満度が高い。

【住宅確保要配慮者】

- ・住宅確保要配慮者以外の者と比較した、住宅確保要配慮者の属性ごとの居住の満足度・不満度の傾向は以下の通り。
 - 低額所得者：「建物の新しさについて」、「共用施設について」といったハード面、「プライバシーの確保について」、「安全性について」といったソフト面で満足度が高い。
 - 高齢者：全般的に満足度が低く、不満度が高い。
 - 障害者：「部屋の広さについて」の満足度が低く、「他の入居者とのコミュニケーションについて」、「清掃などの管理状況について」といったソフト面での不満度が高い。
 - 子育て世帯、外国人：全般的に満足度が高く、不満度が低い。

□契約内容・手続き等の概要

○契約の各段階における運営事業者等の担当者との対面の状況（45～46 頁）

- ・物件の見学時、契約事項の説明時、入居中の問い合わせ時、契約終了時のいずれの段階においても、「直接対面した」の割合は 5 割に達しない。

○契約形態・契約期間（47～48 頁）

- ・「普通建物賃貸借契約」の割合が 4 割強を占めている。契約期間は「特に定めていない」の割合が約 15%と最も高く、次いで「6 ヶ月～1 年未満」、「1 年～1 年半未満」が続く。

【住宅確保要配慮者】

- ・「定期建物賃貸借契約」の割合が高齢者で低く、子育て世帯、外国人、被災者で高い。契約期間は、「6ヶ月～1年未満」の割合が約16%と最も高いほか、高齢者の契約期間が長い。

○入居契約手続き（契約時に実施されたこと）（49頁）

- ・物件の内見、本人確認、契約内容の説明、緊急連絡先の登録が約6割の物件で実施されている。

○1ヶ月あたりの住居費、初期費用（50～51頁）

- ・家賃や共益費等の1ヶ月あたりの住居費は、3万円未満が5割強、5万円未満では8割弱を占める。初期費用は、「不要」の割合が約2割を占め最も高く、5万円未満が6割を占める。

【住宅確保要配慮者】

- ・低額所得者、高齢者で住居費が低い。

○契約の各段階における運営事業者等とのトラブル（52～55頁）

- ・「特にトラブルはなかった」の割合が最も高く約7割を占める。発生トラブルとしては「契約前の問い合わせに対し十分な回答が得られなかった」、「事前に物件を見学させてくれなかった」の割合が1割程度となっている。

【住宅確保要配慮者】

- ・住宅確保要配慮者以外の者と比較した、住宅確保要配慮者の属性ごとのトラブルの発生傾向は以下の通り。

- 低額所得者：契約前の運営に関するトラブル、契約に関するトラブルの割合が高い。
- 高齢者：トラブルの発生頻度が低い。
- 障害者、子育て世帯：トラブルの発生頻度が高く、また、全般的にトラブルの発生割合が高い。
- 外国人：契約前、契約時の問い合わせに対する運営に関するトラブルの発生割合が高いが、契約に関するトラブルの割合が低い。

□入退去の実態

○入居拒否の状況（56～59頁）

- ・「ない」が全体で約9割、住宅確保要配慮者で8割。

【住宅確保要配慮者】

- ・住宅確保要配慮者以外の者と比較した、住宅確保要配慮者の入居拒否の理由の傾向は以下の通り。

- 低額所得者、障害者、子育て世帯：「現入居者との相性が合わないため」、「保証会社の審査が通らなかったため」、「家賃の支払能力がないため」の割合が高い。

■高齢者：「現入居者との相性が合わないため」、「希望する入居期間が長すぎる（又は短すぎる）ため」、「家賃の支払能力がないため」の割合が低い、「保証会社の審査が通らなかったため」、「断られた理由が分からない」の割合が高い。

■外国人：「保証会社の審査が通らなかったため」、「家賃の支払能力がないため」の割合は低い、「現入居者との相性が合わないため」の割合が高い。

○シェアハウスに入居した動機・理由（60～69 頁）

・立地の良さ、家賃の安さがそれぞれ5割強となっており、突出している。

【住宅確保要配慮者】

・住宅確保要配慮者以外の者と比較した、住宅確保要配慮者の属性ごとの入居動機の傾向は以下の通り。

■共通：「連帯保証人が不要」、「家賃債務保証が不要」の割合が高い。

■低額所得者：「緊急連絡先が不要」、「医療や介護サービスが近い」、「集まって暮らす安心感」の割合が高い。

■高齢者：入居手続きに関するものの割合が高く、設備や生活環境に関するものの割合は低い。

■障害者：立地に関するもの、設備や生活環境に関するものの割合が高い。

■子育て世帯：入居手続きに関するもの、立地に関するものの割合が高く、「入居後の生活支援がある」等の割合は低い。

■外国人：「緊急連絡先が不要」、「共用スペースの充実」、「集まって暮らす安心感」の割合は高いが、「生活に必要な設備がある」、「バリアフリーである」の割合は低い。

○物件探しの際に活用した媒体（70 頁）

・「シェアハウス物件の検索サイト」、「口コミ」の割合が高い。

【住宅確保要配慮者】

・高齢者ではインターネット活用の割合が低く、「口コミ」、「行政や支援者の紹介」の割合が高い。

・子育て世帯では「運営事業者のホームページ」、外国人では「シェアハウス物件の検索サイト」の割合が高い。

○退去理由（71～73 頁）

・「職場の異動・結婚等、自身の状況が変化したから」の割合が約4割、「もっと良い物件を見つけたから」の割合が約2割と高い。

【住宅確保要配慮者】

・住宅確保要配慮者以外の者と比較した、住宅確保要配慮者の属性ごとの傾向は以下の通り。

■低額所得者：「職場の異動・結婚等、自身の状況が変化したから」の割合が

高い。

- 高齢者：「職場の異動・結婚等、自身の状況が変化したから」の割合が高いが、トラブルによるものの割合は低い。
- 障害者、子育て世帯：トラブルによるものの割合が高く、「職場の異動・結婚等、自身の状況が変化したから」の割合が低いほか、子育て世帯では「手狭になったから」の割合が高い。
- 外国人：「近隣住民とのトラブル」の割合が高い

□その他

○今後のシェアハウスへの居留意向（76 頁）

- ・「今後はシェアハウスに住みたくない」、「どちらかと言えば、今後はシェアハウスに住みたくない」を合わせた居留意向の低い者が約 6 割を占める。

【住宅確保要配慮者】

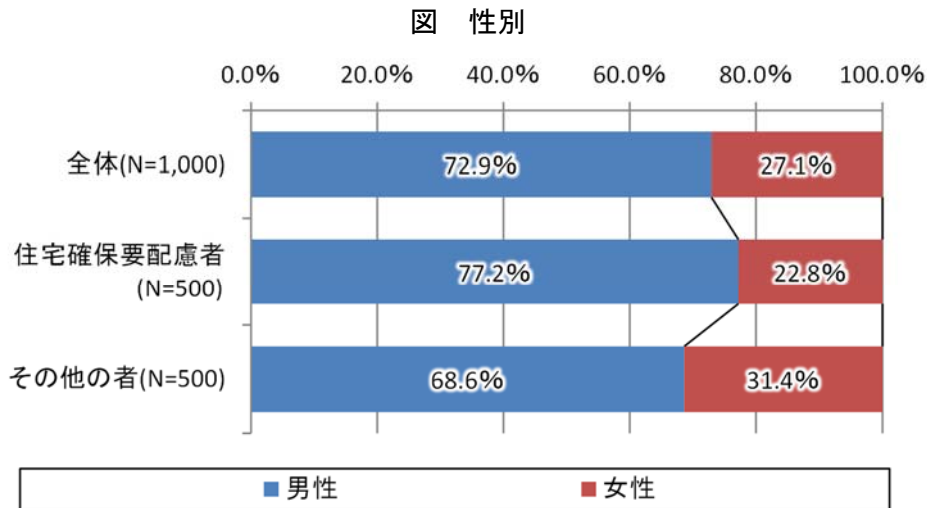
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとの傾向は以下の通り。
 - 高齢者：今後の居留意向の低い者の割合が高い。
 - 障害者、子育て世帯、外国人：今後の居留意向の高い者の割合が高い。

(3) 調査結果

1) 回答者属性

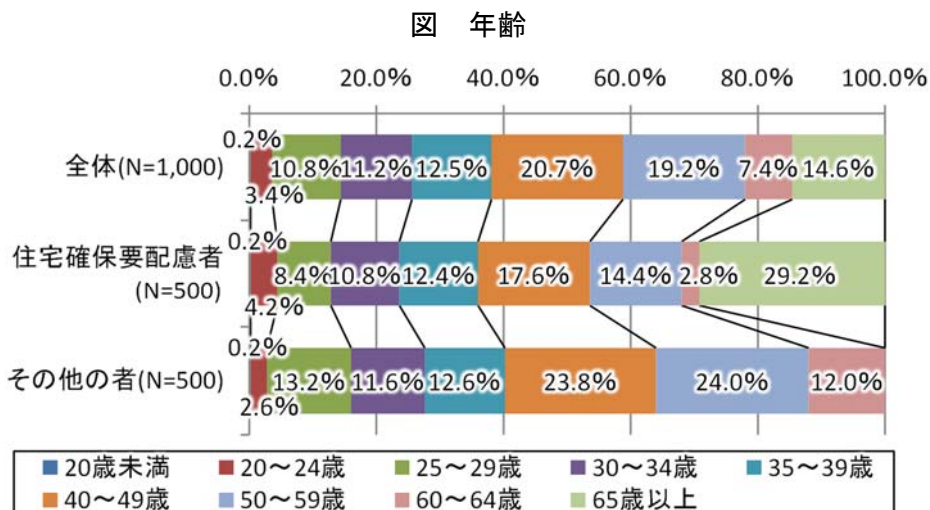
① 性別

・「男性」が約7割、「女性」が約3割となっている。



② 年齢

・全体では、「20歳代」が約15%、「30歳代」と「40歳代」が2割強、「50歳代」が2割弱、「60歳以上」が2割強、うち「65歳以上」が約15%となっている。

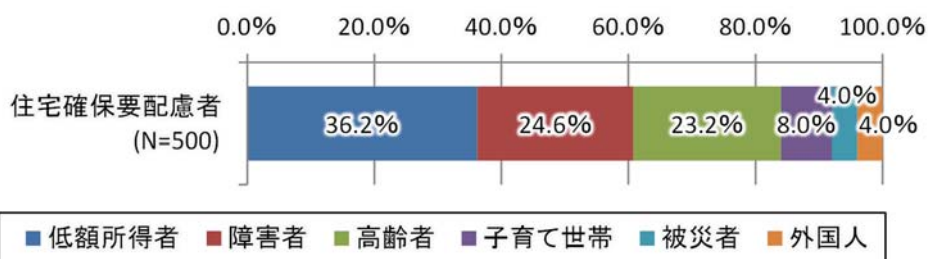


③ 住宅確保要配慮者の詳細

i) 該当区分

・「低額所得者」が約 36%、「障害者」が約 25%、「高齢者」が約 23%となっている。

図 住宅確保要配慮者の該当区分



	調査数	低額所得者	障害者	障害者						高齢者	子育て世帯	被災者	外国人
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	身体障害者・精神障害者	身体障害者・知的障害者	知的障害者・精神障害者				
住宅確保要配慮者	500	181	123	61	13	43	2	3	1	116	40	20	20
	100.0%	36.2%	24.6%	12.2%	2.6%	8.6%	0.4%	0.6%	0.2%	23.2%	8.0%	4.0%	4.0%

ii) 生活保護受給状況と生活保護受給者の該当区分

・生活保護を「受給している」が約 11%となっており、そのうち約 70%が「低額所得者」となっているほか、「障害者」を含む区分が約 25%となっている。

図 生活保護受給状況

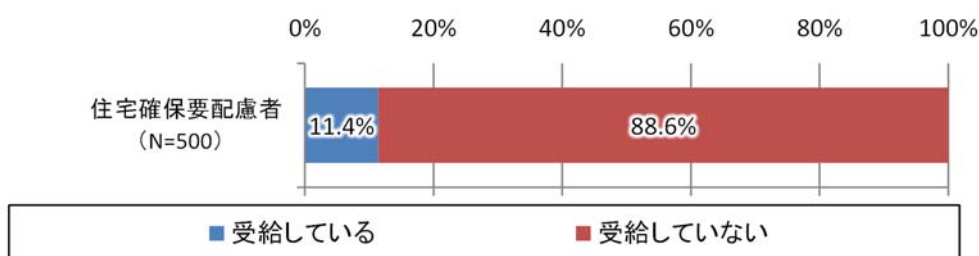
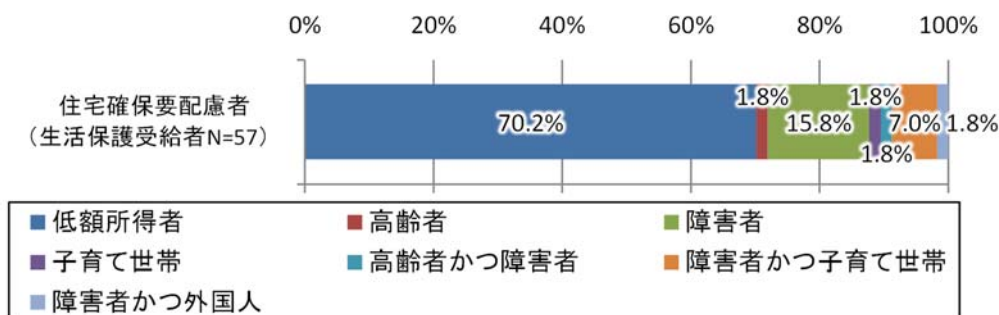


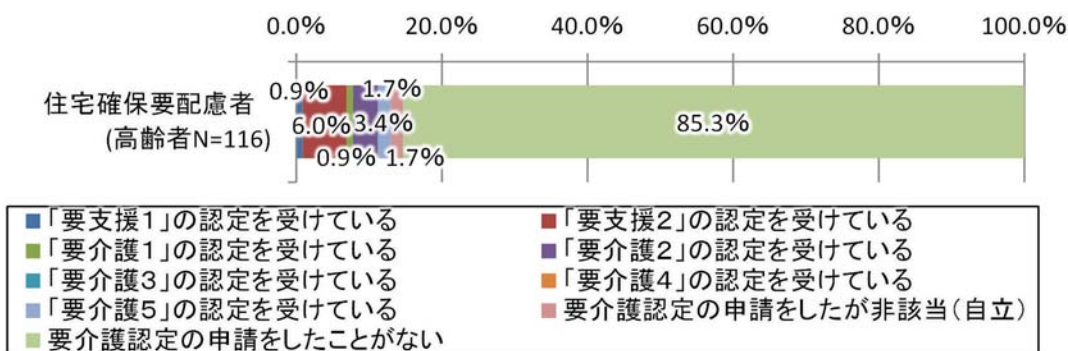
図 生活保護受給者の該当区分



iii) 高齢者の介護保険による要介護認定の状況

・「要介護認定の申請をしたことがない」が約 85%を占めているほか、非該当、要支援 1～2、要介護 1～2 といった比較的介護や支援の必要度が低い者が約 13%となっている。

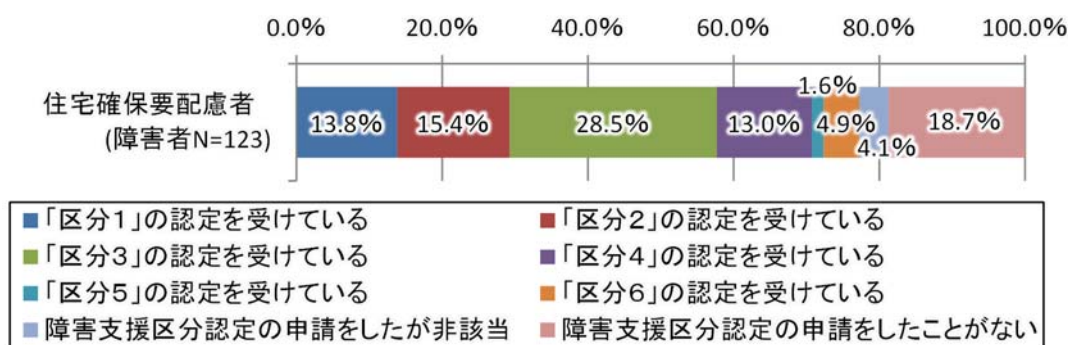
図 高齢者の介護保険による要介護認定の状況



iv) 障害者の障害福祉サービスにおける障害支援区分認定の状況

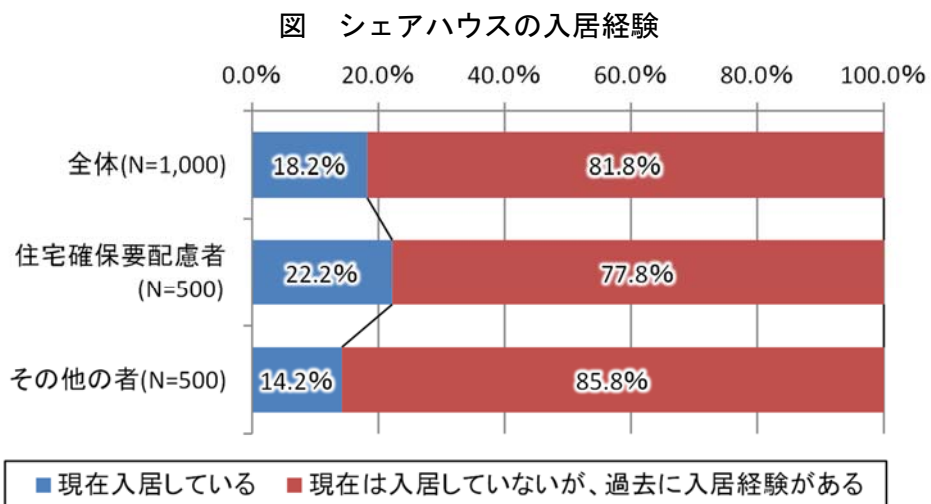
・「障害支援区分認定を受けている」が8割弱を占めているが、そのうち、区分1～3といった比較的支援の必要度が低い者が約6割を占めている。

図 障害者の障害福祉サービスにおける障害支援区分認定の状況



④ シェアハウスの入居経験

・「現在入居している」が約 2 割、「過去に入居経験がある」が約 8 割となっている。

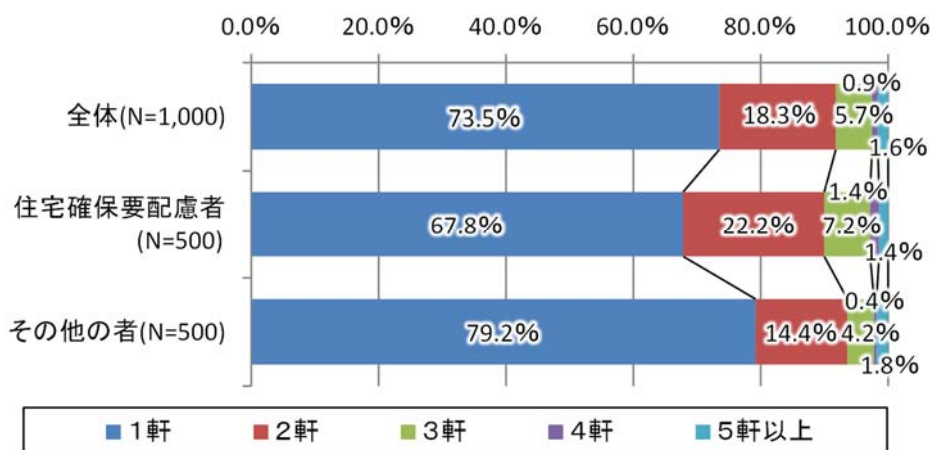


2) 居住者の属性

① 入居経験軒数

- ・「1軒」が7割前後を占めている。
- ・全体では、「1軒」の割合が73.5%と最も高くなっており、次いで「2軒」が18.3%と続いている。
- ・住宅確保要配慮者では、「1軒」の割合が67.8%と最も高くなっており、次いで「2軒」が22.2%、「3軒」が7.2%と続いている。その他の者と比べて大きな差異は見られないものの、入居軒数の多い者の割合が高い傾向が見られる。

図 入居経験軒数



② 入居時の年齢

・全体では、「20～24歳」の割合が30.6%と最も高くなっており、次いで「25～29歳」が18.9%と高く、住宅確保要配慮者でも高齢者以外ではこの傾向は同様である。

図 入居時の年齢

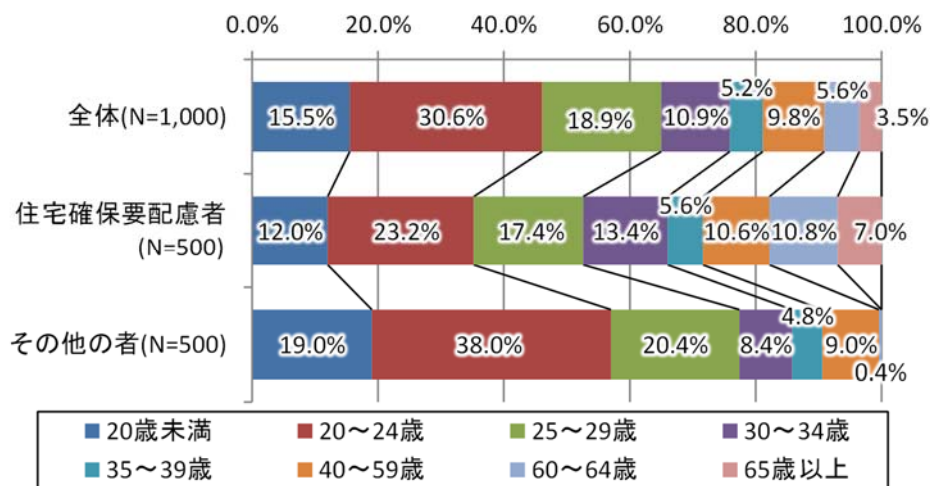
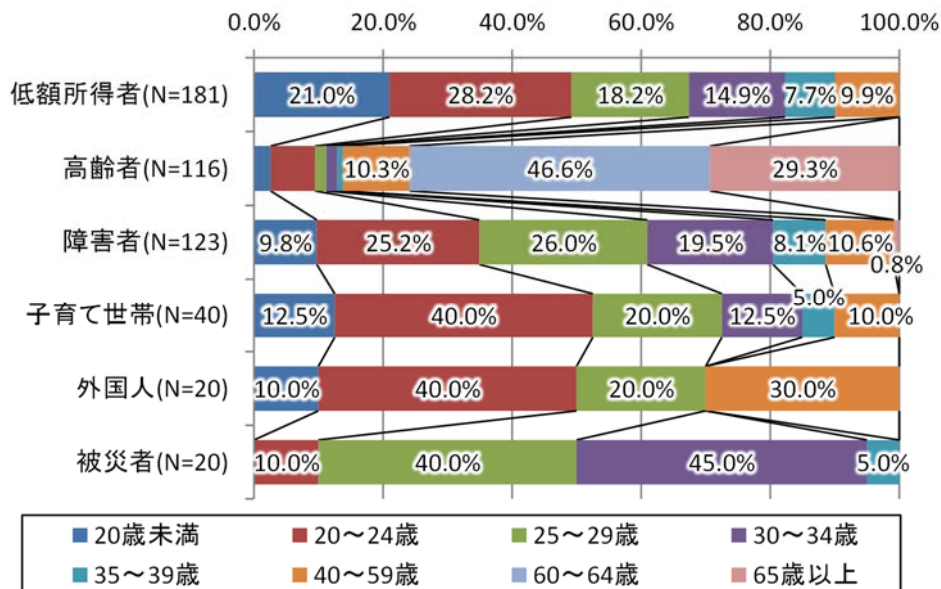
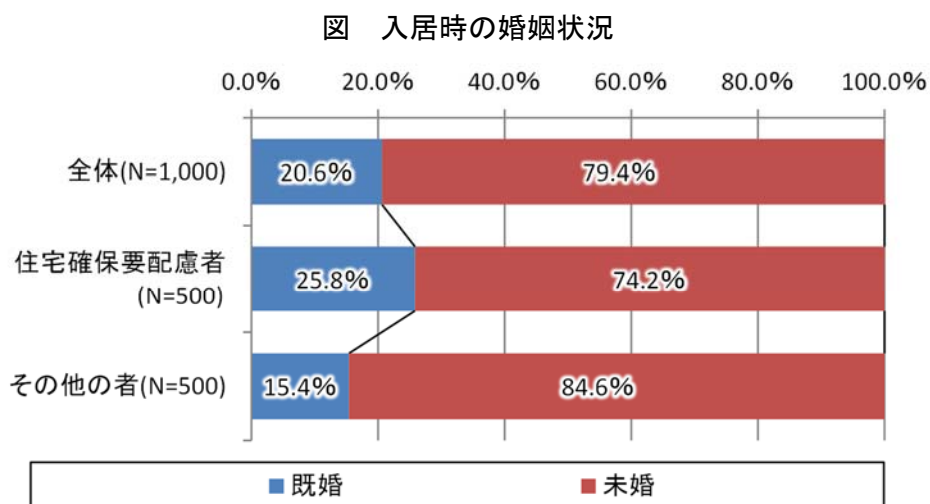


図 住宅確保要配慮者の属性×入居時の年齢



③ 入居時の婚姻状況

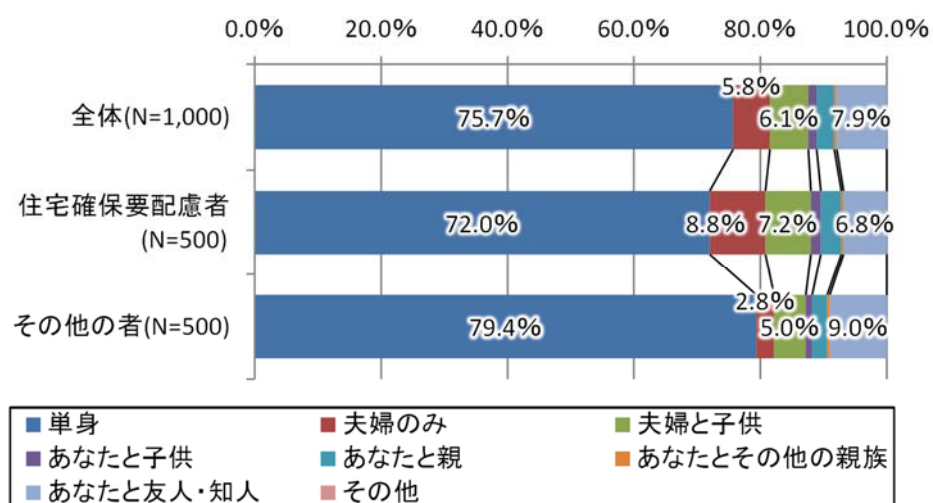
- ・「既婚」が約2割、「未婚」が約8割となっている。
- ・住宅確保要配慮者では、その他の者と比べて「既婚」の割合が高い傾向が見られる。



④ 入居時の世帯構成

- ・「単身」が全体で75.7%、住宅確保要配慮者で72.0%、その他の者で79.4%を占めている。
- ・住宅確保要配慮者では、「単身」の割合が72.0%を占め、次いで、「夫婦のみ」が8.8%、「夫婦と子供」が7.2%となっており、その他の者と比べて「単身」の割合が低く、「夫婦のみ」と「夫婦と子供」の割合が高い傾向が見られる。

図 入居時の世帯構成



⑤ 入居時の就業形態

- ・「正社員」が約5割、「学生」が2～3割前後を占めている。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、その他の者と比べて、低額所得者以外で「正社員」、「パート・アルバイト」、「無職」の割合が高く、「学生」の割合が低い傾向が見られる。

図 入居時の就業形態

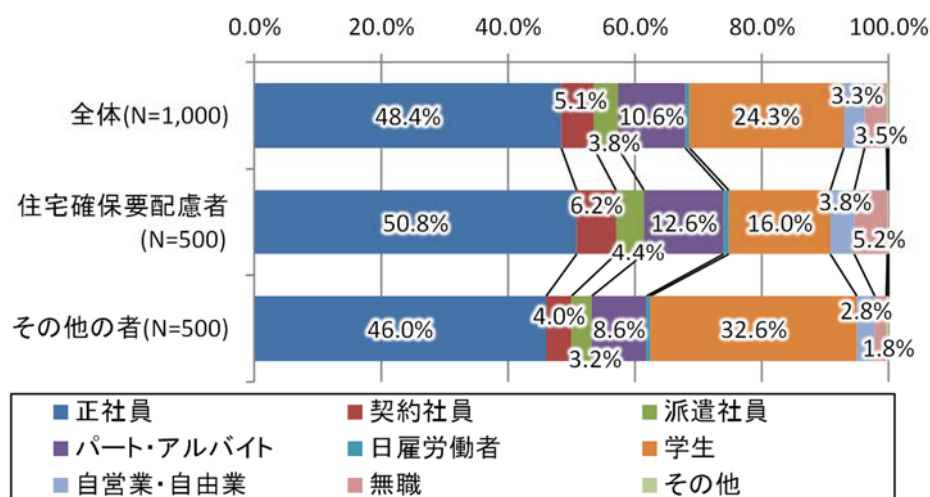
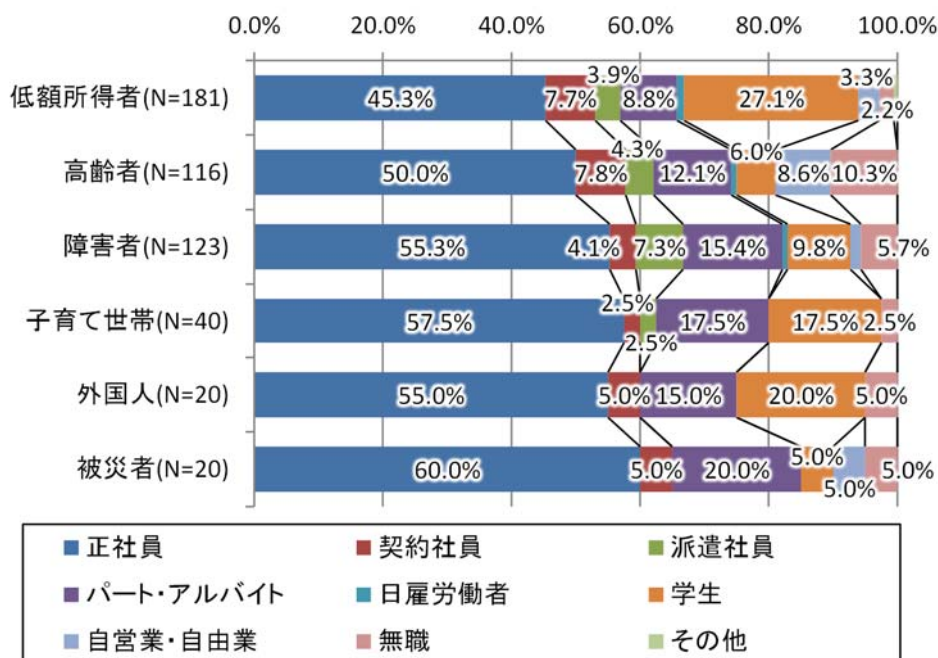


図 住宅確保要配慮者の属性×入居時の就業形態



⑥ 入居時の世帯年収

- ・全体では、400万円未満が約5割、受託確保要配慮者で約7割を占め、そのうち200万円未満が全体で約2割、住宅確保要配慮者で3割に達している。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、その他の者と比べて、全ての属性で世帯年収が低い割合が高い傾向が見られる。

図 入居時の世帯年収

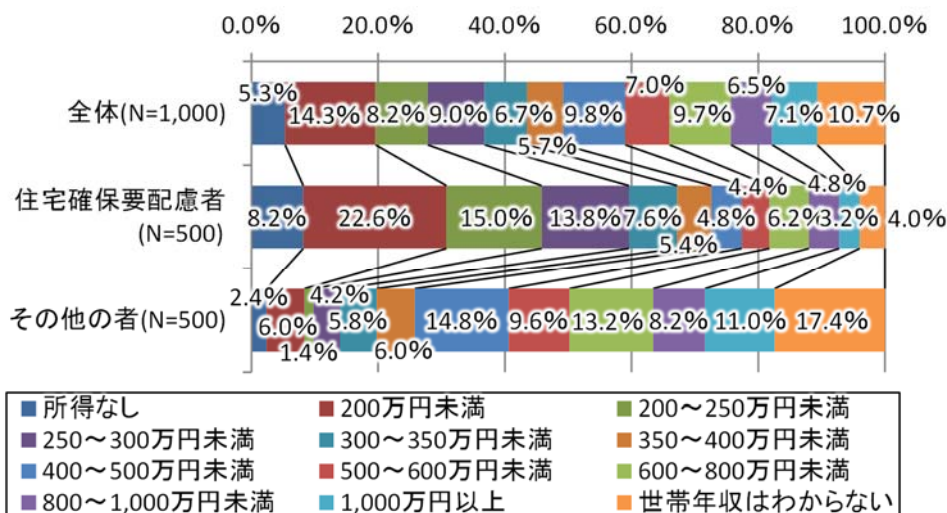
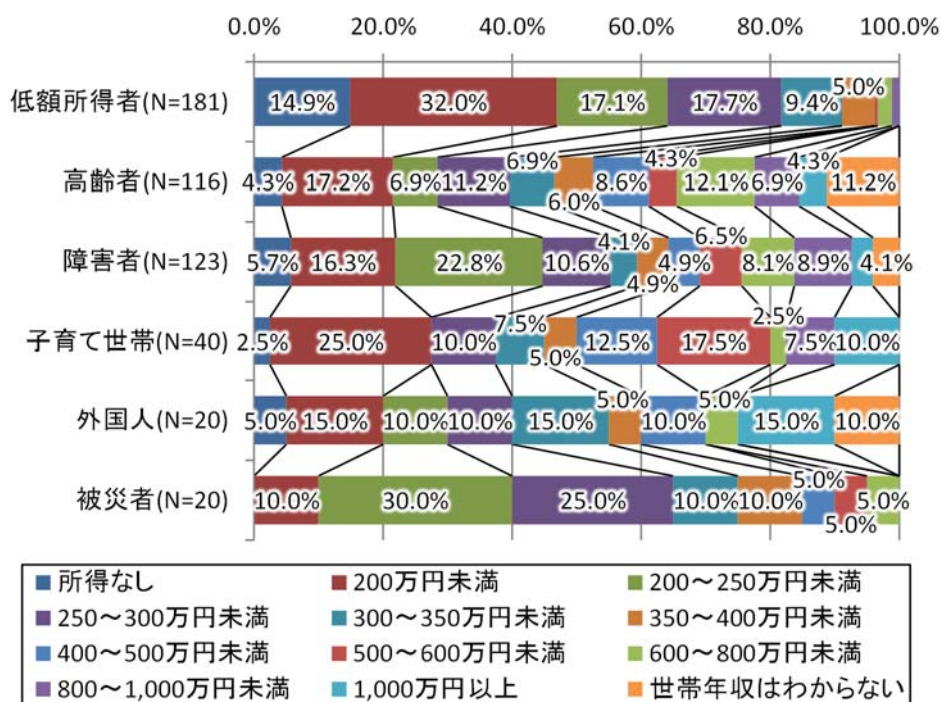


図 住宅確保要配慮者の属性×入居時の世帯年収



⑦ 入居時の給付や生活支援の利用状況

- ・「何も支援は受けていない」の割合が全体で7割強、住宅確保要配慮者向けで5割強を占めている。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、入居時の給付（生活保護費を除く。以下同様。）や入居後の生活支援に関するサービスの利用状況は、低額所得者、高齢者で低く、障害者、子育て世帯、外国人、被災者で高い傾向が見られる。
- ・住宅確保要配慮者ごとにその他の者と比較すると、相対的に以下の傾向が見られる。

【住宅確保要配慮者以外の者（その他の者）と比較した場合の各種支援の相対的な利用傾向】

	入居支援系		契約支援系		生活支援系			
	住宅確保給付金	住まい確保支援	権利擁護事業	成年後見制度	家事代行サービス	介護保険サービス	障害福祉サービス	見守り・安否確認
低額所得者	○	○		○				
高齢者	○	○			○	○		
障害者	○	○	○	○				
子育て世帯	○		○		○			
外国人	○	○			○			

（住宅確保要配慮者とその他の者との相対的な比較）

- ・住宅確保要配慮者に共通して、入居支援系のサービス（「住宅支援給付金又は住宅確保給付金」及び「自治体等による住まいの確保に関する支援」）の利用割合が高い。
- ・これに加えて、住宅確保要配慮者の属性ごとに以下の傾向が見られる。
- ・低額所得者は、「成年後見制度」の割合が高い。
- ・高齢者は、生活支援系のサービス（「家事代行サービス」、「介護保険サービス」）の割合が高い。
- ・障害者は、契約支援系のサービス（「社会福祉協議会が行う権利擁護事業による金銭管理や福祉サービスの利用援助」、「成年後見制度」）の割合が高い。
- ・子育て世帯は、「社会福祉協議会が行う権利擁護事業による金銭管理や福祉サービスの利用援助」、「家事代行サービス」の割合が高い。
- ・外国人は、「家事代行サービス」の割合が高い。

図 入居時の給付や生活支援の利用状況（複数回答）

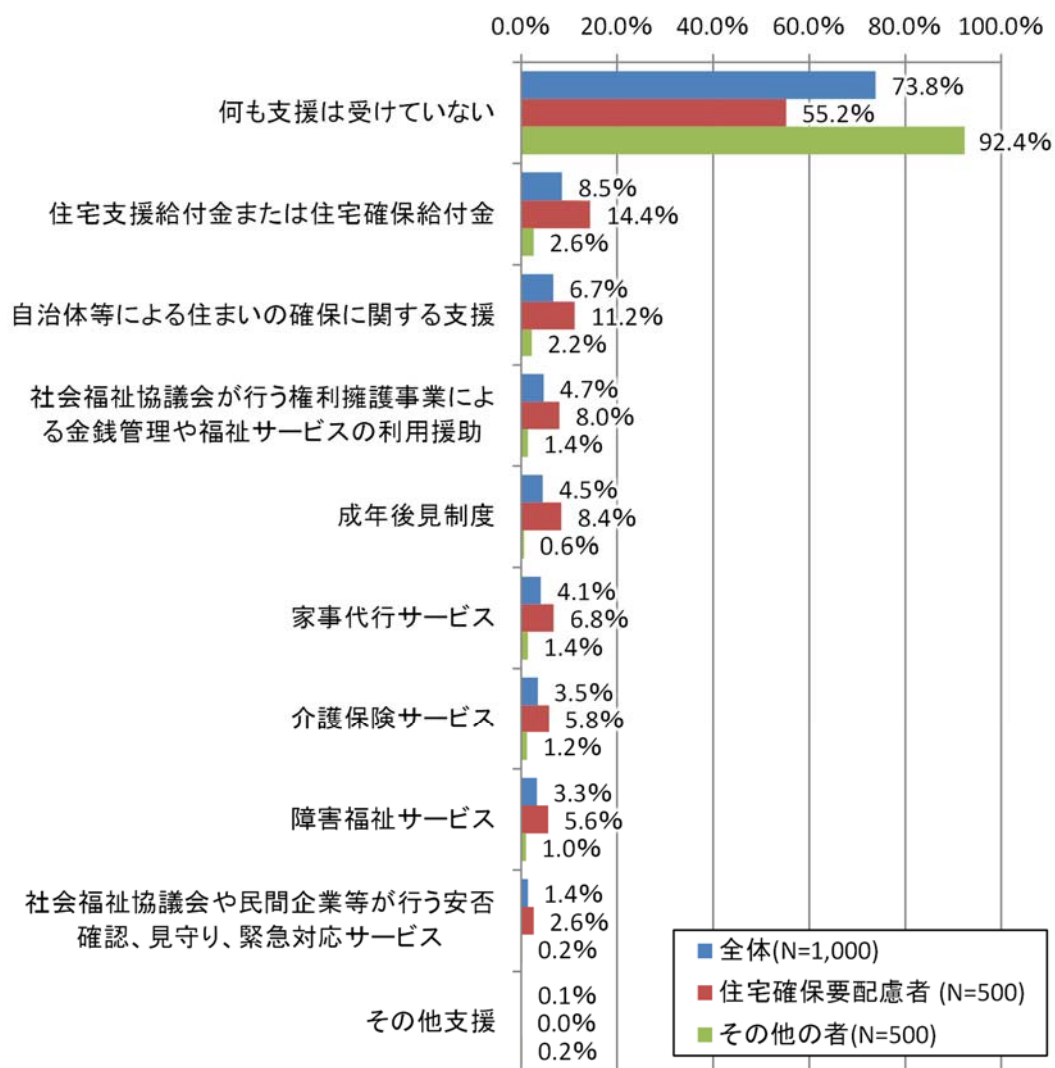


図 住宅確保要配慮者の属性×入居時の給付や生活支援の利用状況（複数回答）

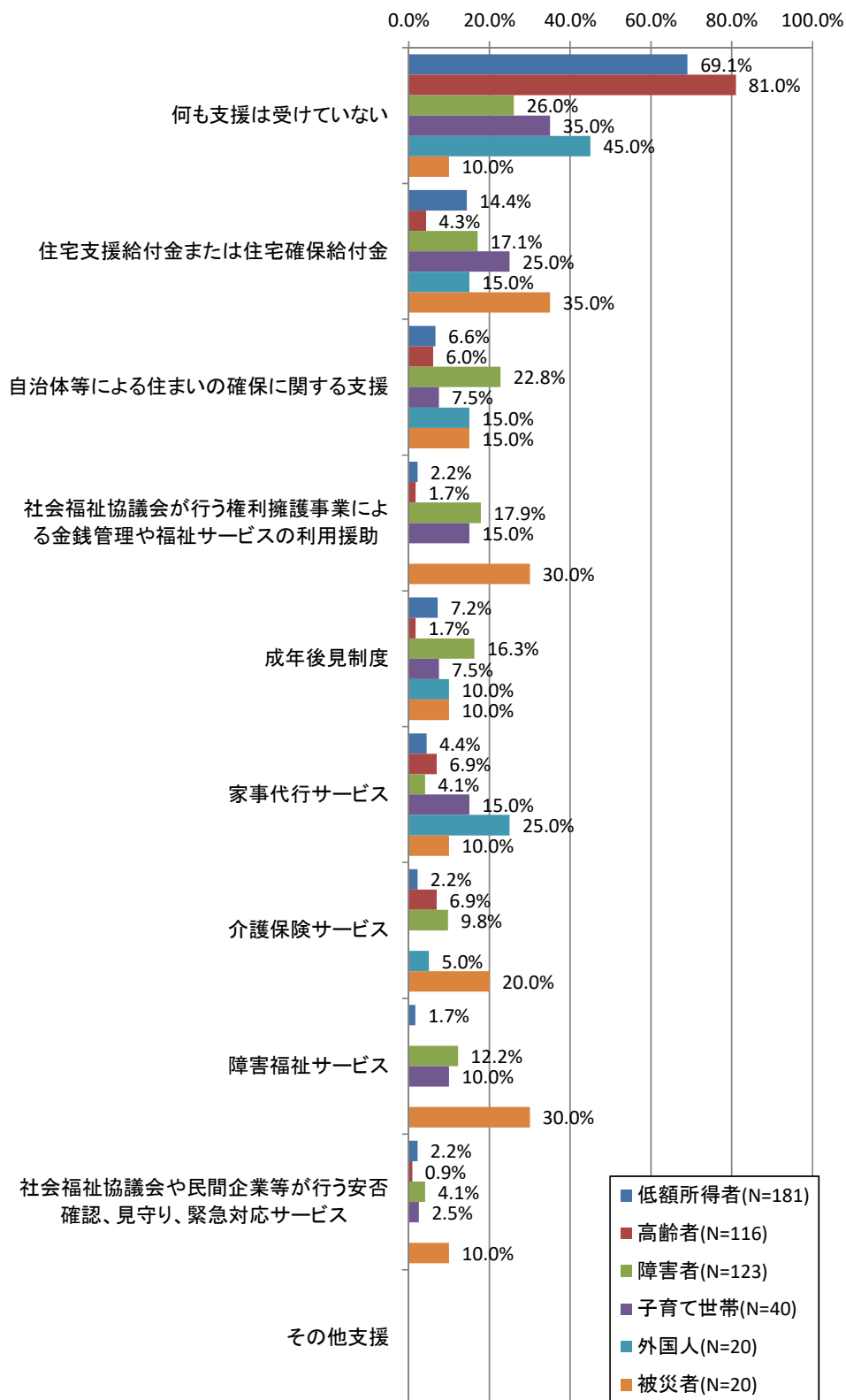
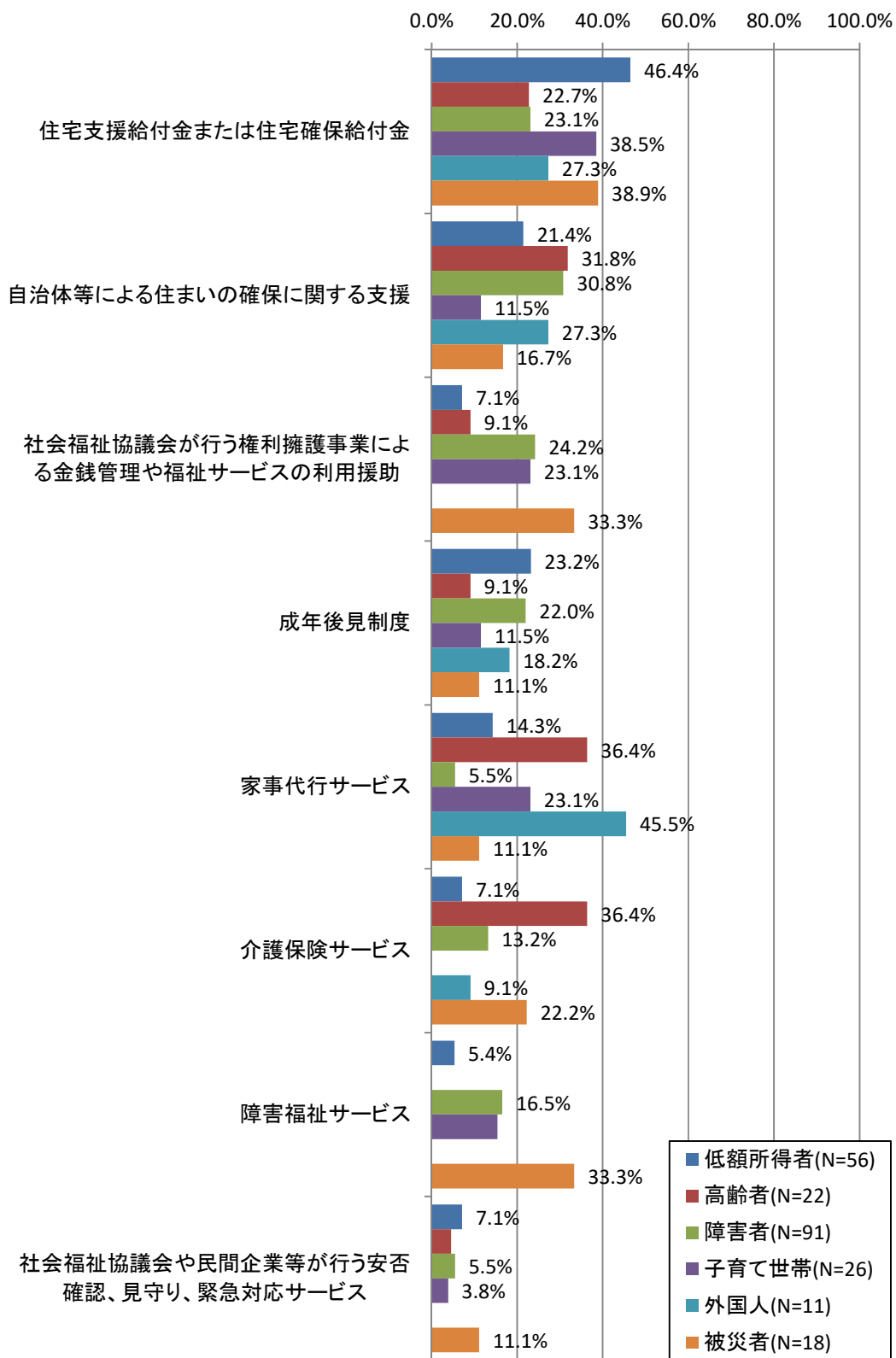


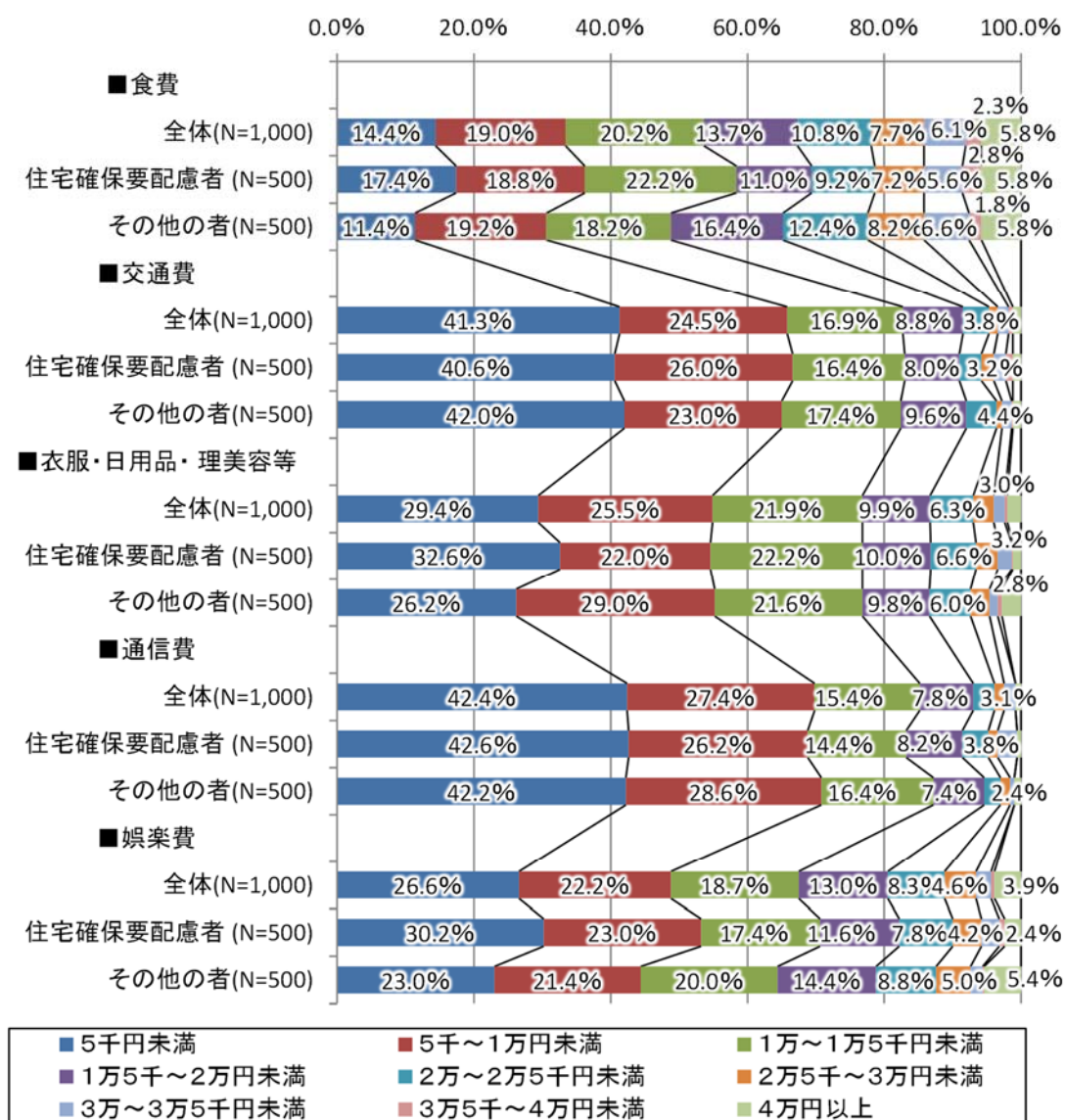
図 何らかの支援を受けている場合の特徴（複数回答）



⑧ 入居時の1ヶ月当たりの平均生活費

- ・食費は「1万～1万5千円未満」、その他（交通費、衣服・日用品・理美容等、通信費、娯楽費）は「5千円未満」の割合が最も高くなっている。
- ・住宅確保要配慮者でもこの傾向は同様であり、その他の者と比べて大きな差異は見られないが、食費、衣服・日用品・理美容等及び娯楽費において、平均生活費がやや低い傾向が見られる。

図 入居時の1ヶ月当たりの平均生活費

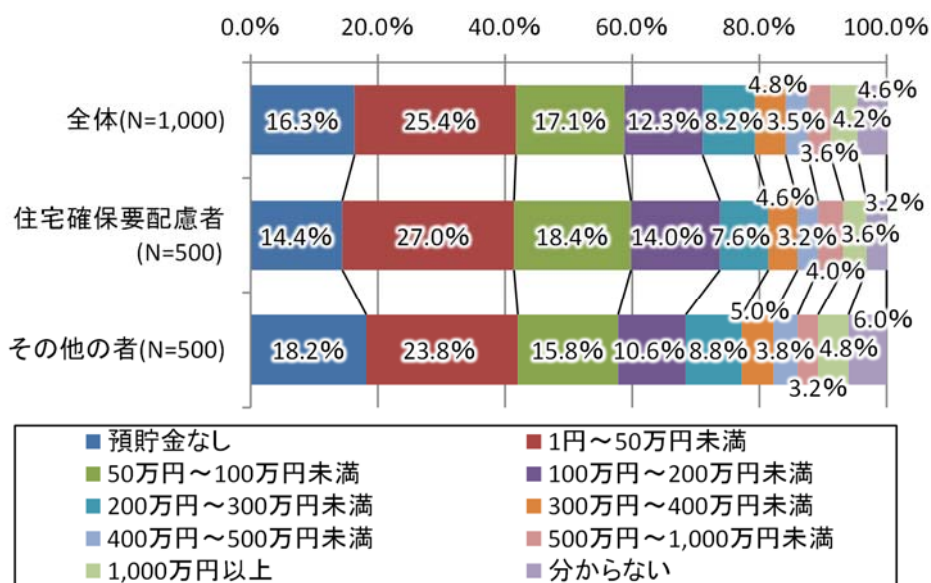


⑨ 入居時の預貯金

・ 50 万円未満が約 4 割、100 万円未満では約 6 割となる。

- ・ 全体では、「1 円～50 万円未満」の割合が 25.4%と最も高くなっており、次いで「50 万円～100 万円未満」が 17.1%、「預貯金なし」が 16.3%と続いている。
- ・ 住宅確保要配慮者では、「1 円～50 万円未満」の割合が 27.0%と最も高くなっており、次いで「50 万円～100 万円未満」が 18.4%、「預貯金なし」が 14.4%と続いている。その他の者と比べて「預貯金なし」の割合がやや低いものの、大きな差異は見られない。

図 入居時の預貯金



3) シェアハウスにおける居住の実態

① 居住期間

- ・全体では1年未満が46.5%、1年以上が53.5%、住宅確保要配慮者では1年未満が47.0%、1年以上が53.0%であり、同様の傾向である。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、高齢者は居住期間が長く1年以上の割合が高いほか、障害者、子育て世帯、外国人は1年未満の割合が高い傾向が見られる。
- ・生活保護受給状況で見ると、生活保護受給者は居住期間が短く1年未満の割合が高い傾向が見られる。

図 居住期間

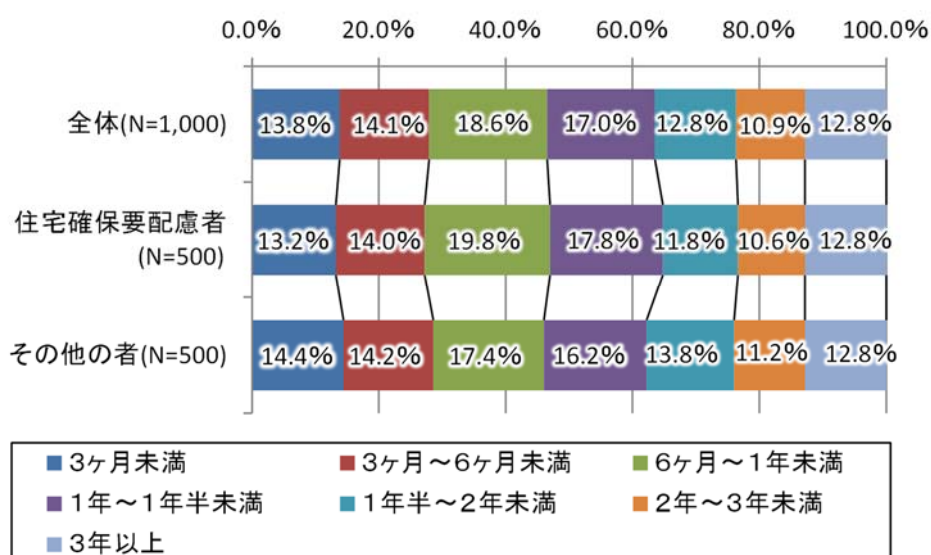


図 住宅確保要配慮者の属性×居住期間

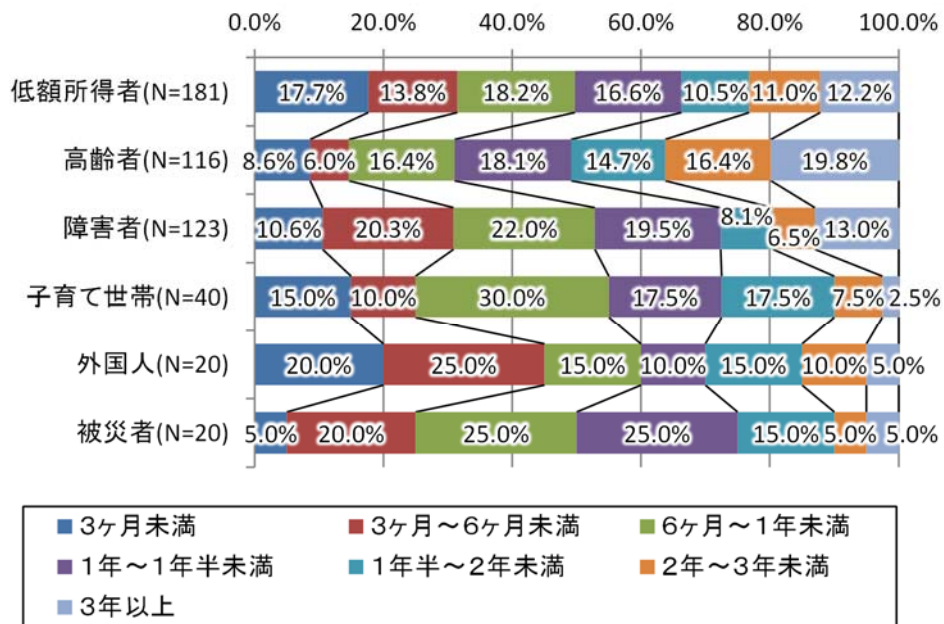
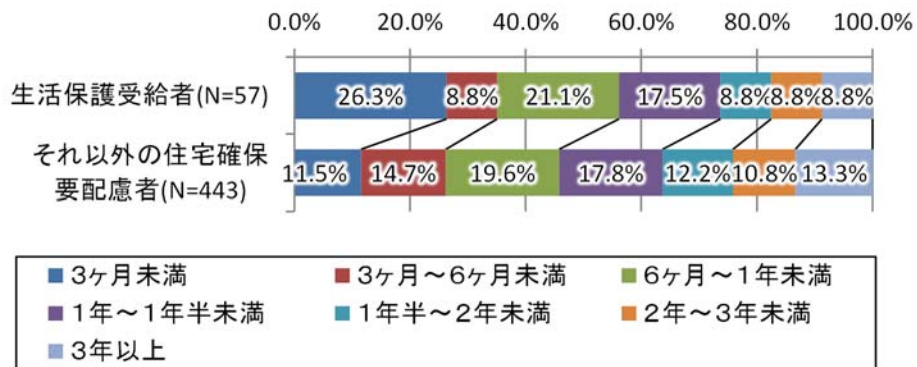


図 生活保護受給状況×居住期間



② 所在地

- ・東京都が25.6%と最も高いが、愛知県、大阪府、神奈川県等といった大都市でも割合が高くなっている。

表 所在地

調査数	全体		住宅確保 要配慮者		その他の 者	
	調査数	構成比	調査数	構成比	調査数	構成比
1,000	100.0%	500	100.0%	500	100.0%	
北海道	51	5.1%	29	5.8%	22	4.4%
青森県	5	0.5%	3	0.6%	2	0.4%
岩手県	4	0.4%	2	0.4%	2	0.4%
宮城県	24	2.4%	11	2.2%	13	2.6%
秋田県	7	0.7%	3	0.6%	4	0.8%
山形県	7	0.7%	5	1.0%	2	0.4%
福島県	10	1.0%	3	0.6%	7	1.4%
茨城県	6	0.6%	2	0.4%	4	0.8%
栃木県	5	0.5%	2	0.4%	3	0.6%
群馬県	11	1.1%	8	1.6%	3	0.6%
埼玉県	37	3.7%	25	5.0%	12	2.4%
千葉県	28	2.8%	16	3.2%	12	2.4%
東京都	256	25.6%	115	23.0%	141	28.2%
神奈川県	71	7.1%	40	8.0%	31	6.2%
新潟県	15	1.5%	6	1.2%	9	1.8%
富山県	5	0.5%	3	0.6%	2	0.4%
石川県	11	1.1%	6	1.2%	5	1.0%
福井県	4	0.4%	2	0.4%	2	0.4%
山梨県	2	0.2%	1	0.2%	1	0.2%
長野県	13	1.3%	5	1.0%	8	1.6%
岐阜県	9	0.9%	6	1.2%	3	0.6%
静岡県	22	2.2%	9	1.8%	13	2.6%
愛知県	77	7.7%	36	7.2%	41	8.2%
三重県	17	1.7%	9	1.8%	8	1.6%
滋賀県	10	1.0%	6	1.2%	4	0.8%
京都府	46	4.6%	21	4.2%	25	5.0%
大阪府	75	7.5%	40	8.0%	35	7.0%
兵庫県	41	4.1%	18	3.6%	23	4.6%
奈良県	6	0.6%	2	0.4%	4	0.8%
和歌山県	1	0.1%	1	0.2%	0	0.0%
鳥取県	4	0.4%	1	0.2%	3	0.6%
島根県	3	0.3%	1	0.2%	2	0.4%
岡山県	10	1.0%	6	1.2%	4	0.8%
広島県	16	1.6%	9	1.8%	7	1.4%
山口県	3	0.3%	0	0.0%	3	0.6%
徳島県	6	0.6%	4	0.8%	2	0.4%
香川県	3	0.3%	2	0.4%	1	0.2%
愛媛県	9	0.9%	5	1.0%	4	0.8%
高知県	3	0.3%	2	0.4%	1	0.2%
福岡県	33	3.3%	20	4.0%	13	2.6%
佐賀県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
長崎県	4	0.4%	0	0.0%	4	0.8%
熊本県	5	0.5%	4	0.8%	1	0.2%
大分県	2	0.2%	1	0.2%	1	0.2%
宮崎県	1	0.1%	1	0.2%	0	0.0%
鹿児島県	3	0.3%	2	0.4%	1	0.2%
沖縄県	19	1.9%	7	1.4%	12	2.4%

※赤字は7.0%以上

③ 個室面積

- ・「7.5～10㎡未満」、「10～12.5㎡未満」の割合が高い。
- ・住宅確保要配慮者でもこの傾向は同様であるが、住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、高齢者、外国人、低額所得者で「5㎡未満」の割合が高い傾向が見られる。
- ・全体では、「7.5～10㎡未満」の割合が23.5%と最も高くなっており、次いで「10～12.5㎡未満」が22.0%、「5～7.5㎡未満」が19.2%と続いている。

図 個室面積

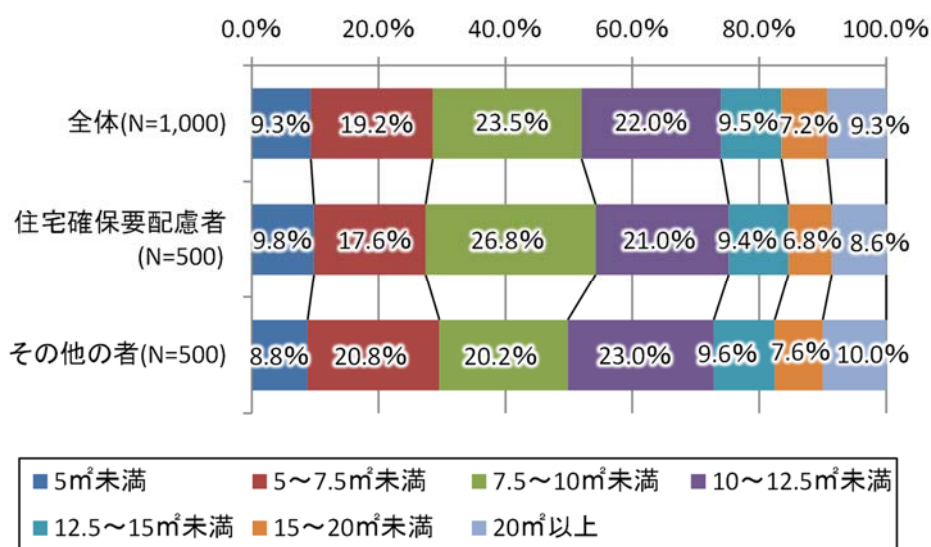
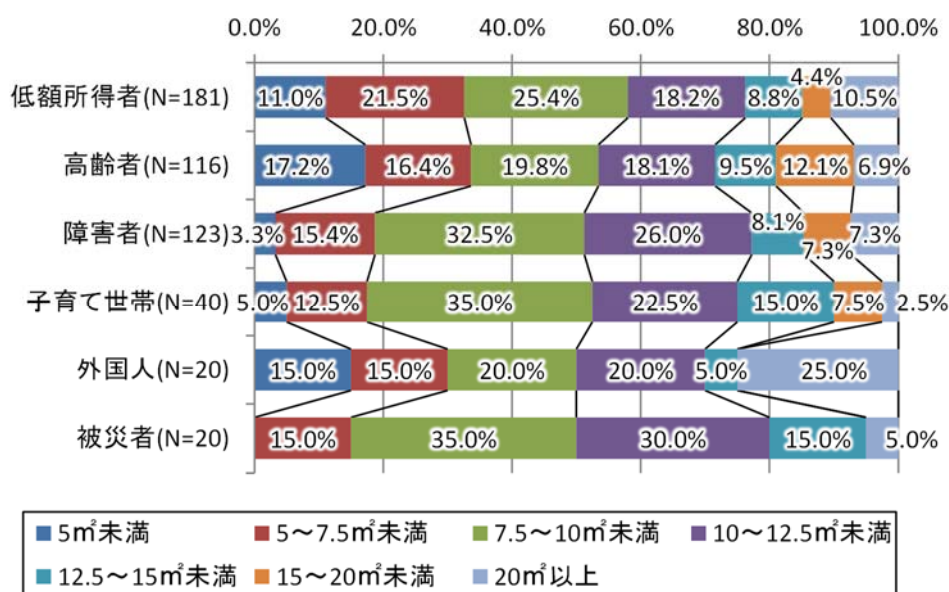


図 住宅確保要配慮者の属性×個室面積



④ 共用部分の設備

- ・「冷蔵庫」、「洗濯機」、「電子レンジ」の割合が高い。
- ・住宅確保要配慮者では、その他の者と比べて設備の設置率が低い傾向が見られるほか、高齢者等への対応として設置が望ましいバリアフリー設備についても軒並み低い設置率となっている。

図 共用部分の設備（複数回答）

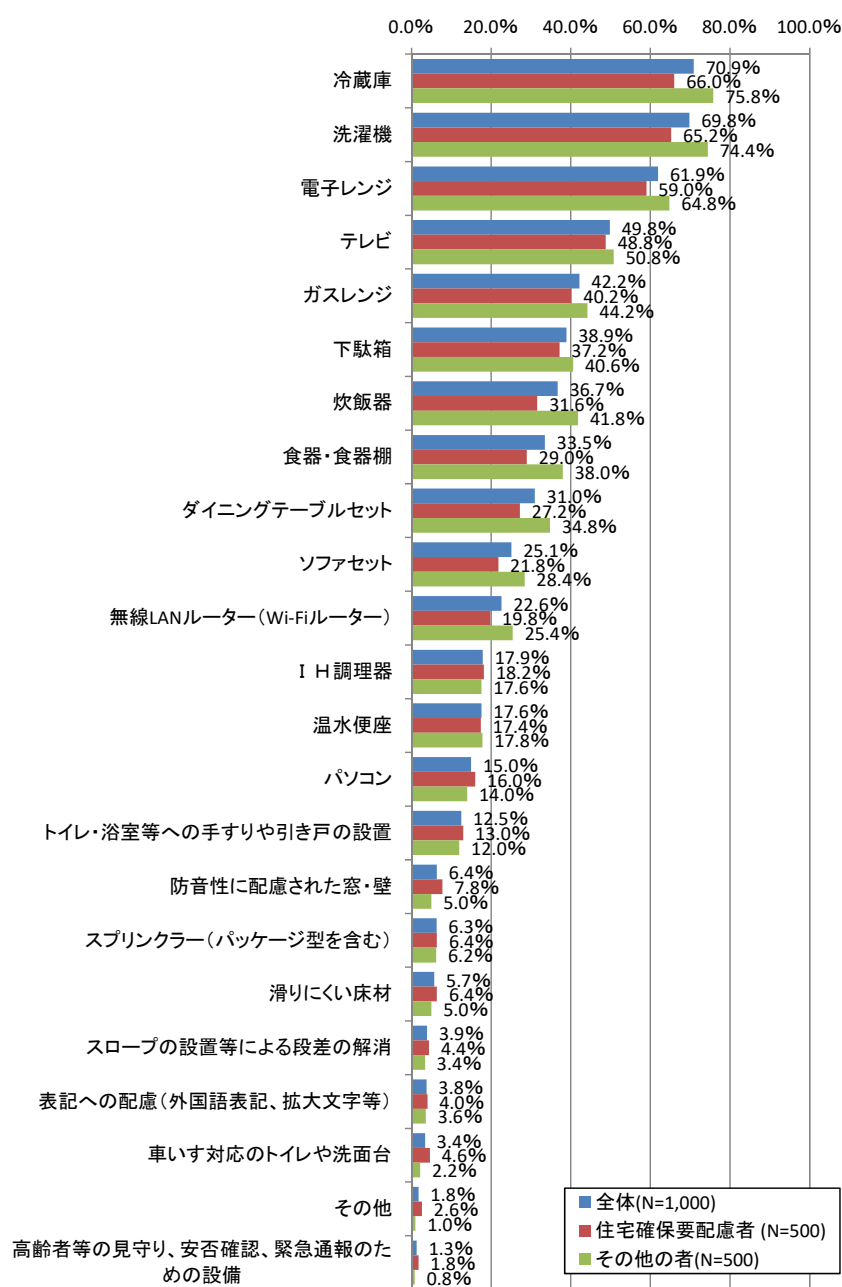
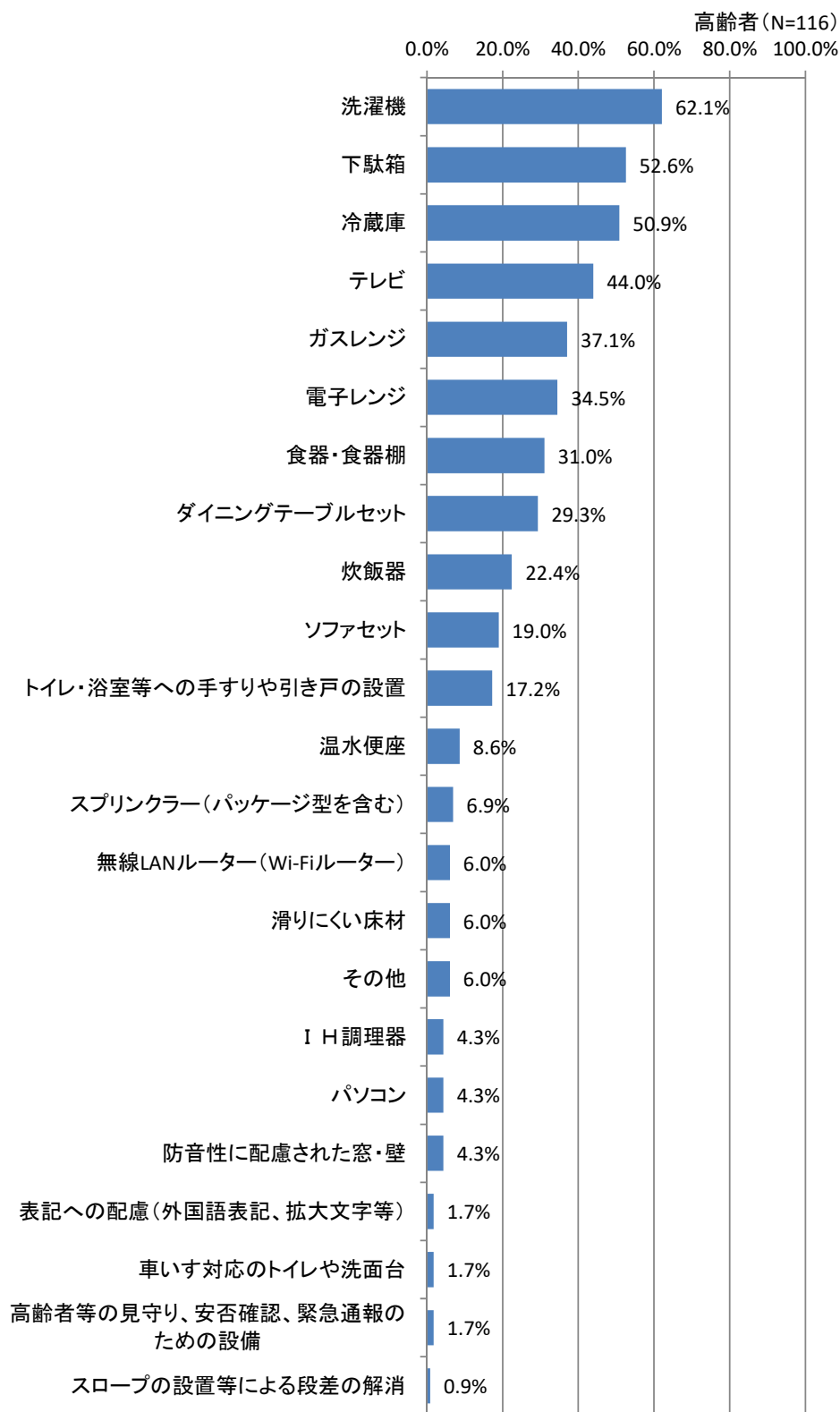


図 高齢者における共用部分の設備（複数回答）



⑤ 他の入居者とのコミュニケーションの状況

- ・「たまに世間話をする程度」、「友達同然の人がいる」の割合が高い。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、傾向は以下の通りとなっている。
- ・高齢者では、「顔が合えば挨拶をする程度」の割合が高い傾向が見られる。
- ・子育て世帯では、「たまに世間話をする程度」の割合が高く、「友達同然の人がいる」の割合が低い傾向が見られる。
- ・外国人では、「友達同然の人がいる」の割合が高い傾向が見られる。

図 他の入居者とのコミュニケーションの状況

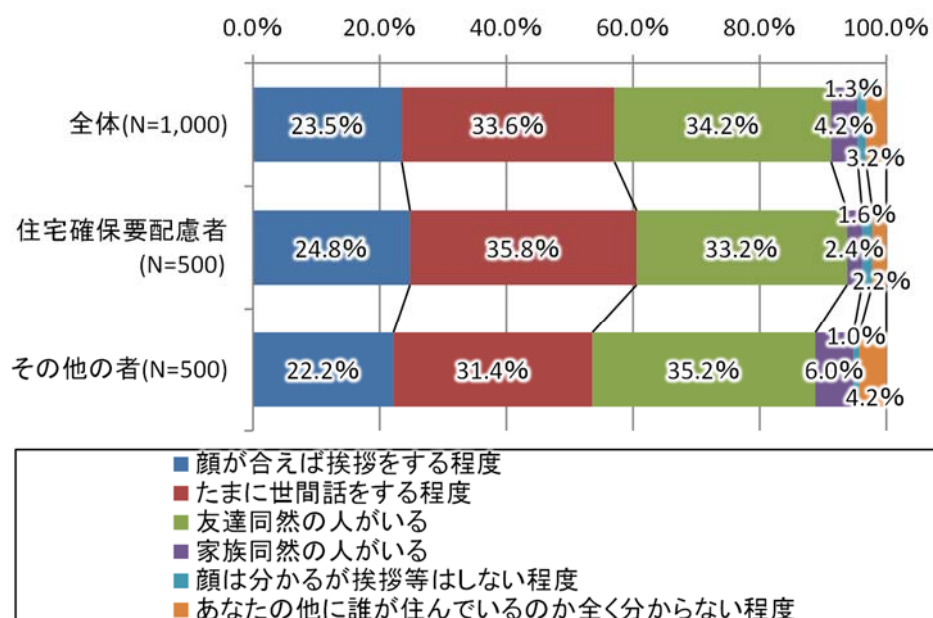
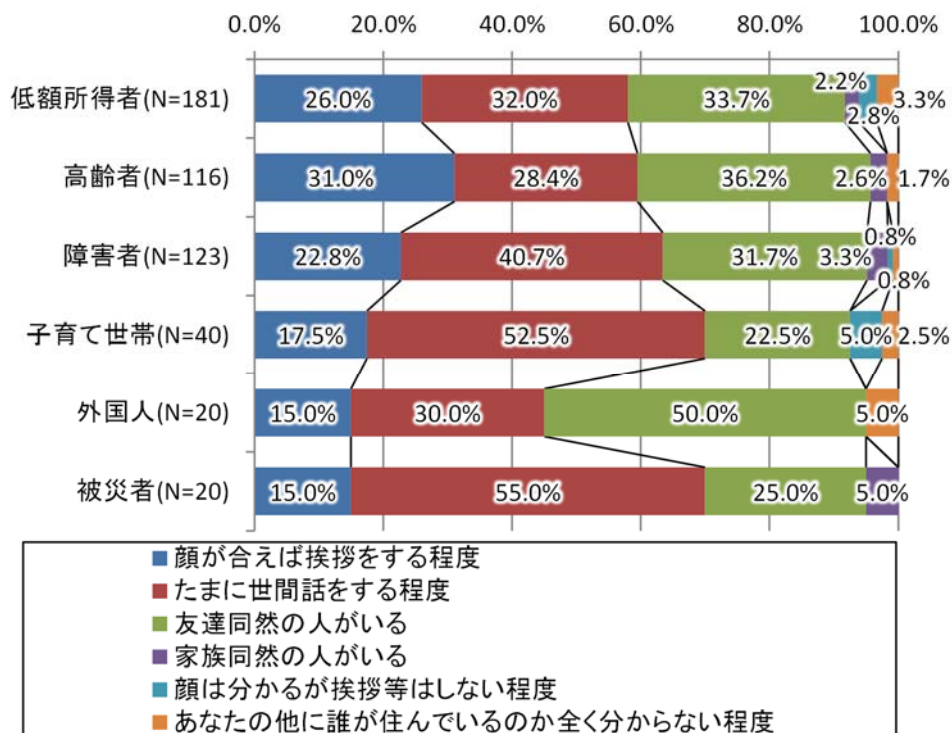


図 住宅確保要配慮者の属性×コミュニケーションの状況

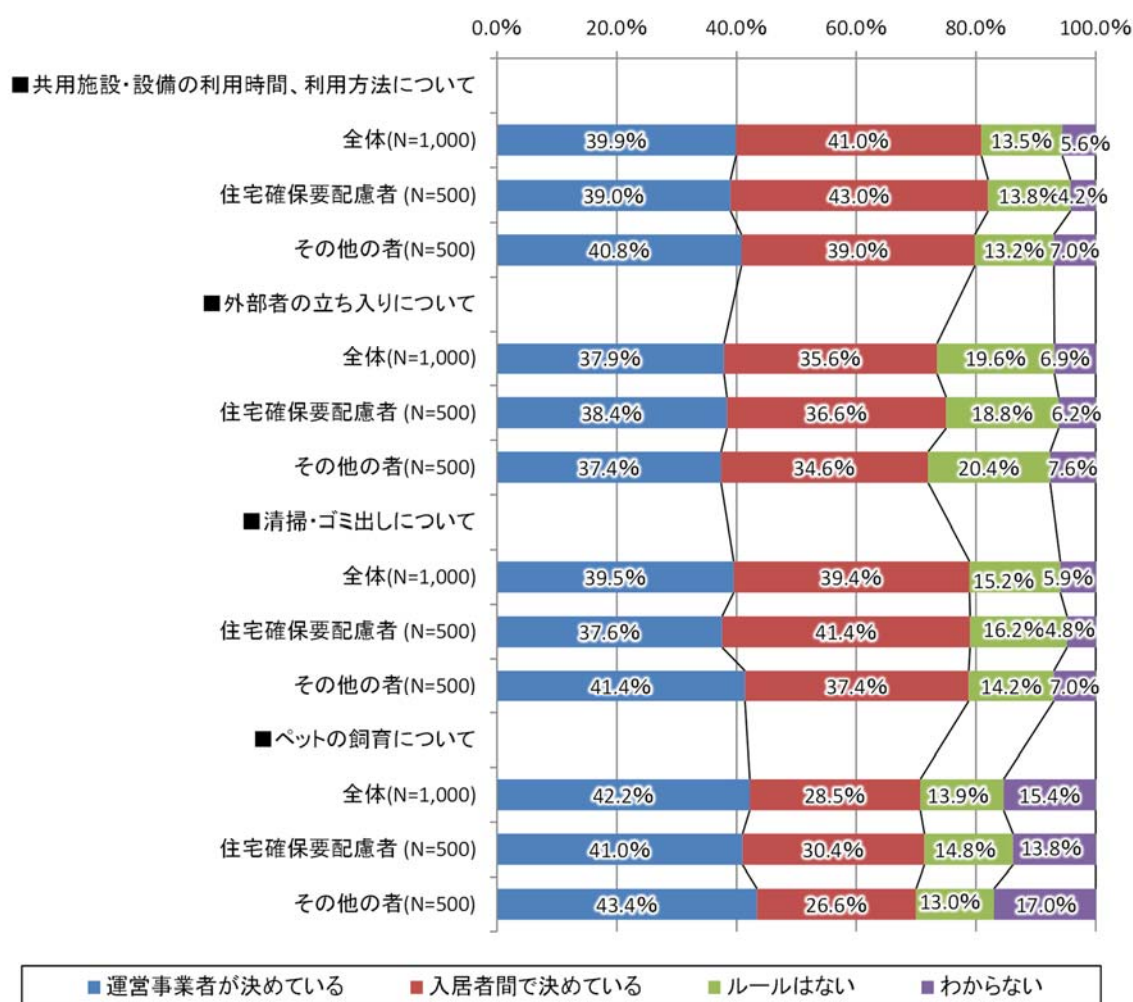


⑥ 生活ルールの設定状況

・「共用施設・設備の利用時間、利用方法について」、「清掃・ゴミ出しについて」のルールの取り決め割合が高い。

- ・全体では、「共用施設・設備の利用時間、利用方法について」のルールの取り決め割合が80.9%と最も高くなっており、次いで「清掃・ゴミ出しについて」が78.9%、「外部者の立ち入りについて」が73.5%と続いている。
- ・住宅確保要配慮者では、その他の者と比べて大きな差異はなく、また、各ルールのいずれも約4割が運営事業者によって取り決められており、取り決め割合の違いは、入居者間での取り決めの差によるものとなっている。

図 生活ルールの設定状況



⑦ 入居者間のトラブル

- ・全体では、「特にトラブルはなかった」が4割以上を占めおり、発生したトラブルは「騒音（大声や泣き声を含む）」、「私物を共用スペースに置く」の割合が高く、住宅確保要配慮者についても同様である。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとにその他の者と比較すると、相対的に以下の傾向が見られる。

【住宅確保要配慮者以外の者（その他の者）と比較した場合のトラブルの相対的な発生傾向】

（○：発生傾向が高い ×：発生傾向が低い）

	生活ルール				生活衛生・安全				
	私物を共用スペースに置く	清掃・ゴミ出しのルール違反	浴室・トイレのルール違反	契約者以外の者の無断宿泊	騒音	火の不始末	害虫・害獣の発生	近隣居住者とのトラブル	入居者の所有物の盗難
低額所得者			×		×				
高齢者	×	×	×	×	×	×		×	
障害者	○	○	○			○			○
子育て世帯	○	○		○	○	○	○	○	○
外国人			○	×	○	×	×		

（住宅確保要配慮者とその他の者との相対的な比較）

- ・低額所得者は、その他の者よりも、発生頻度が著しく高いトラブルはなく、「騒音」や「浴室・トイレの利用ルールを守らない」の割合が低い。
- ・高齢者は、その他の者よりも、全般的にトラブルの発生割合が低い。
- ・障害者は、その他の者よりも、「私物を共有スペースに置く」、「清掃・ゴミ出しのルールを守らない」、「浴室・トイレの利用ルールを守らない」という生活ルールに関するトラブルや、「火の不始末」、「入居者の所有物の盗難」の割合が高い。
- ・子育て世帯は、その他の者よりも、全般的にトラブルの発生割合が高い。
- ・外国人は、その他の者よりも、「騒音」及び「浴室・トイレのルール違反」の割合が高いが、「契約者以外の無断宿泊」や「火の不始末」の割合は低い。

図 入居者間のトラブル（複数回答）

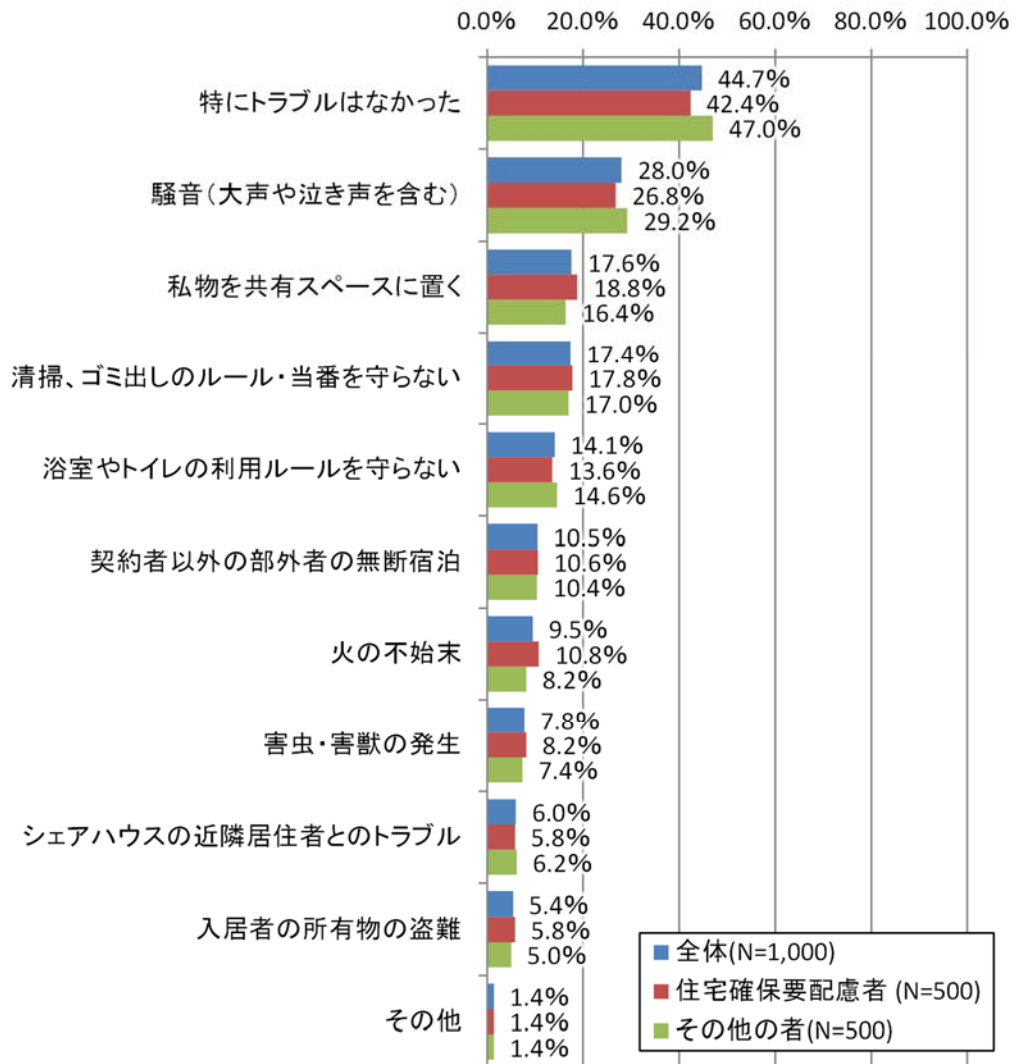
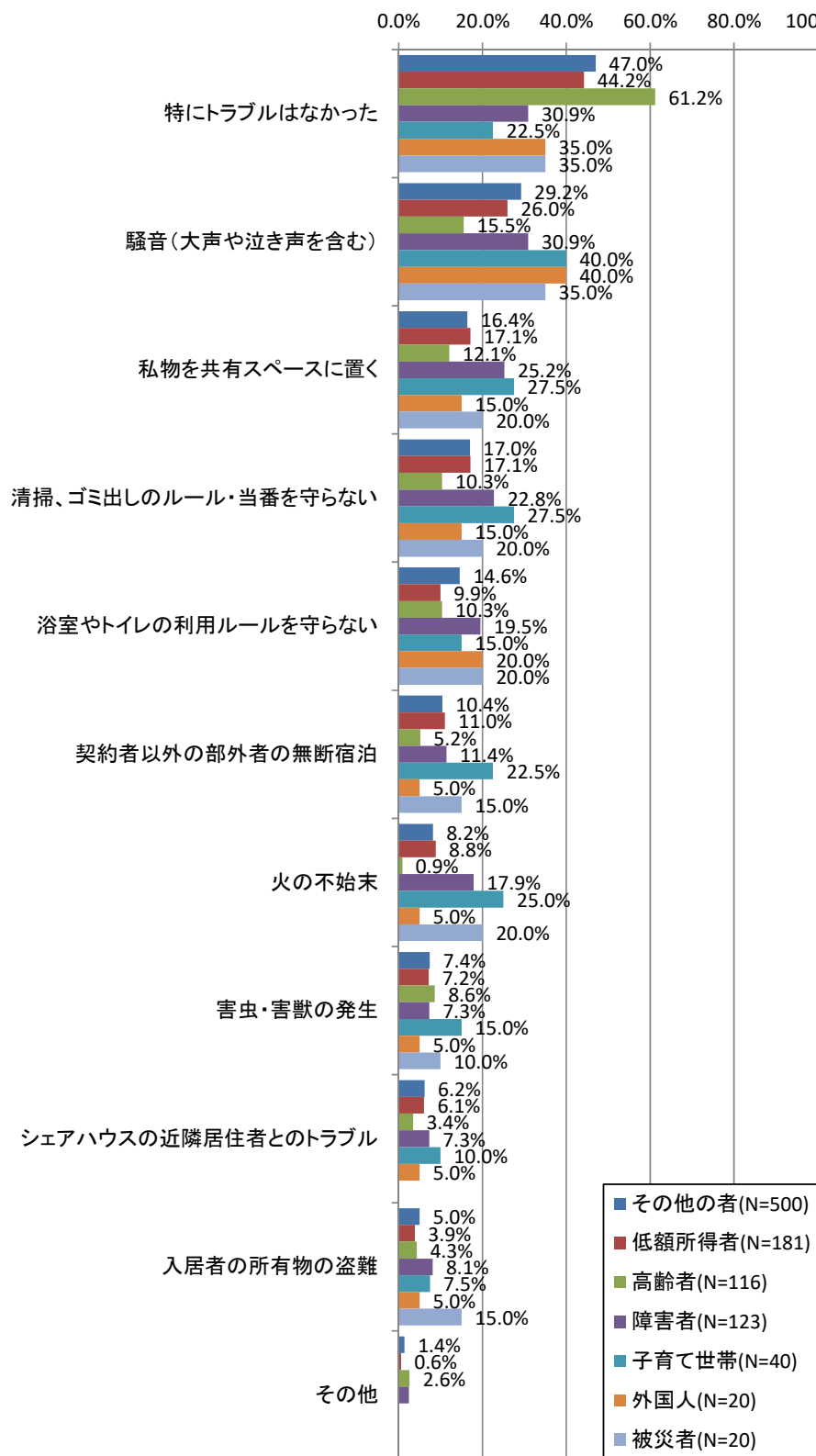


図 その他の者及び住宅確保要配慮者の属性×入居者間のトラブル（複数回答）



⑧ 居住の満足度

- ・全体では、「立地について」、「賃料水準について」についての満足度（「大変満足している」＋「満足している」）の割合が60.8%、56.1%と高くなっている。
- ・一方、不満度（「大変不満である」＋「不満である」）の高い項目としては、「プライバシーの確保について」（27.4%）、「建物の新しさについて」（22.3%）等が挙げられる。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとにその他の者と比較すると、相対的に以下の傾向が見られる。

【住宅確保要配慮者以外の者（その他の者）と比較した場合の居住の満足度・不満度の相対的な傾向】

（○：満足度が高い又は不満度が低い ×：不満度が高い又は満足度が低い）

	入居条件		ハード面				ソフト面			
	立地について	賃料水準について	建物の新しさについて	部屋の広さについて	部屋の設備について	共用施設について	プライバシーの確保について	安全性について	コミュニケーションについて	清掃などの管理状況について
低額所得者			○			○	○	○		
高齢者		×	×	×	×	×	×	×	×	×
障害者		×	○	×					×	×
子育て世帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外国人		×	○	○	○	○	○	○	○	○

（住宅確保要配慮者とその他の者との相対的な比較）

- ・低額所得者は、その他の者よりも、ハード面では「建物の新しさについて」、「共用施設について」、ソフト面では「プライバシーの確保について」、「安全性について」の満足度が高い。
- ・高齢者は、その他の者よりも、全般的に満足度が低く、不満度が高い。
- ・障害者は、その他の者よりも、ハード面では「建物の新しさについて」の不満度が低く、「部屋の広さについて」の満足度が低い一方、ソフト面では「他の入居者とのコミュニケーションについて」、「清掃などの管理状況について」の不満度が高い。

・子育て世帯、外国人は、その他の者よりも全般的に満足度が高く、不満度が低い。

図 居住の満足度

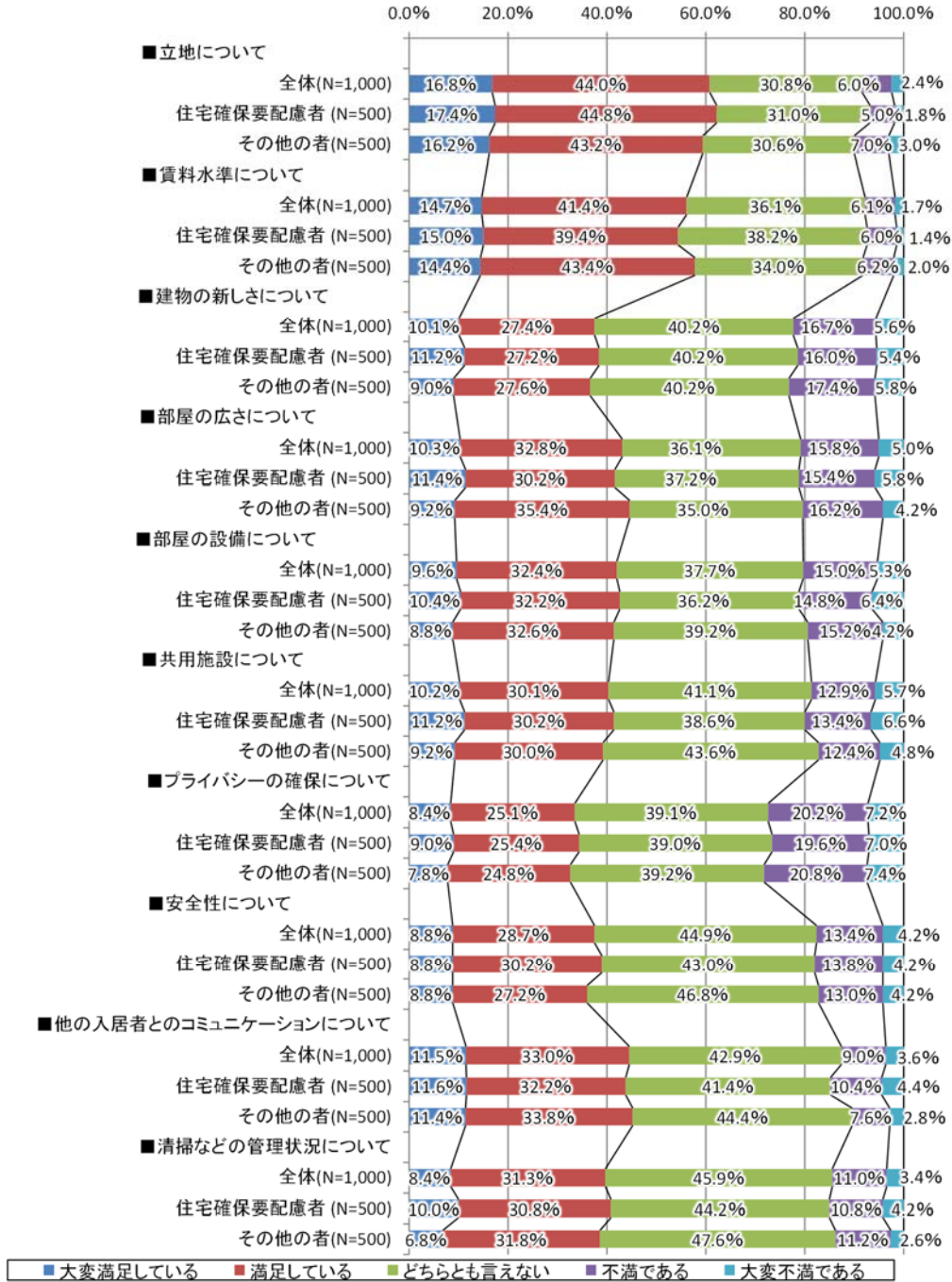


図 その他の者×居住の満足度

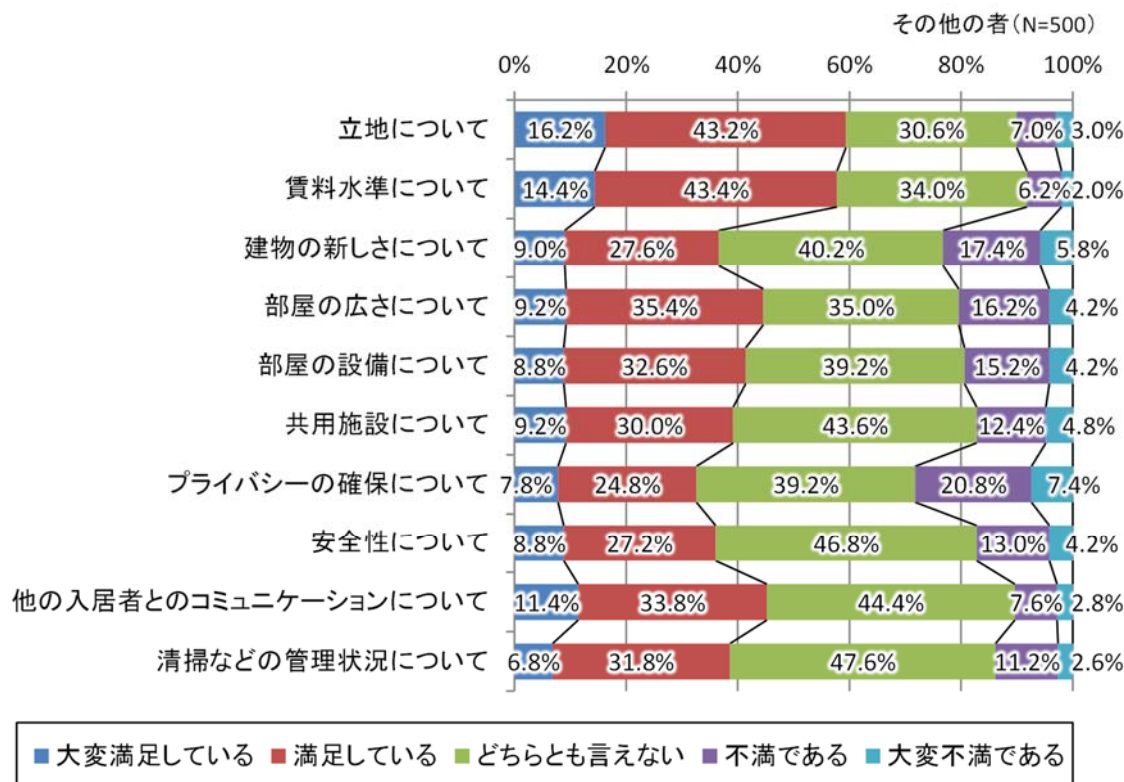


図 低額所得者×居住の満足度

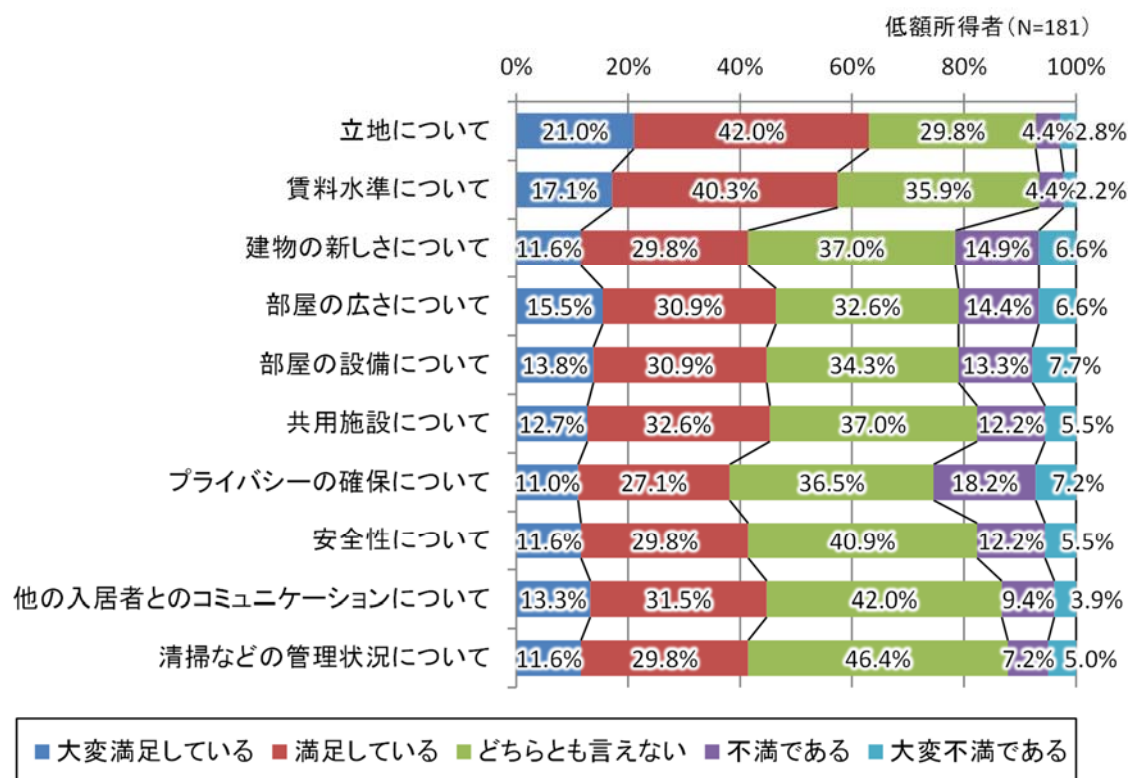


図 高齢者×居住の満足度

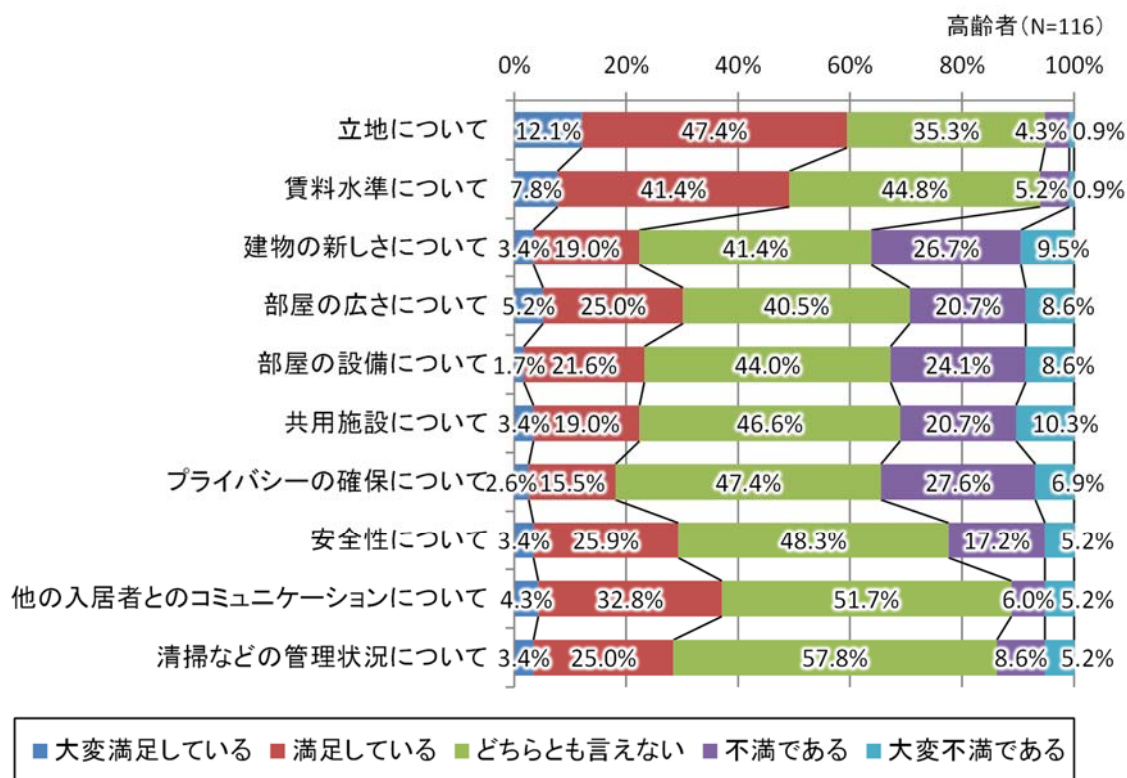


図 障害者×居住の満足度

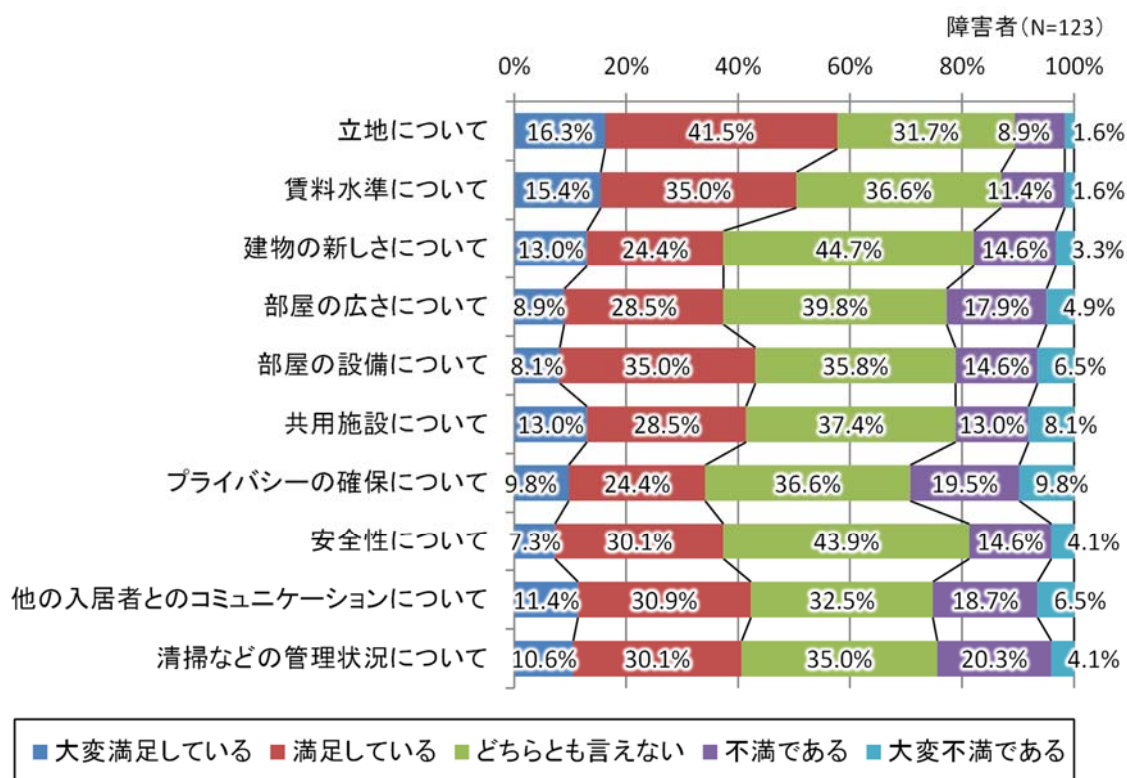


図 子育て世帯×子育て世帯

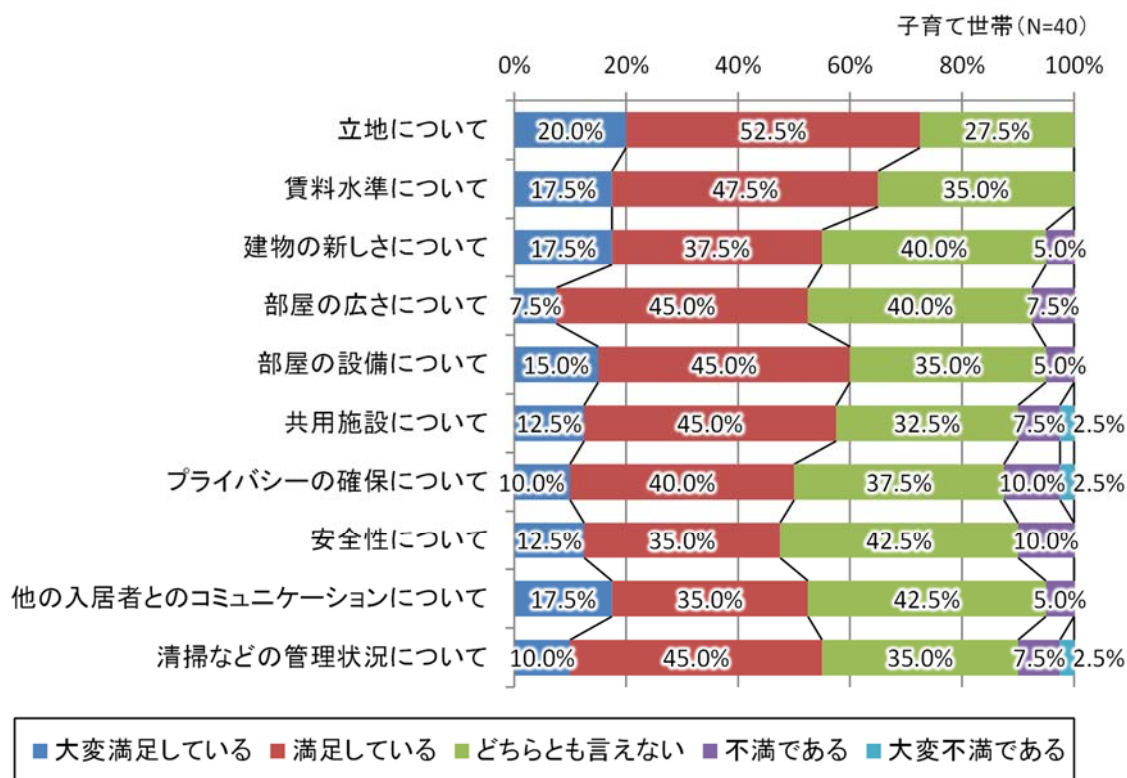


図 外国人×居住の満足度

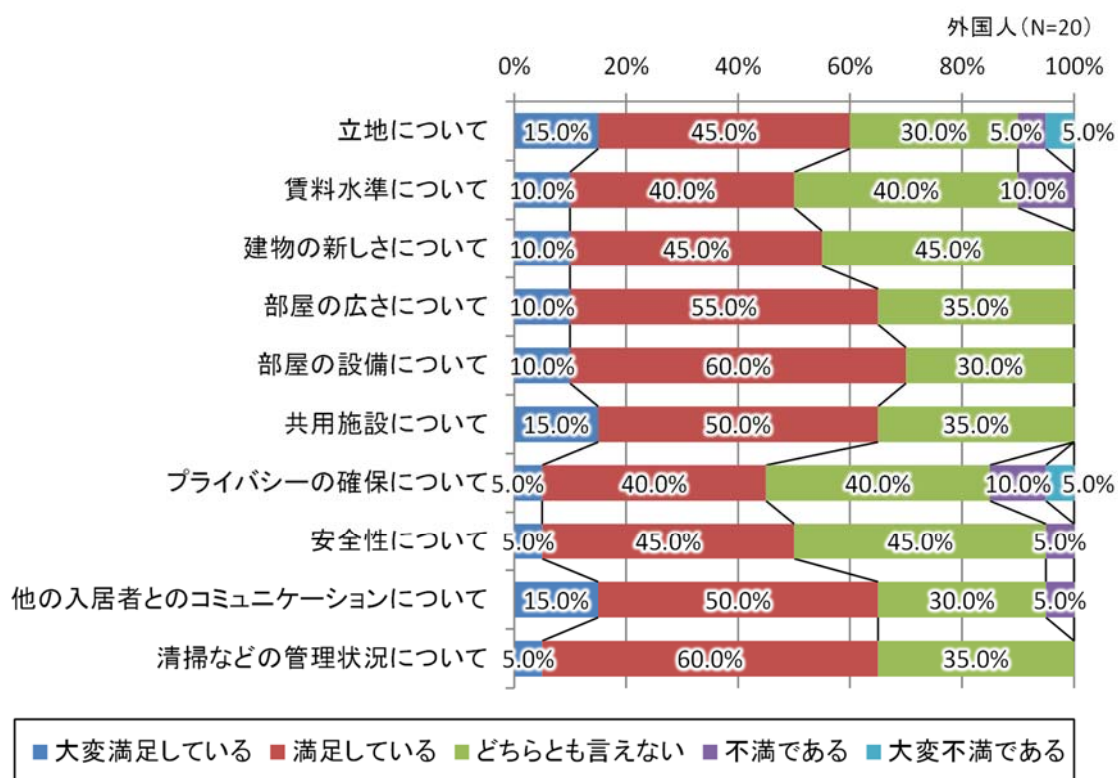
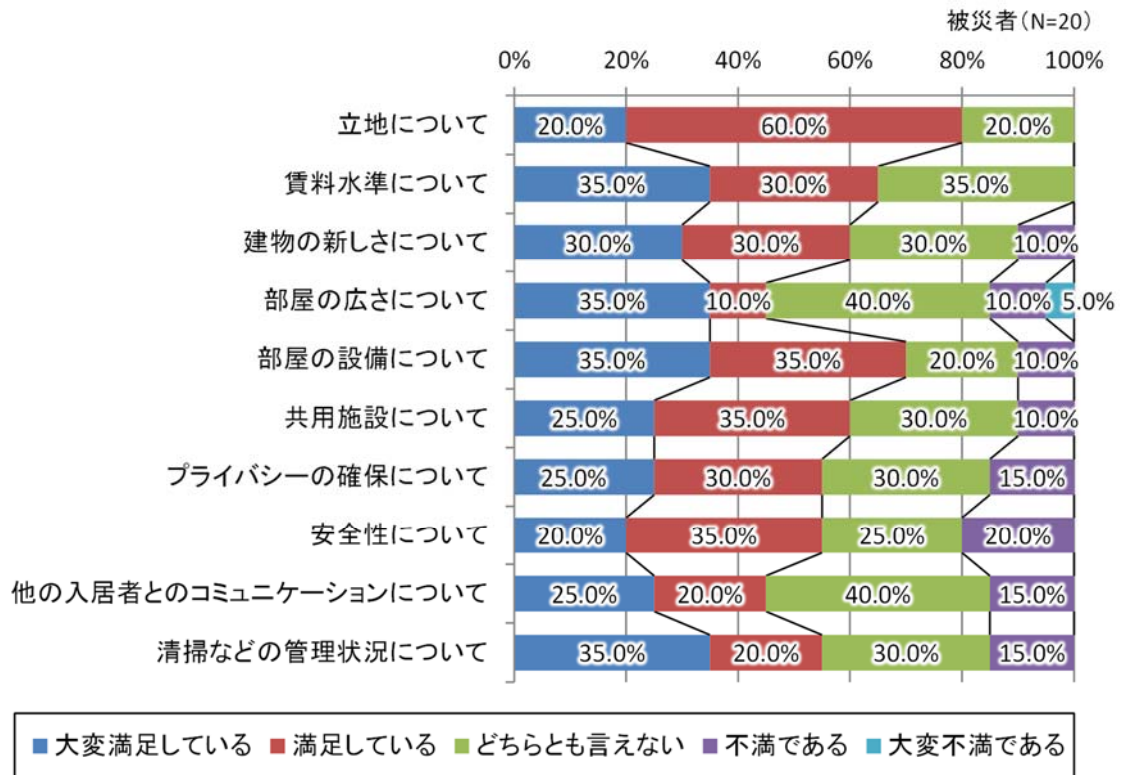


図 被災者×居住の満足度



4) 契約内容・手続き等の概要

① 契約の各段階における運営事業者等の担当者との対面の状況

- ・全体では、「直接対面した」の割合が「物件の見学時」では47.0%、「契約事項の説明時」では45.4%、「入居中の問い合わせ時」では37.8%、「契約終了時」では42.4%と、いずれも半数に満たない状況となっている。
- ・住宅確保要配慮者でもこの傾向は同様であり、その他の者と比べて大きな差異は見られない。
- ・また、「直接対面した」と回答した者のうち同行者がいた割合は、全体では、「物件の見学時」では53.8%、「契約事項の説明時」では47.4%、「入居中の問い合わせ時」では41.0%、「契約終了時」では38.9%となっている。
- ・住宅確保要配慮者では、その他の者に比べて大きな差異は見られないものの、「同行者がいた」の割合がやや高い傾向が見られる。

図 契約の各段階における運営事業者等の担当者との対面の状況

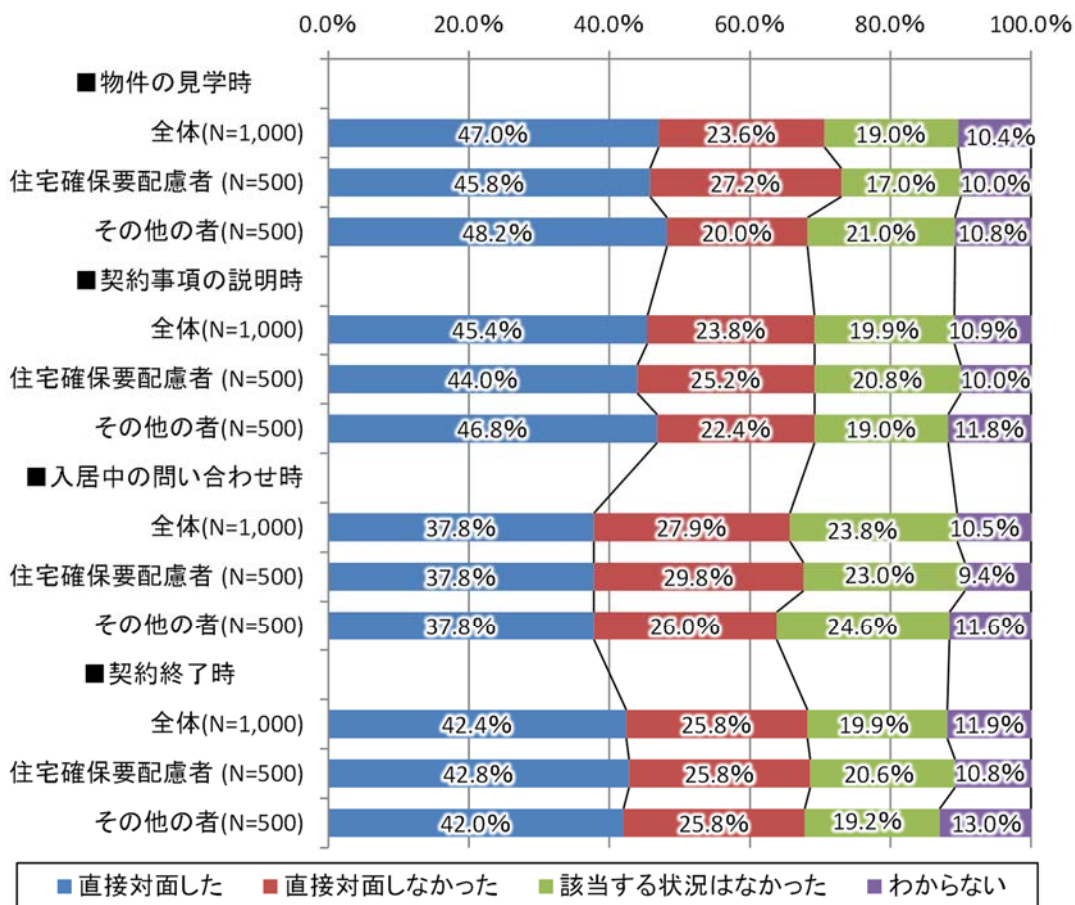
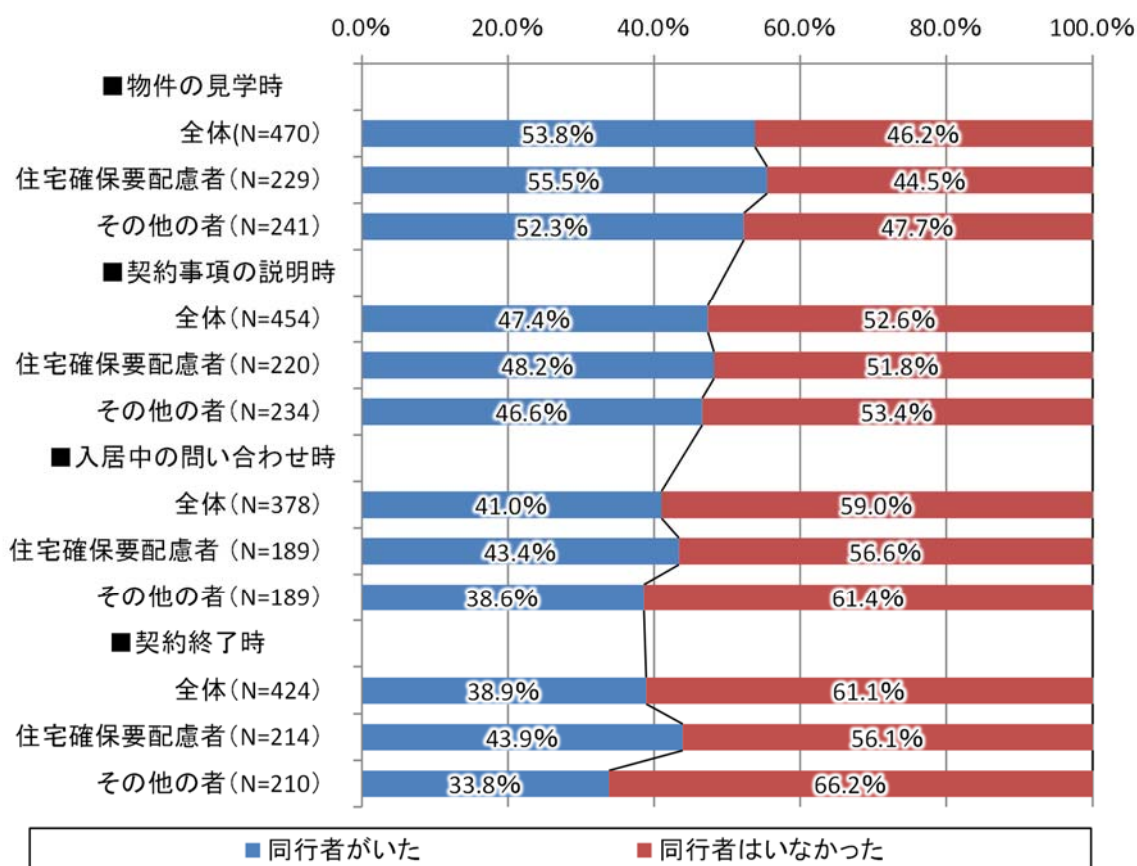


図 「直接対面した」と回答した者の同行者の有無



② 契約形態

- ・「普通建物賃貸借契約」の割合が4割以上となっている。
- ・住宅確保要配慮者でもこの傾向は同様であるが、住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、「定期建物賃貸借契約」の割合が高齢者で低く、子育て世帯、外国人、被災者で高い傾向が見られる。

図 契約形態

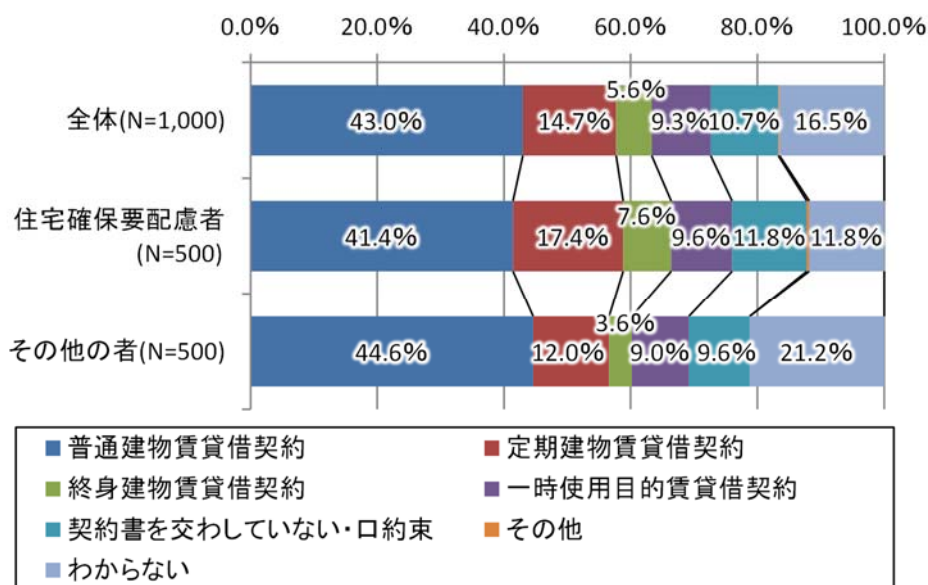
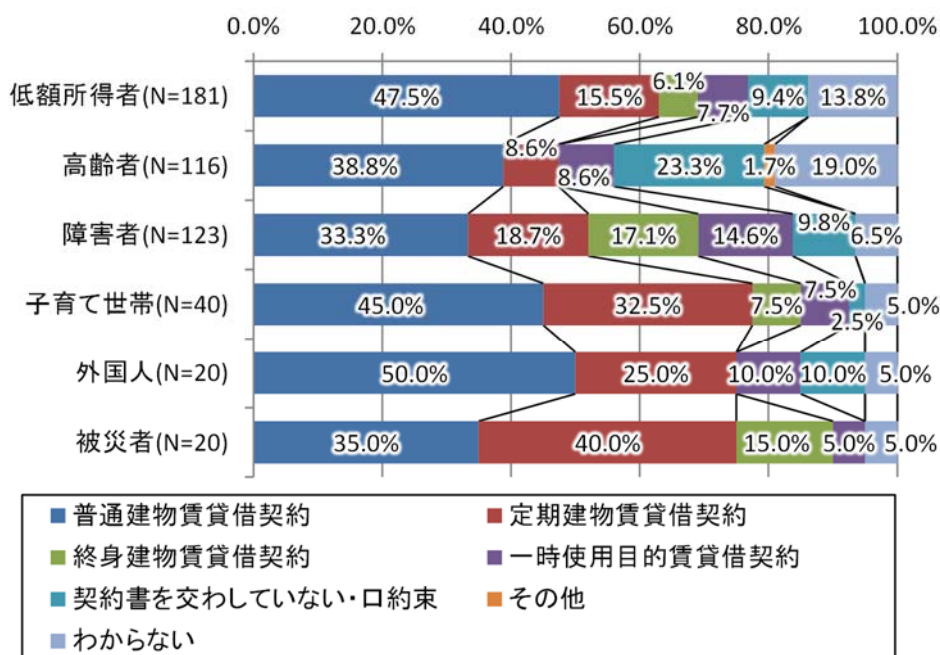


図 住宅確保要配慮者の属性×契約形態



③ 契約期間

- ・「特に定めていない」、「6ヶ月～1年未満」、「1年～1年半未満」、「3ヶ月～6ヶ月」の割合が高い。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、高齢者の契約期間が長い傾向が見られる。

図 契約期間

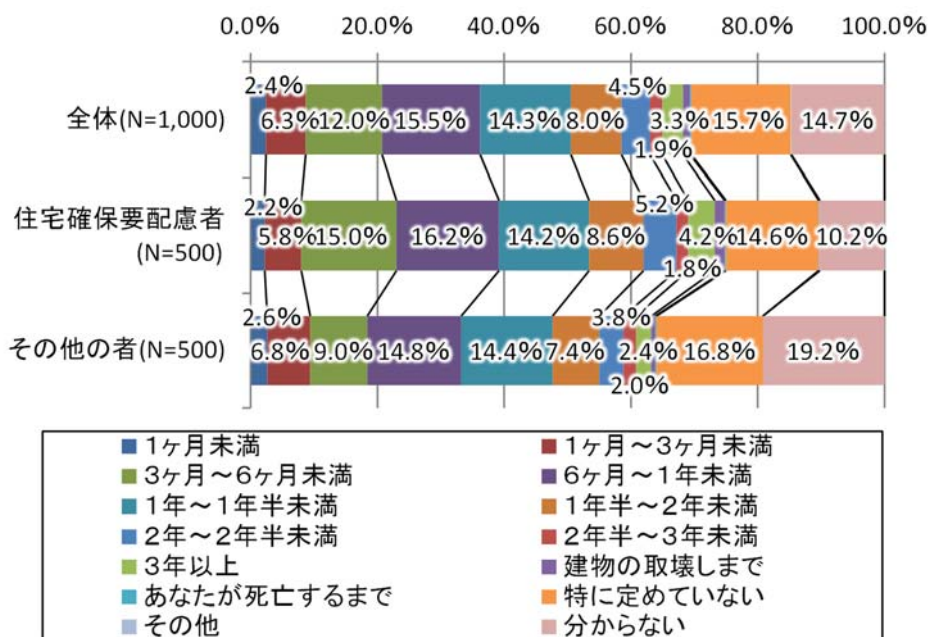
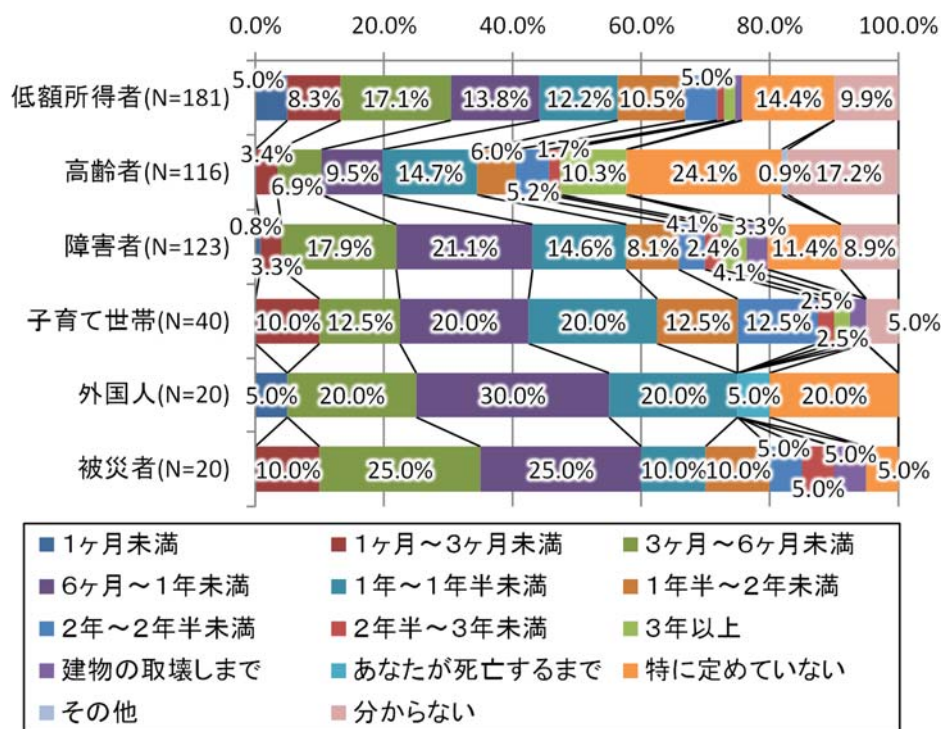


図 住宅確保要配慮者の属性×契約期間



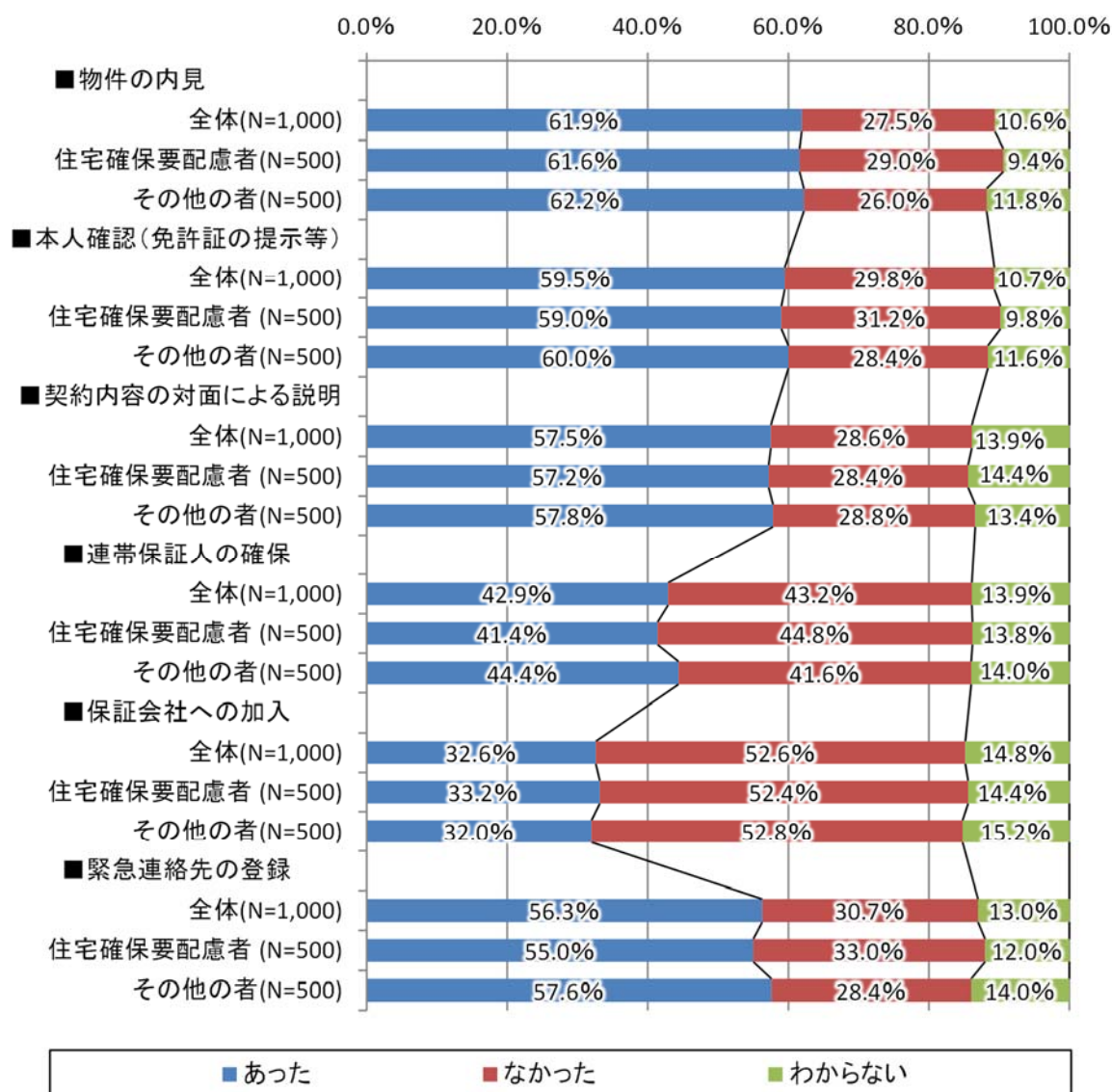
④ 入居契約手続き（契約時に実施されたこと）

・「物件の内見」、「本人確認（免許証の提示等）」、「契約内容の対面による説明」、「緊急連絡先の登録」が約6割、「連帯保証人の確保」が約4割、「保証会社への加入」が約3割となっている。

・全体では、「物件の内見」の割合が61.9%と最も高くなっており、次いで「本人確認（免許書の提示等）」が59.5%、「契約内容の対面による説明」が57.5%、「緊急連絡先の登録」が56.3%、「連帯保証人の確保」が42.9%、「保証会社への加入」が32.6%の順となっている。

・住宅確保要配慮者でも、その他の者と比べて大きな差異は見られない。

図 入居契約手続き（契約時に実施されたこと）



⑤ 1ヶ月当たりの住居費

- ・ 3万円未満が約5割、5万円未満では約8割を占めている。
- ・ 住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、その他の者と比べて、低額所得者、高齢者で住居費が低い傾向が見られる。

図 1ヶ月当たりの住居費

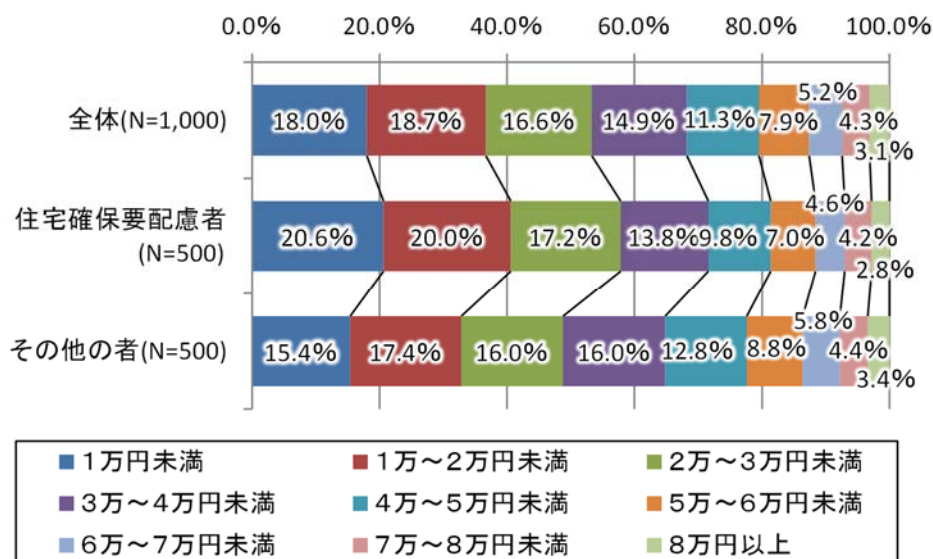
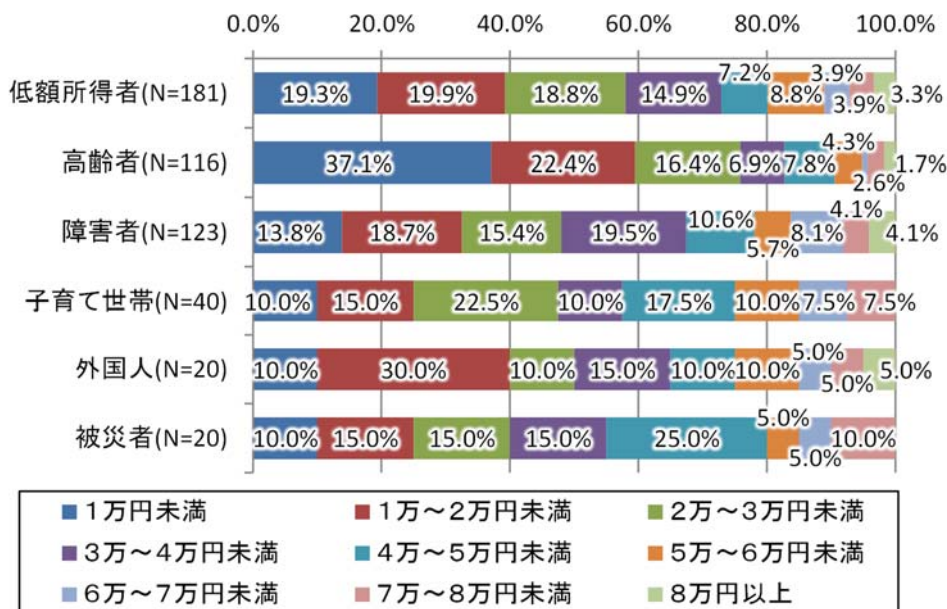


図 住宅確保要配慮者の属性×1ヶ月当たりの住居費

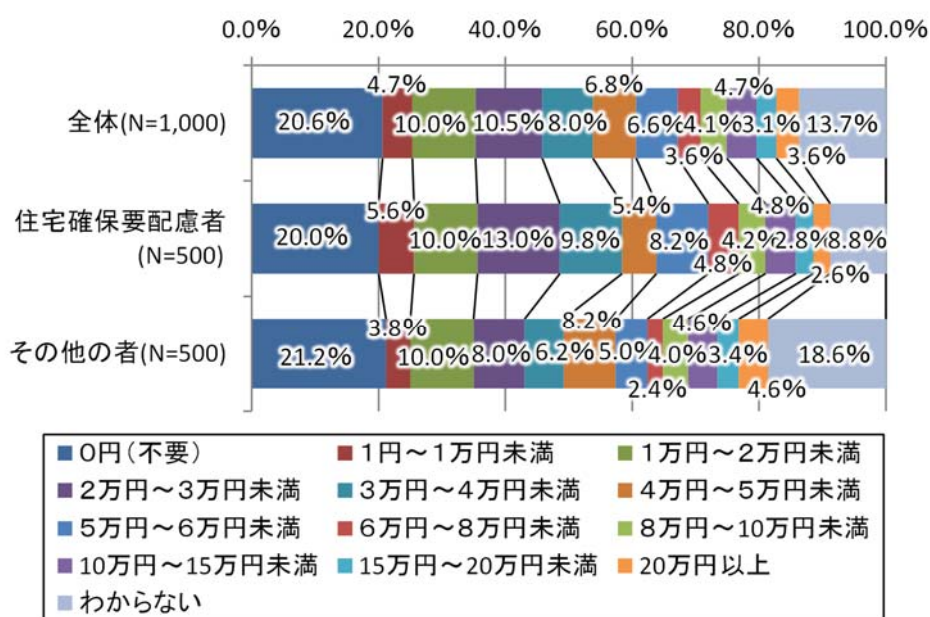


⑥ 敷金・礼金・保証会社への保証料等の初期費用（家賃、共益費を除く）

・「0円（不要）」の割合が約2割を占め、5万円未満が約6割を占めている。

- ・全体では、「0円（不要）」の割合が20.6%と最も高くなっており、次いで「2万円～3万円未満」が10.5%、「1万円～2万円未満」が10.0%と続いており、5万円未満であった者が約6割を占めている。
- ・住宅確保要配慮者でもこの傾向は同様であり、その他の者と比べて大きな差異は見られないものの、総体的に初期費用が低い者の割合が高い傾向が見られる。

図 敷金・礼金・保証会社への保証料等の初期費用



⑦ 契約の各段階における運営事業者等とのトラブル

- ・全体では、「特にトラブルがなかった」が約7割を占めるが、発生したトラブルとしては「契約前の問い合わせに対し十分な回答が得られなかった」、「事前に見学させてくれなかった」等の割合が高く、住宅確保要配慮者についても同様である。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとにその他の者と比較すると、相対的に以下の傾向が見られる。

【住宅確保要配慮者以外の者（その他の者）と比較した場合のトラブルの相対的な発生傾向】

(○：発生傾向が高い ×：発生傾向が低い)

	入居前		入居中					退去時			
	問合せへの対応が不十分	事前に見学させてもらえなかった	物件の管理が不十分	入居中の問い合わせへの対応が不十分	設備、備品の故障・破損・盗難	鍵の紛失	家賃滞納や遅滞	契約時の合意事項に関する見解の相違	契約違反を理由とする退去要求	再契約、契約更新の拒絶	過大な原状回復費用等の請求
低額所得者	○	○					○		○	○	
高齢者	×			×							
障害者	○	○		○		○	○	○	○	○	○
子育て世帯	○	○	○		○	○	○	○	○		○
外国人	○	○		○	×	×	○	×		○	×

(住宅確保要配慮者とその他の者との相対的な比較)

- ・低額所得者は、その他の者よりも、「問い合わせへの対応が不十分」、「事前に見学させてもらえなかった」という入居前の運営に関するトラブル、「家賃滞納や遅滞」、「契約違反を理由とする退去要求」、「再契約、契約更新の拒絶」という入居中、退去時の契約に関するトラブルの割合が高い。
- ・高齢者は、その他の者よりも、トラブルの発生頻度が低い。
- ・障害者、子育て世帯は、その他の者よりも、トラブルの発生頻度が高く、全般的

にトラブルの発生割合が高い。

- 外国人は、その他の者よりも、「問い合わせへの対応が不十分」、「事前に見学させてもらえなかった」、「入居中の問い合わせへの対応が不十分」という入居前、入居中の運営に関するトラブルの割合が高い一方、「契約時の合意事項に関する見解の相違」、「過大な原状回復費用等の請求」という契約に関するトラブルの割合が低い。

図 契約の各段階における運営事業者等とのトラブル（複数回答）

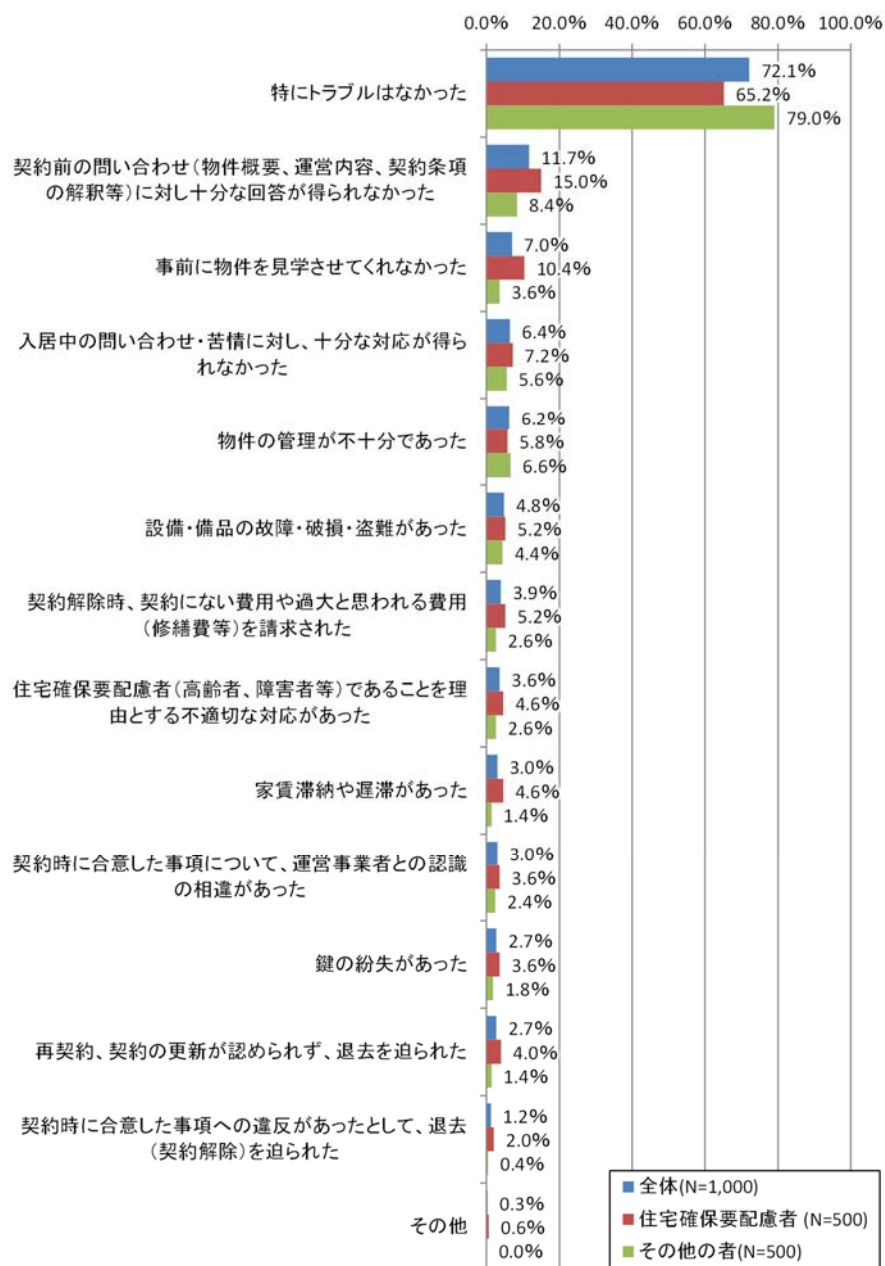
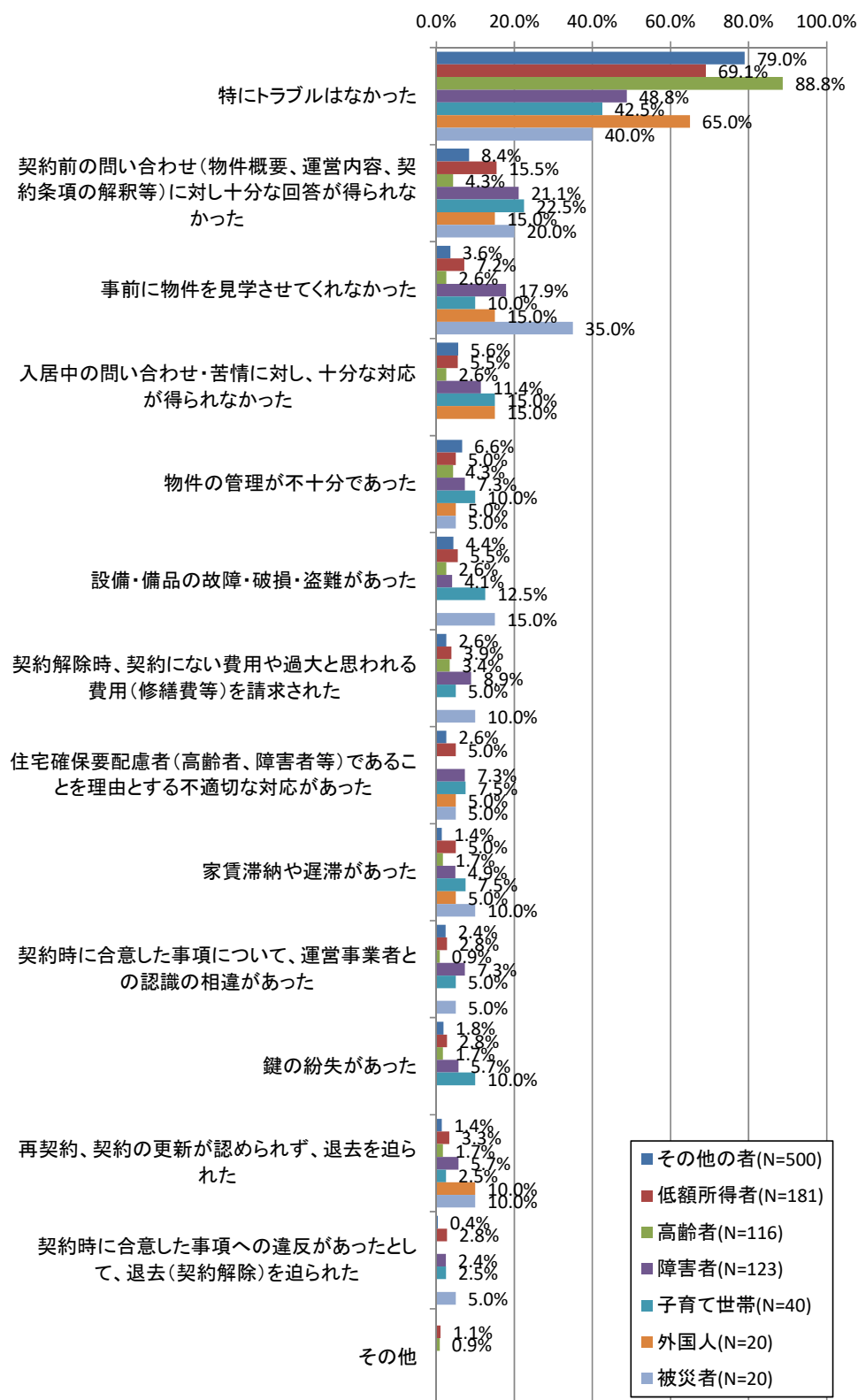


図 その他の者及び住宅確保要配慮者の属性×運営事業者等とのトラブル（複数回答）



5) 入退去の実態

① 入居拒否の状況（入居拒否の有無・理由）

- ・入居拒否が「ない」の割合が全体で約9割、住宅確保要配慮者で約8割となっている。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、高齢者では「ない」の割合が高く、障害者、子育て世帯、外国人で低い傾向が見られる。
- ・入居拒否経験が「ある」と回答した者の断られた理由について、住宅確保要配慮者とそれ以外の者を比較すると、相対的に以下の傾向が見られる。

【住宅確保要配慮者以外の者（その他の者）と比較した場合の相対的な発生傾向】

（○：発生傾向が高い ×：発生傾向が低い）

	現入居者との相性が合わない	保証会社の審査が通らない	希望する入居期間が合わない	断られた理由が分からない	家賃の支払い能力がない
低額所得者	○	○	×	×	○
高齢者	×	○	×	○	×
障害者	○	○	○	×	○
子育て世帯	○	○		×	○
外国人	○	×		×	×

（住宅確保要配慮者とその他の者との相対的な比較）

- ・低額所得者、障害者、子育て世帯は、「現入居者との相性が合わない」、「保証会社の審査が通らない」、「家賃の支払い能力がない」の発生傾向が高い。
- ・高齢者は、「現入居者との相性が合わない」、「希望する入居期間が合わない」、「家賃の支払い能力がない」の発生傾向は低い、「保証会社の審査が通らない」、「断られた理由が分からない」の発生傾向が高い。
- ・外国人は、「保証会社の審査が通らない」、「家賃の支払い能力がない」の発生傾向は低い、「現入居者との相性が合わない」の発生傾向が高い。

図 シェアハウスでの入居拒否経験の有無

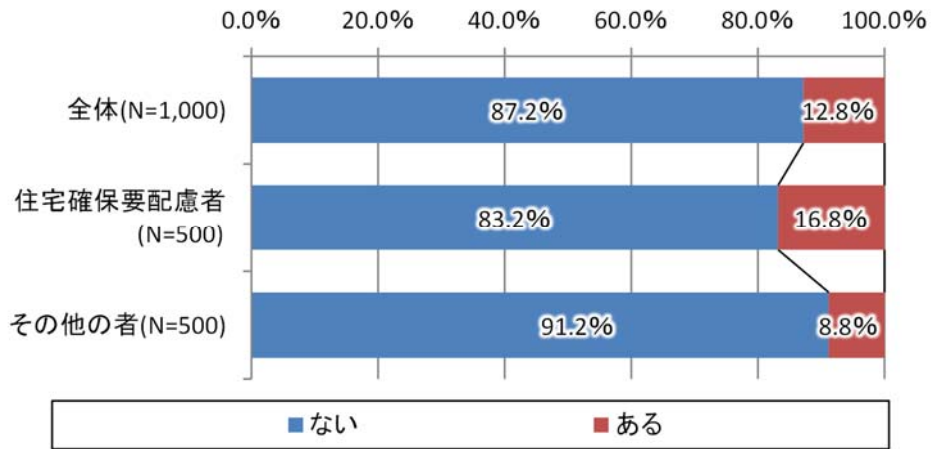


図 住宅確保要配慮者の属性×入居拒否経験の有無

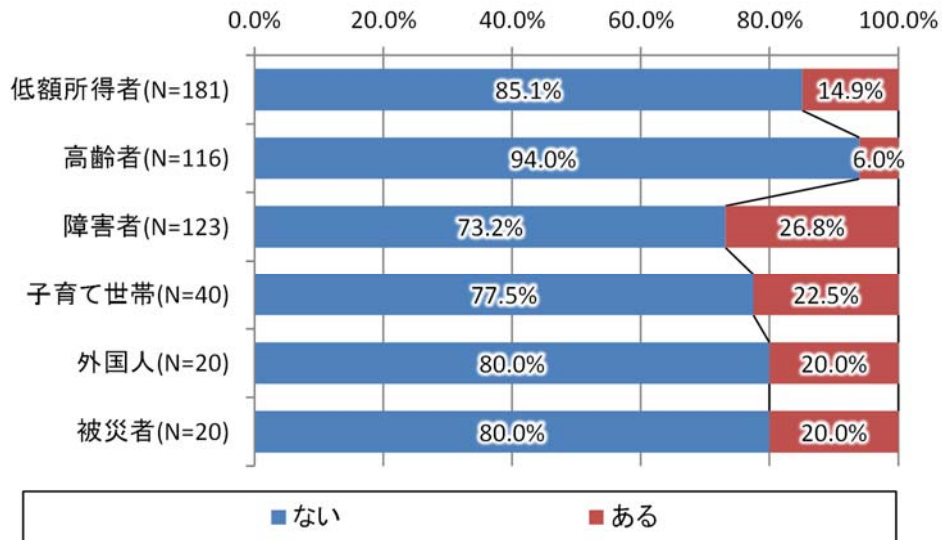


図 入居拒否経験者の断られた理由（複数回答）

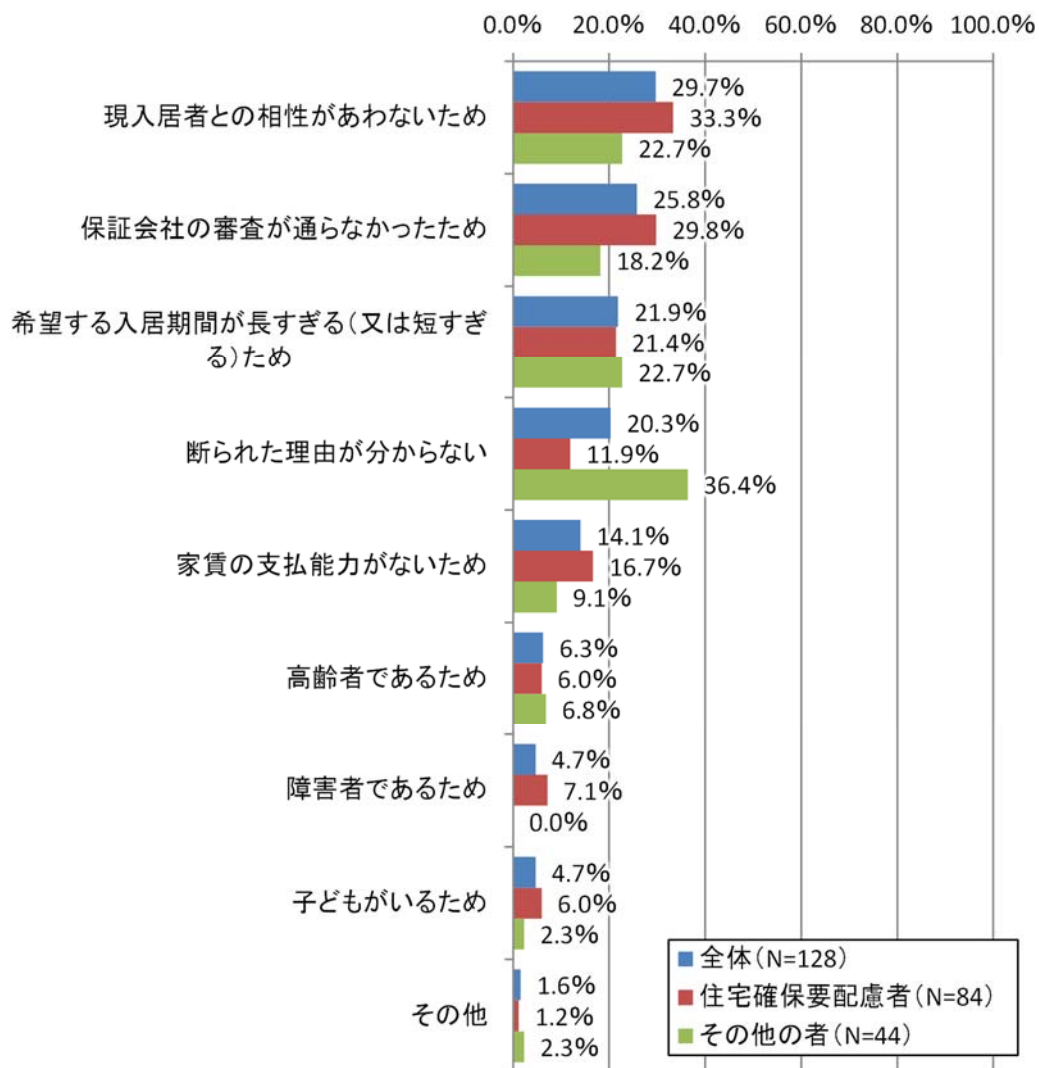
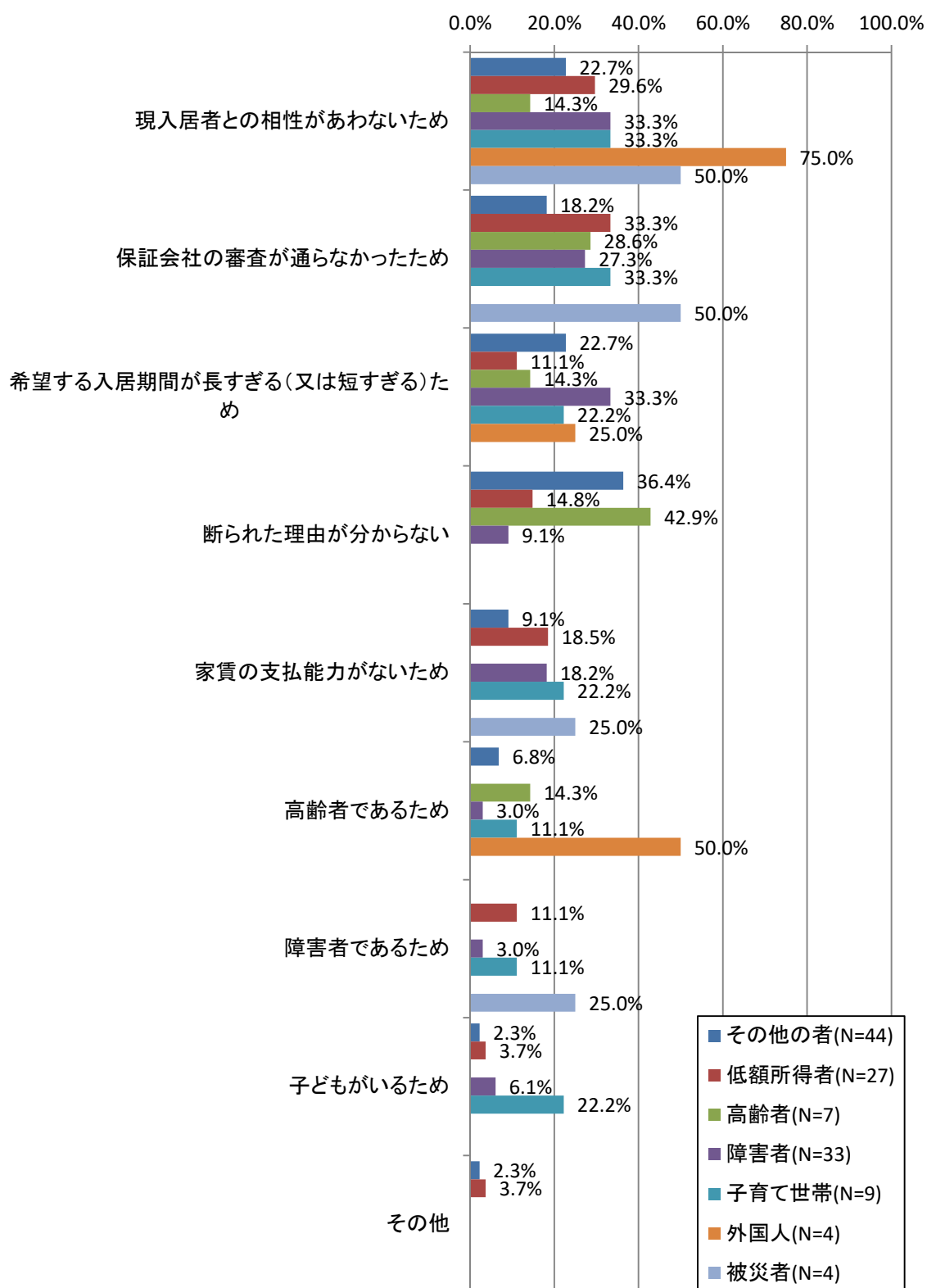


図 その他の者及び住宅確保要配慮者の属性×入居拒否経験者の断られた理由
(複数回答)



② シェアハウスに入居した動機・理由

- ・全体では「立地が良いから」が 52.9%、「家賃が安いから」が 51.1%と高く、住宅確保要配慮者では「立地が良いから」が 50.0%、「家賃が安いから」が 50.4%であり、同様の傾向である。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとにその他の者の回答傾向を比較すると、相対的に以下の傾向が見られる。

【住宅確保要配慮者以外の者（その他の者）と比較した場合の相対的な傾向】

(○：回答傾向が高い ×：回答傾向が低い)

	立地			入居手続					設備			生活環境		
	立地が良い	勤務地に近い	医療・介護サービスが近い	家賃が安い	即入居が可能	連帯保証人が不要	家賃債務保証会社が不要	緊急連絡先が不要	不動産屋での手続きが不要	共用スペースが充実	生活に必要な設備がある	バリアフリーである	集まって暮らす安心感	入居後の生活支援がある
低額所得者			○			○	○	○					×	
高齢者					○	○	○	×	○	×	×	×	×	○
障害者	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○		○	○	○
子育て世帯	○	○	○			○	○	○	○	×	×	○	○	×
外国人			×		×	○	○	○		○	×	×	○	×

(住宅確保要配慮者とその他の者との相対的な比較)

- ・低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人共通で、入居動機として、入居手続に関するもの（「連帯保証人が不要」、「家賃債務保証が不要」）の割合が高い。
- ・低額所得者の入居動機は、「緊急連絡先が不要」、「医療や介護サービスが近い」の割合が高く、設備や生活環境に関するものはその他の者と概ね同等であるが、「集まって暮らす安心感」の割合は低い。
- ・高齢者の入居動機は、立地に関するものはその他の者と概ね同等であるが、入居手続に関するもの（「即入居が可能」、「不動産屋での手続きが不要」）などの割合が高く、設備や生活環境に関するもの（「共用スペースの充実」、「生活に必要な設備がある」、「集まって暮らす安心感」、「バリアフリーが充実」）などの割合は低い。

- ・ 障害者の入居動機は、立地に関するもの（「勤務地が近い」、「医療や介護サービスが近い」）、設備や生活環境に関するもの（「共用スペースの充実」、「集まって暮らす安心感」、「バリアフリーが充実」、「入居後の生活支援がある」）などの割合が高い。
- ・ 子育て世帯の入居動機は、立地に関するもの（「勤務地が近い」、「医療や介護サービスが近い」）や入居手続に関するもの（「不動産屋での手続き不要」、「緊急連絡先が不要」）などの割合が高く、「入居後の生活支援がある」などの割合は低い。
- ・ 外国人の入居動機は、「緊急連絡先が不要」、「共用スペースの充実」、「集まって暮らす安心感」の割合が高いが、「生活に必要な設備がある」、「バリアフリーである」の割合は低い。

図 シェアハウスに入居した動機・理由（複数回答）

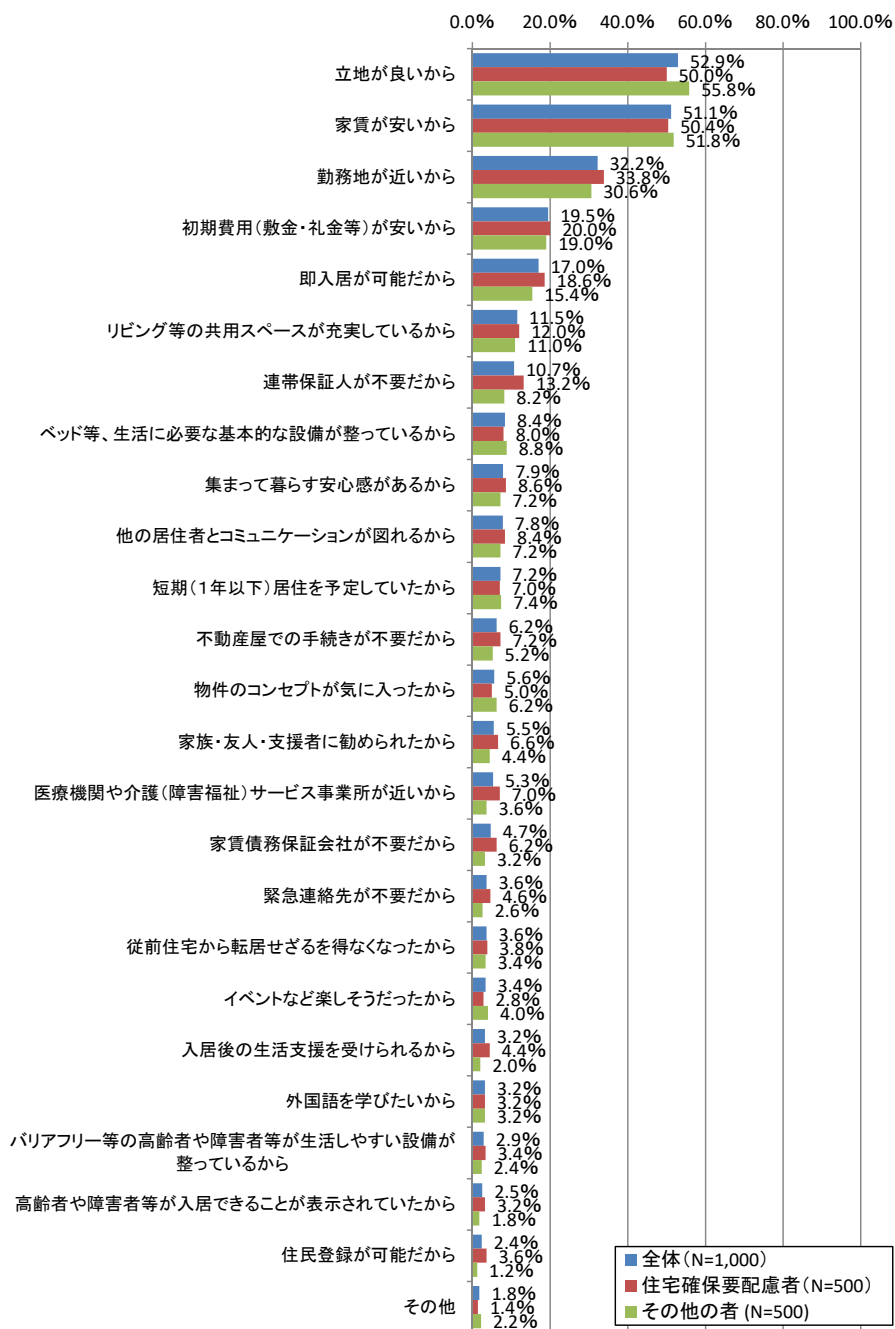


図 低額所得者×シェアハウスに入居した動機・理由（複数回答）

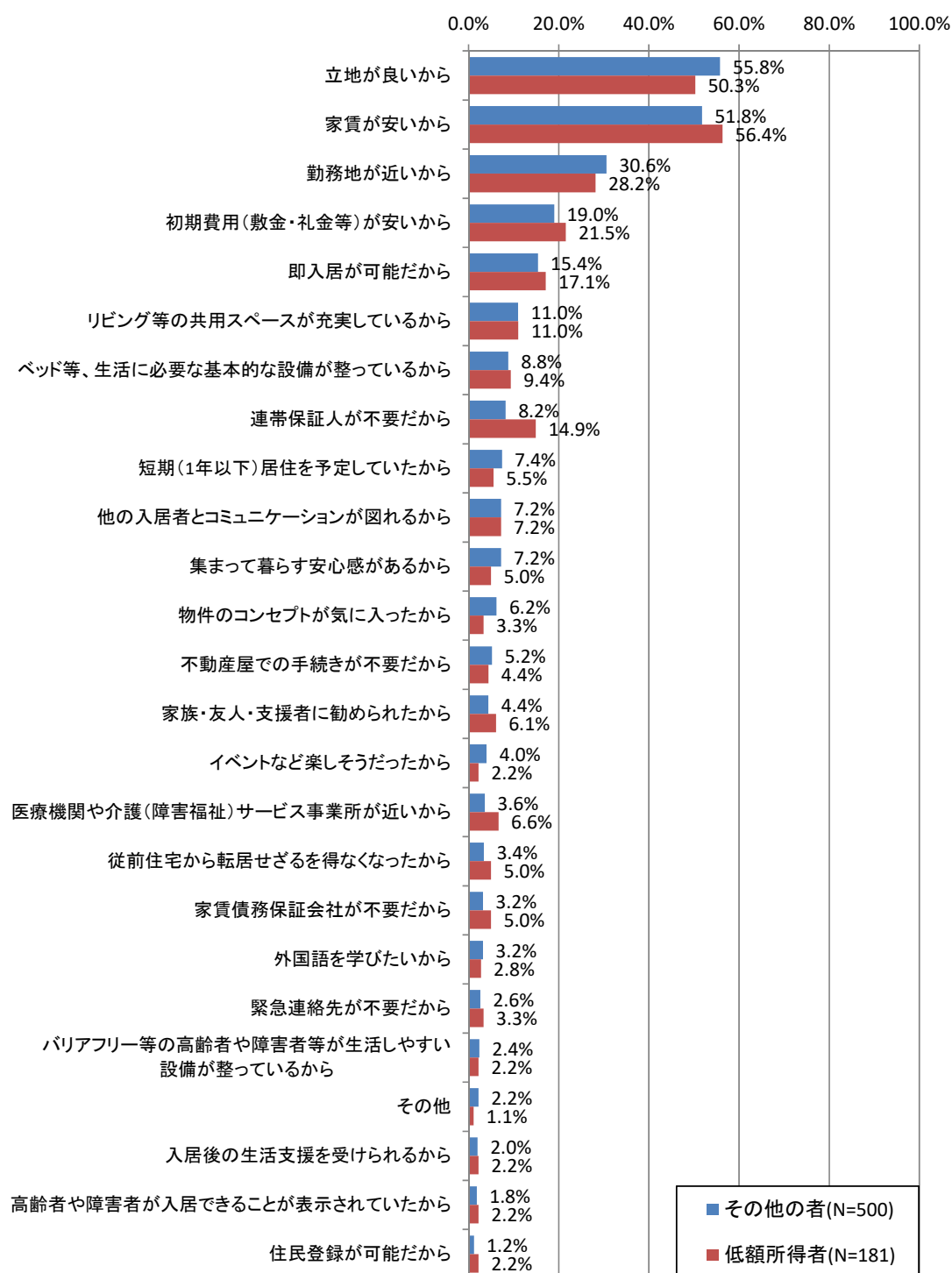


図 高齢者×シェアハウスに入居した動機・理由（複数回答）

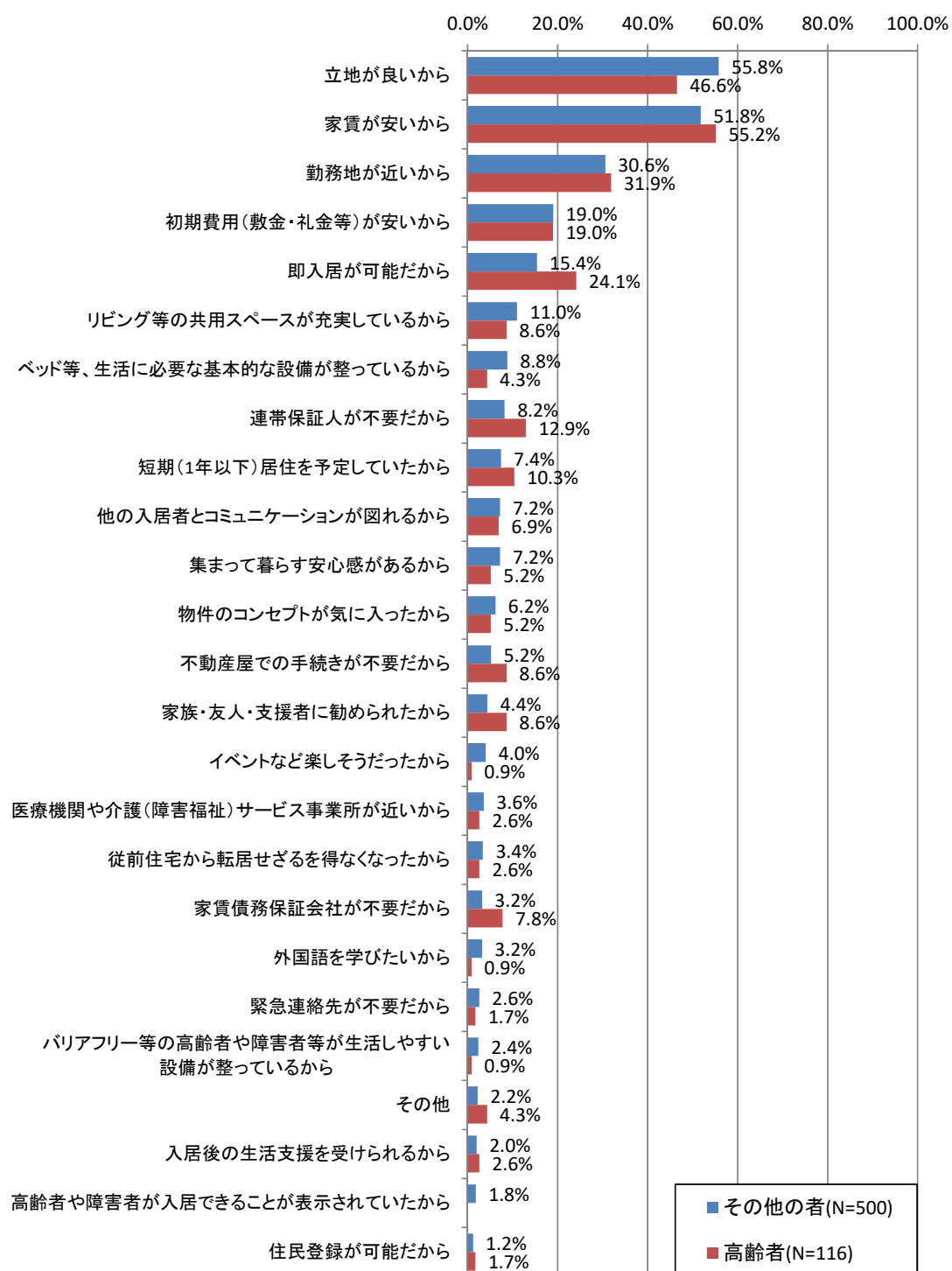


図 障害者×シェアハウスに入居した動機・理由（複数回答）

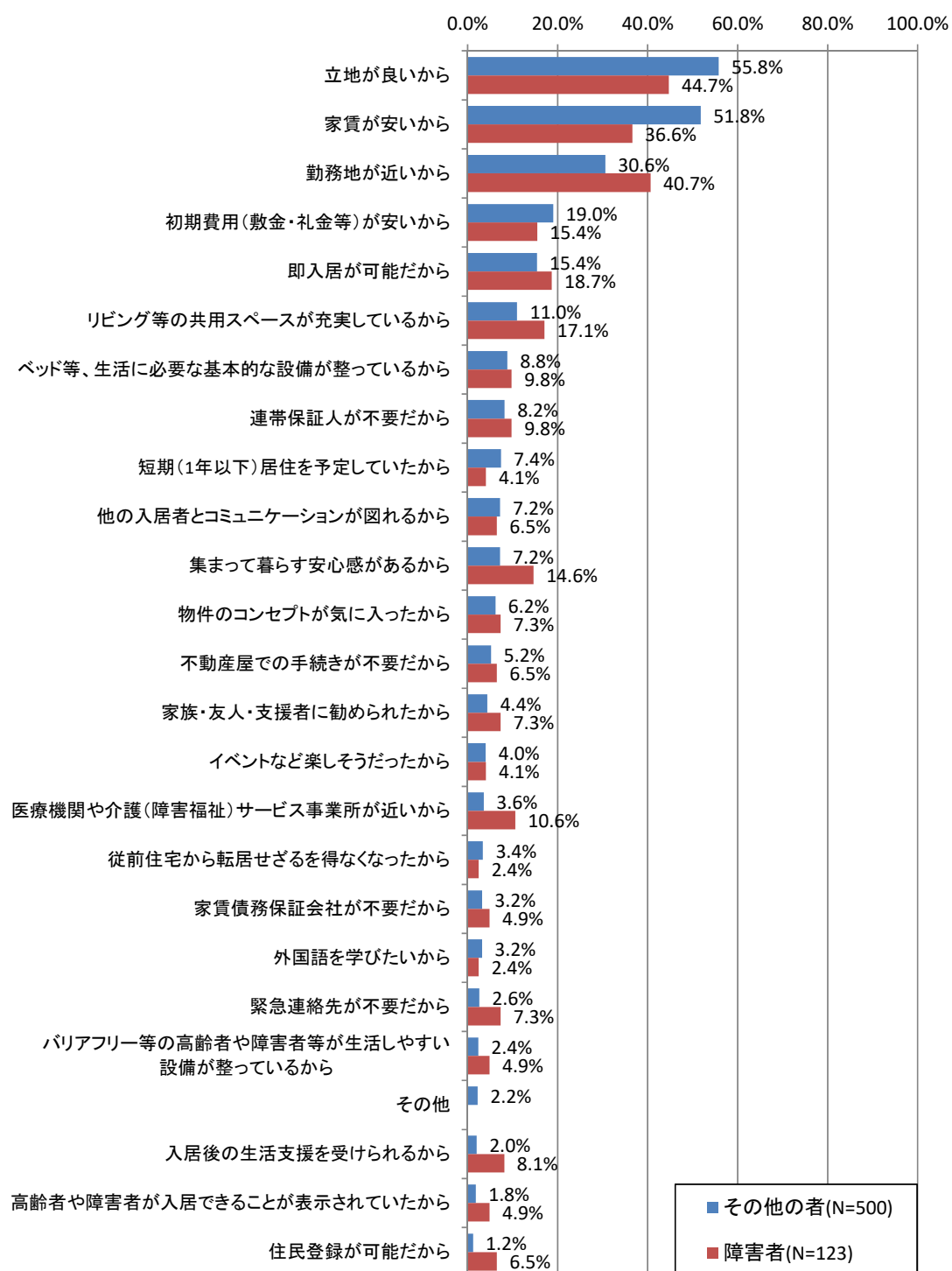


図 子育て世帯×シェアハウスに入居した動機・理由（複数回答）

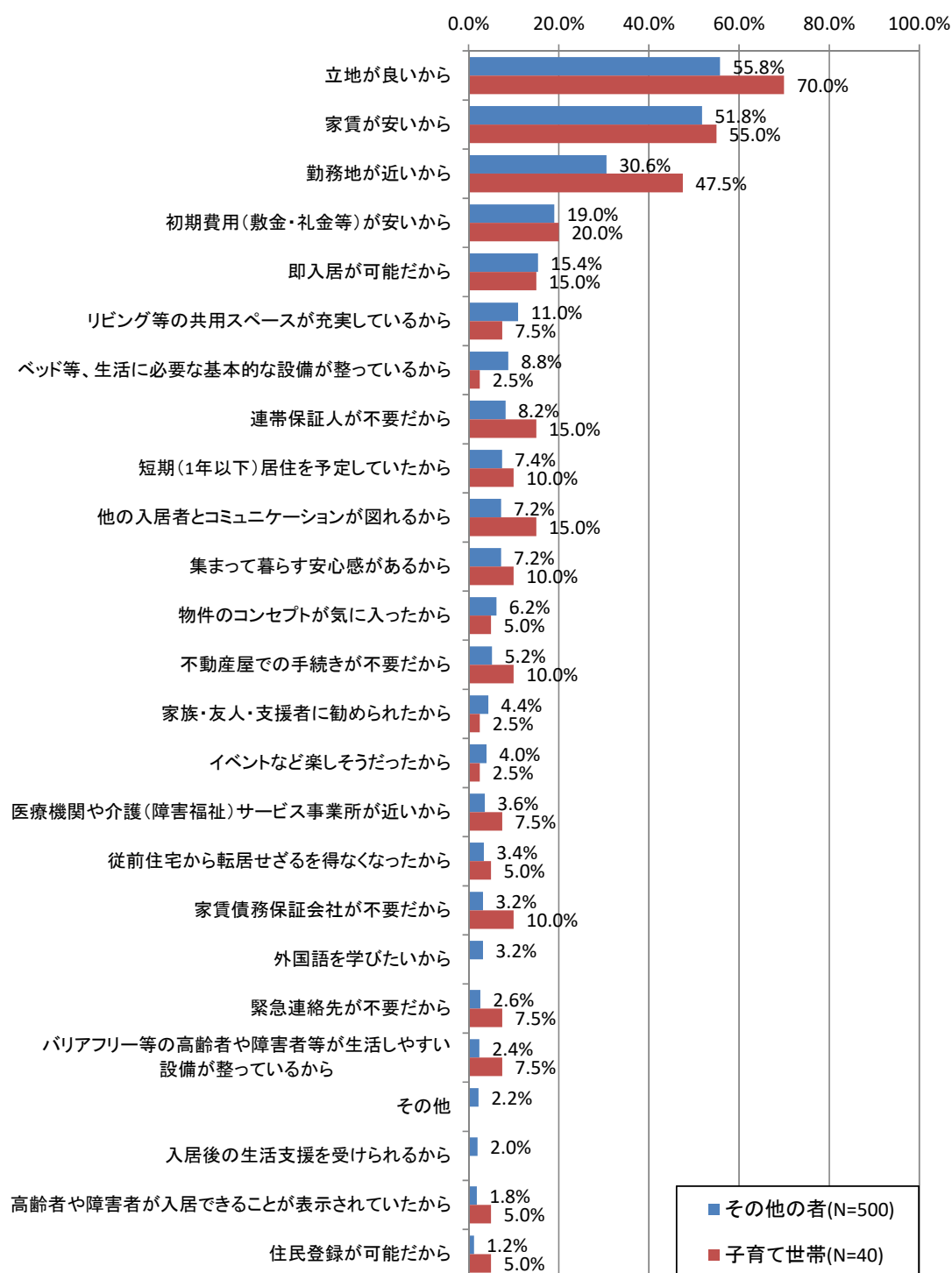


図 外国人×シェアハウスに入居した動機・理由（複数回答）

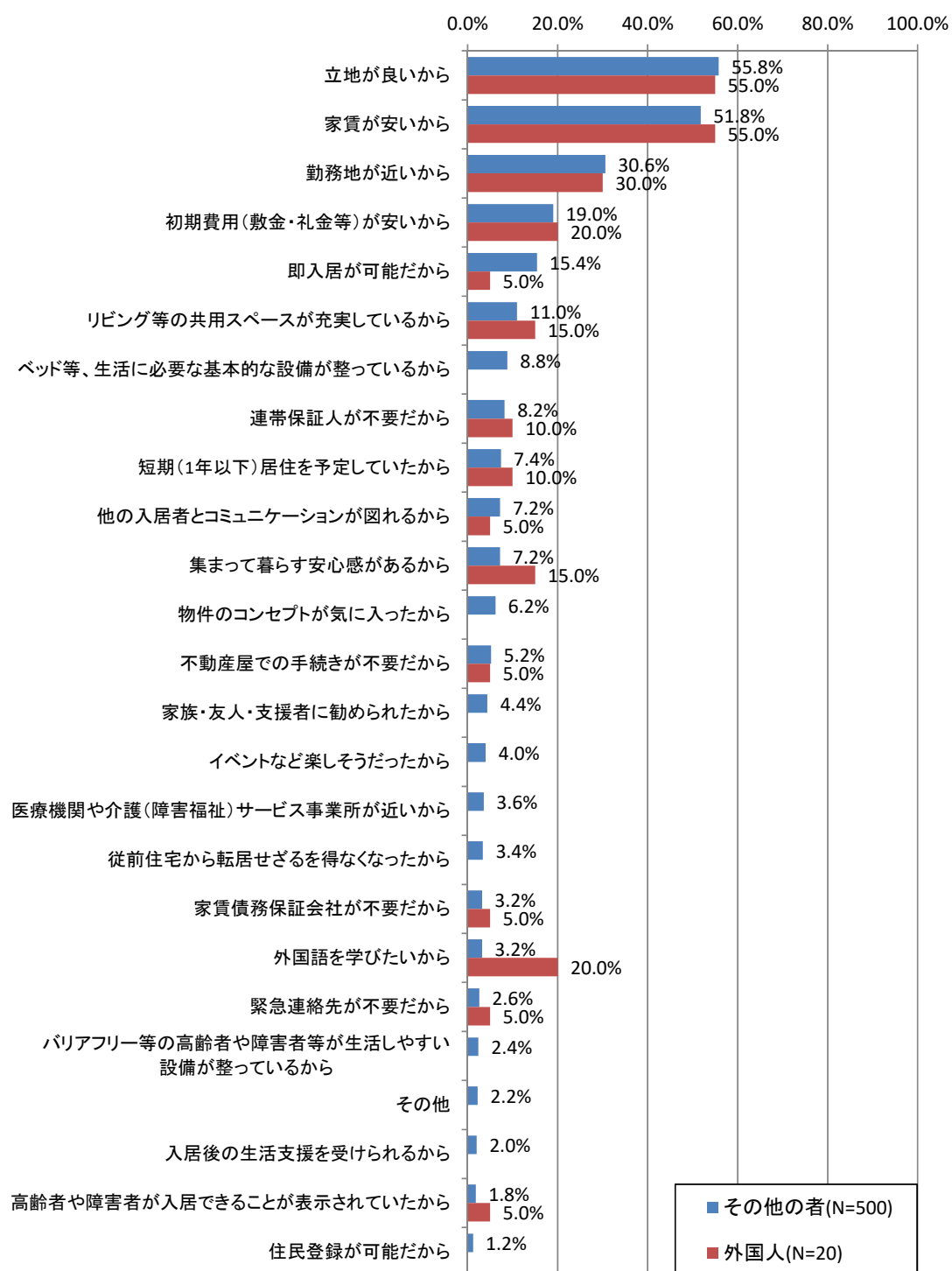


図 被災者×シェアハウスに入居した動機・理由（複数回答）

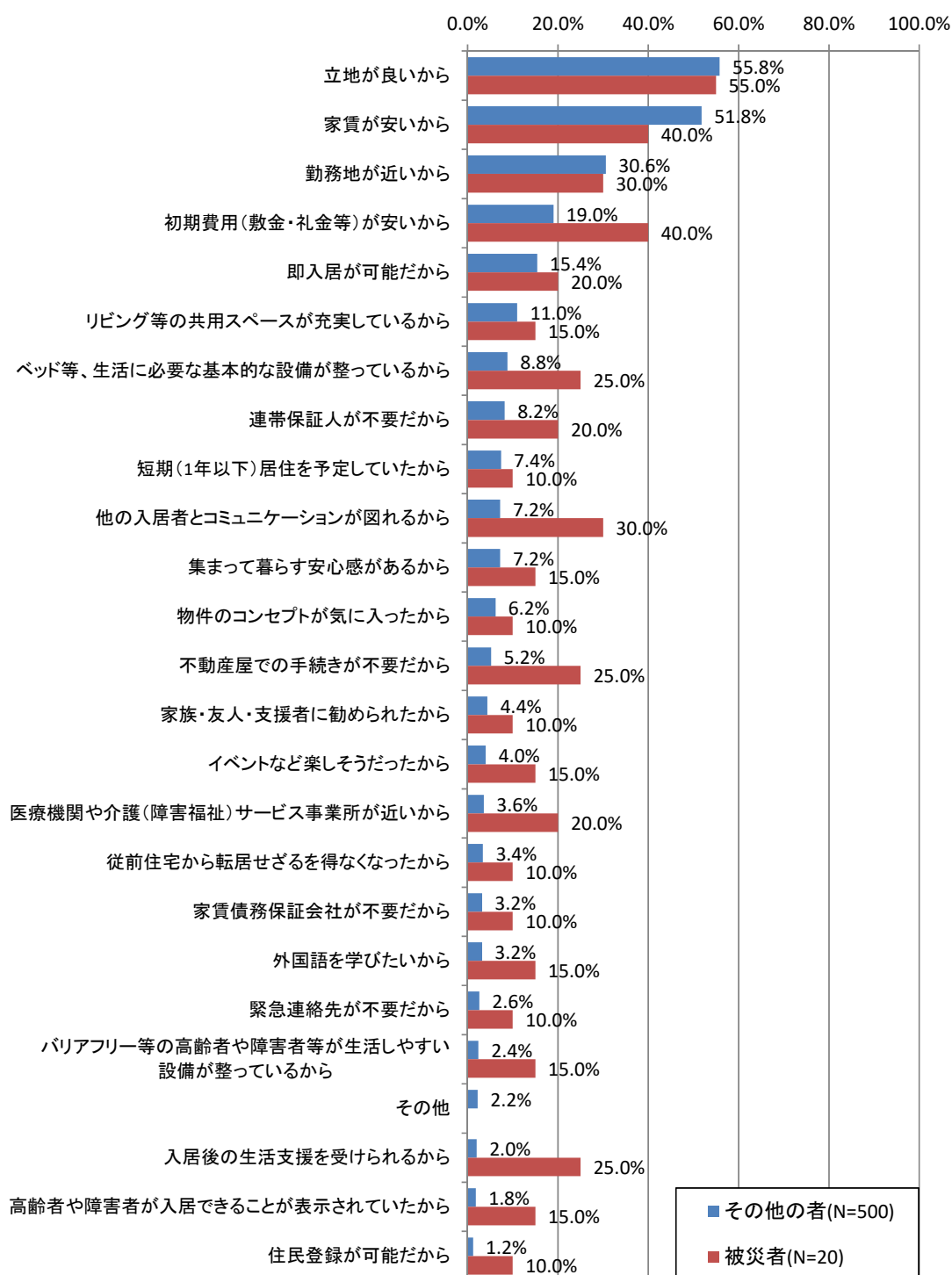
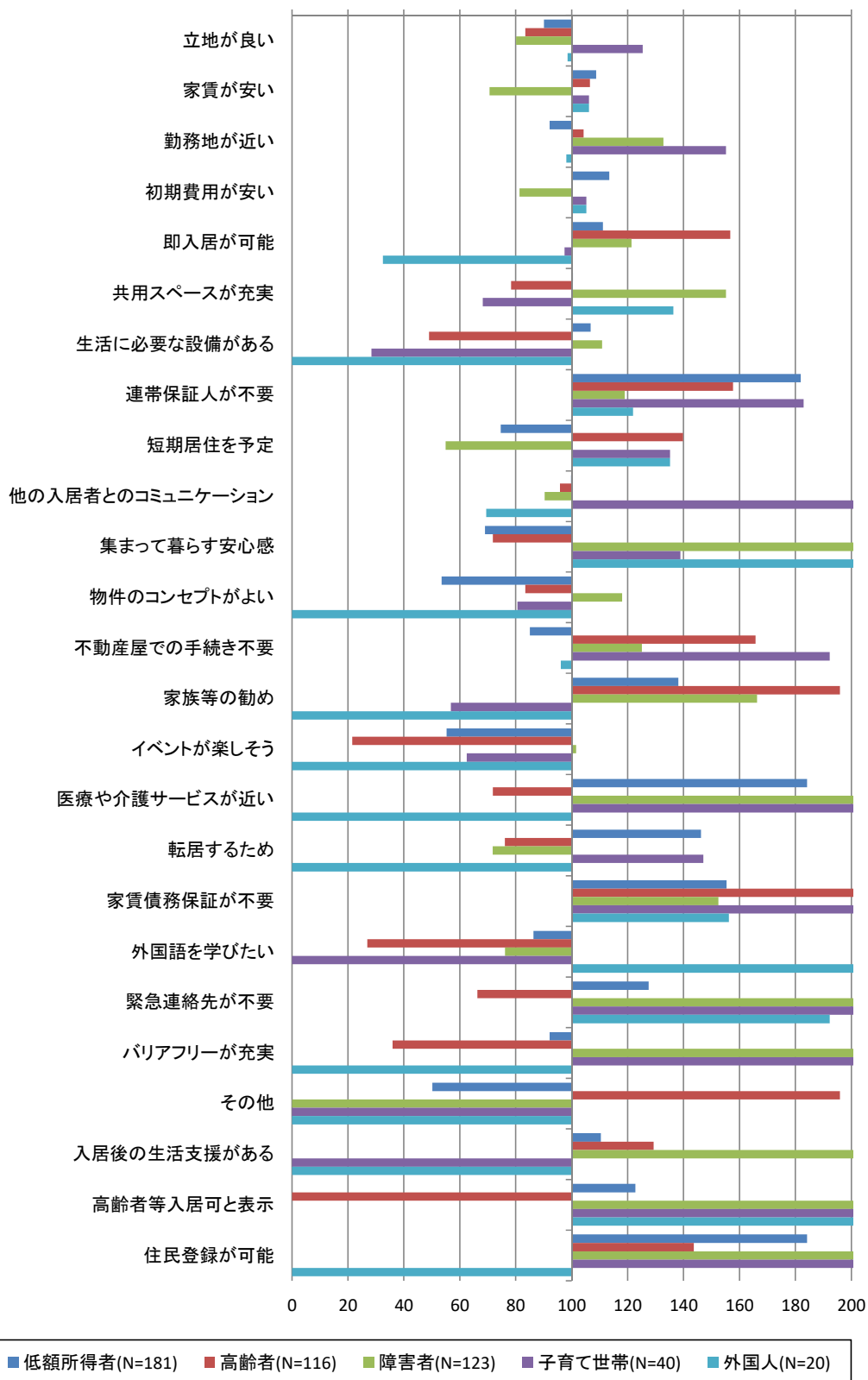


図 シェアハウスに入居した動機（その他の者の回答率を100とした場合の乖離）



③ 物件探しの際に活用した媒体

- ・「シェアハウス物件の検索サイト」、「ロコミ」の割合がそれぞれ2割以上と高い。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、高齢者では「シェアハウス物件の検索サイト」、「シェアハウス運営事業者のホームページ」の割合が低く、「ロコミ」、「行政や支援者の紹介」の割合が高く、子育て世帯では「シェアハウス運営事業者のホームページ」、外国人では「シェアハウス物件の検索サイト」の割合が高い傾向が見られる。

図 物件探しの際に活用した媒体

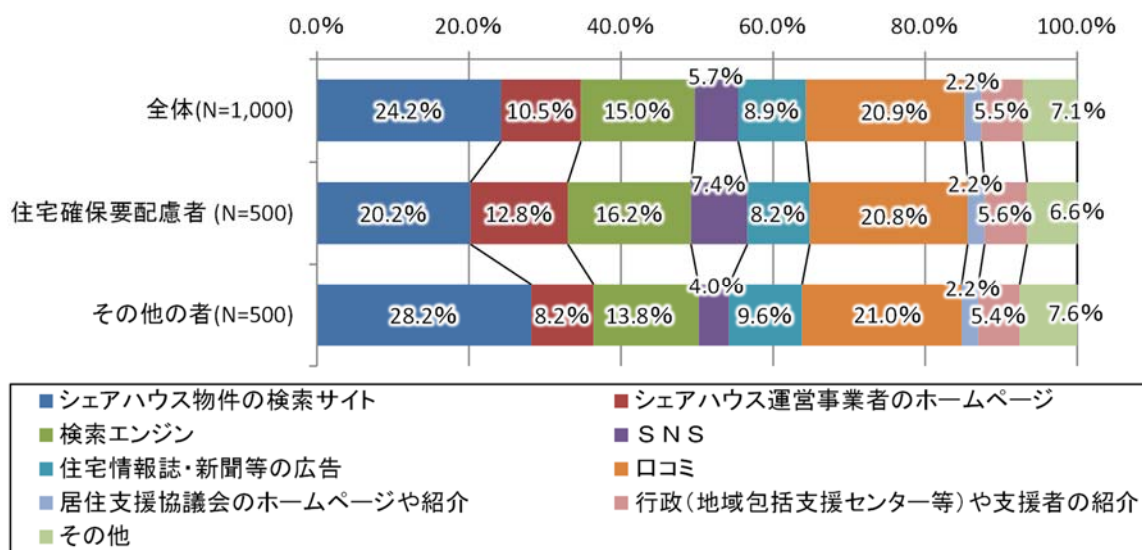
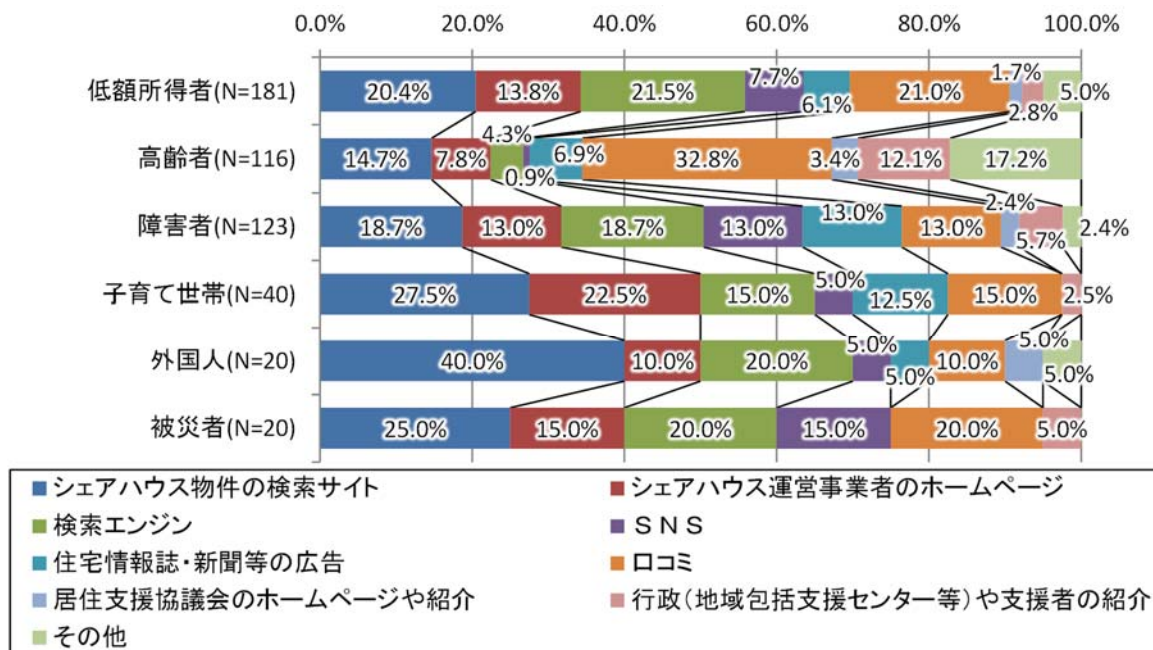


図 住宅確保要配慮者の属性×活用媒体



④ 退去理由

- ・全体では「職場の異動・結婚等、自身の状況が変化したから」が40.1%と最も高く、次いで「もっと良い物件を見つけたから」が20.6%となっており、住宅確保要配慮者では「職場の異動・結婚等、自身の状況が変化したから」の割合が41.4%と最も高く、次いで「もっと良い物件を見つけたから」が21.8%であり、同様の傾向である。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとにその他の者と比較すると、相対的に以下の傾向が見られる。

【住宅確保要配慮者以外の者（その他の者）と比較した場合の退去理由の相対的な傾向】

(○：回答傾向が高い ×：回答傾向が低い)

	自身の状況変化	もっと良い物件を見つけた	物件の管理が不十分	入居者間のトラブル	運営事業者等とのトラブル	近隣住民とのトラブル
低額所得者	○					
高齢者	○			×	×	
障害者	×	○	○	○	○	○
子育て世帯	×	○	○		○	○
外国人		○				○

(住宅確保要配慮者とその他の者との相対的な比較)

- ・低額所得者は、概ねその他の者と同等であるが、「職場の異動・結婚等自身の状況変化」の割合が高い。
- ・高齢者は、「職場の異動・結婚等自身の状況変化」の割合が高いが、トラブルによるもの（「入居者間のトラブル」、「運営事業者等とのトラブル」）の割合は低い。
- ・障害者及び子育て世帯は、トラブルによるもの（「運営事業者等とのトラブル」、「近隣住民とのトラブル」など）の割合が高く、「職場の異動・結婚等自身の状況変化」の割合は低いほか、子育て世帯で「手狭になったから」の割合が高い。
- ・外国人は、概ねその他の者と同等であるが、「近隣住民とのトラブル」が高い。

図 退去理由（複数回答）

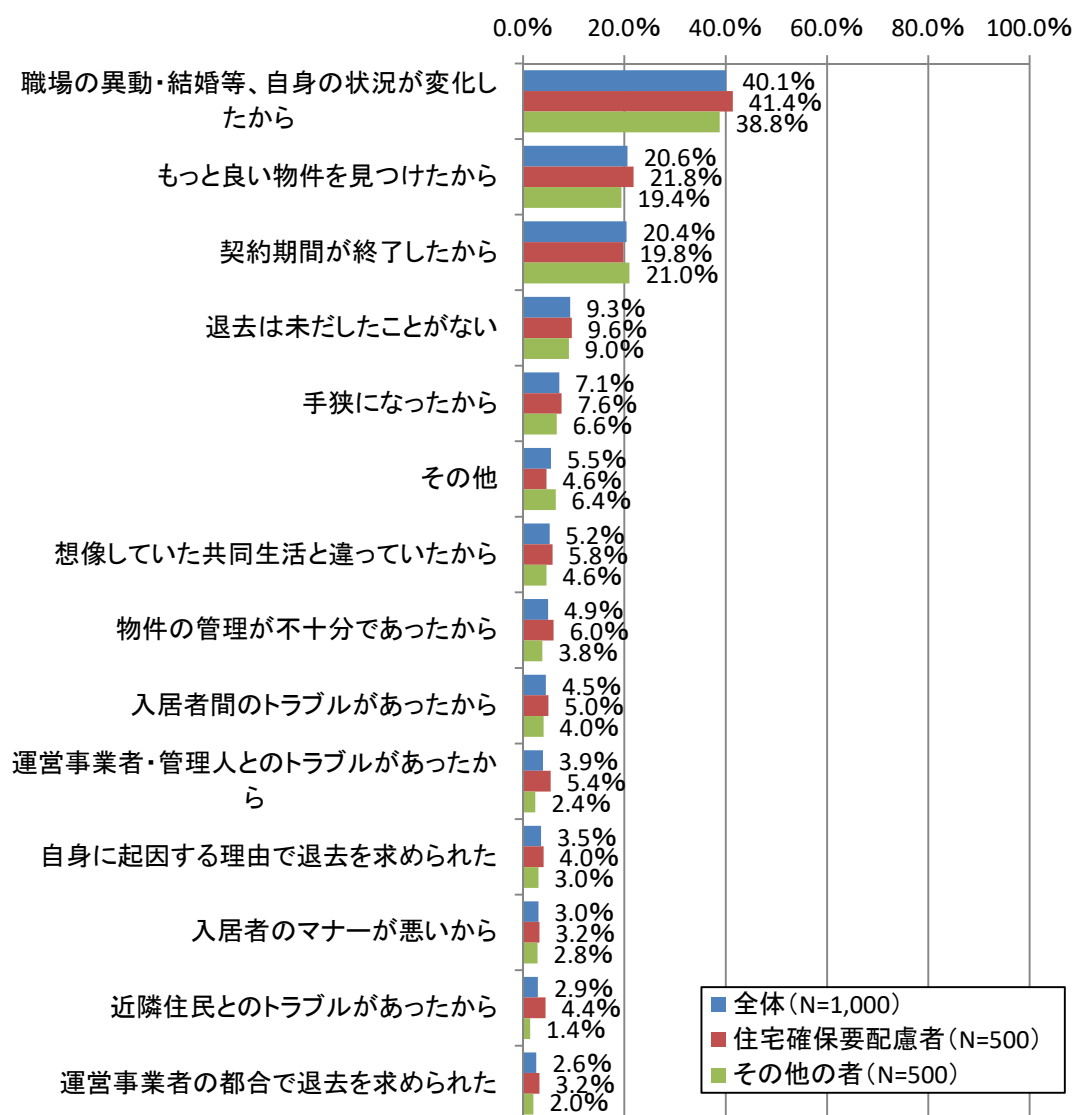
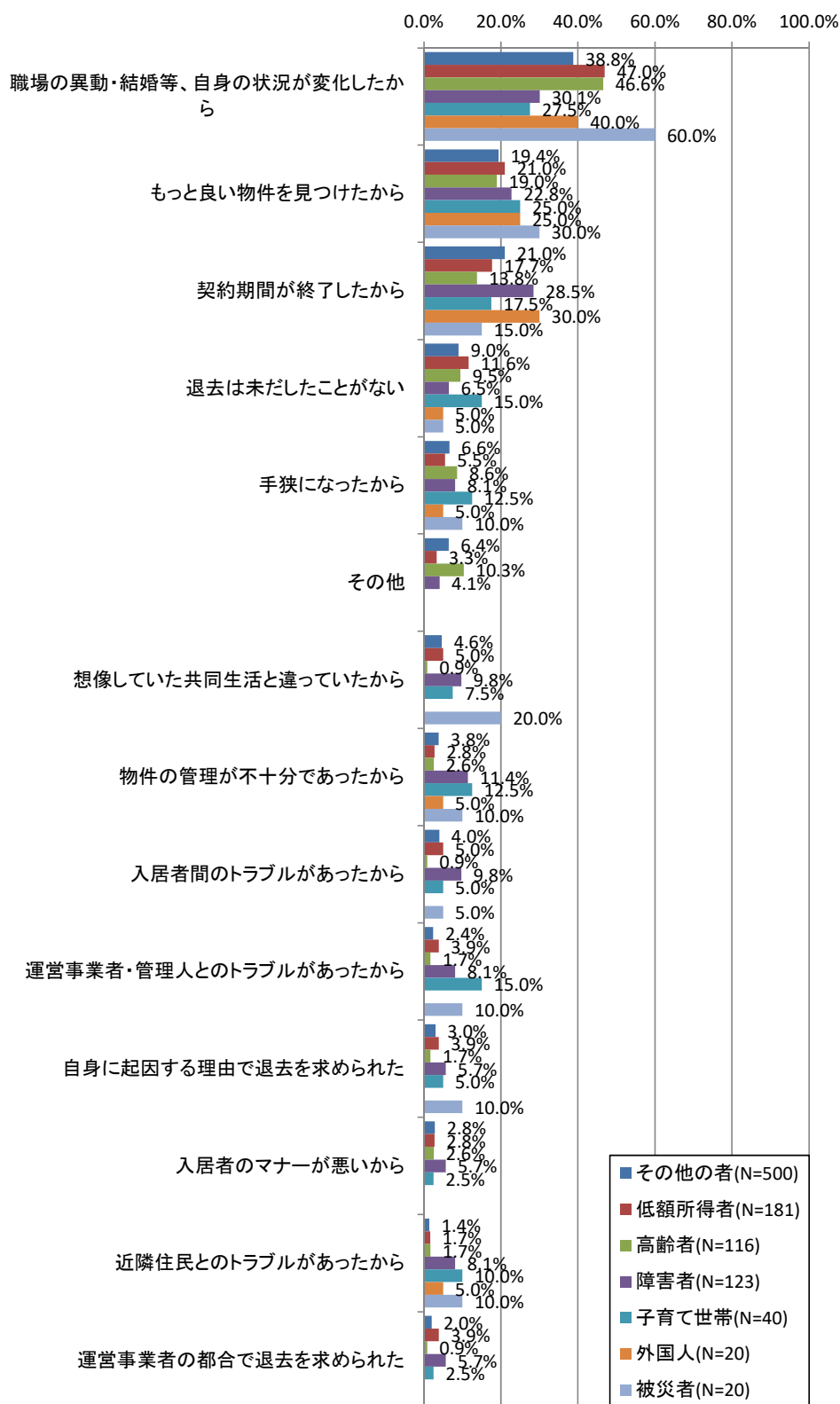


図 その他の者及び住宅確保要配慮者の属性×退去理由（複数回答）



⑤ シェアハウスへの入居以前の住居

- ・「自己所有住宅」の割合が約4割、「親や親族が所有又は借りている住宅」、「賃貸住宅」が約3割となっており、住宅確保要配慮者でもこの傾向は同様である。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、その他の者と比べて、障害者、子育て世帯で「自己所有住宅」、「福祉施設・病院」の割合が高く、「親や親族が所有又は借りている住宅」の割合が低いほか、外国人で「自己所有住宅」、「賃貸住宅」の割合が高く、「親や親族が所有又は借りている住宅」の割合が低い傾向が見られる。

図 シェアハウスへの入居以前の住居

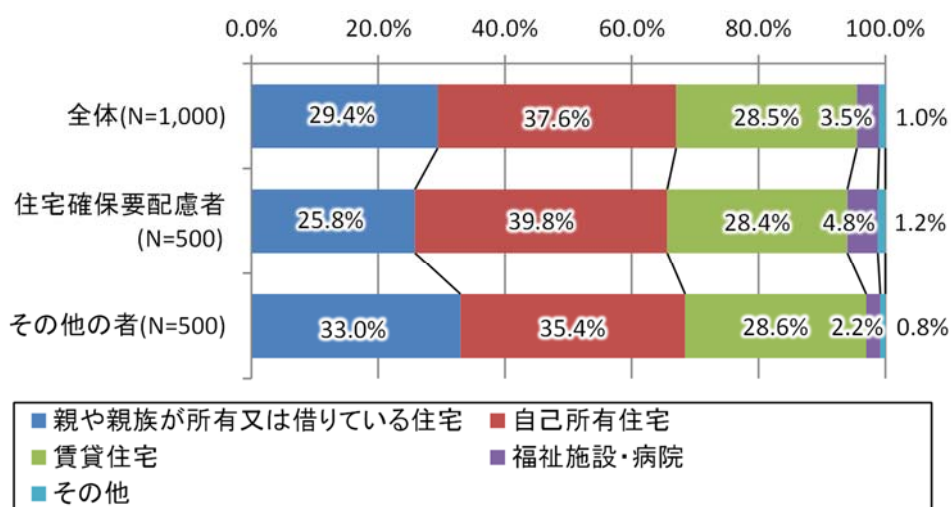
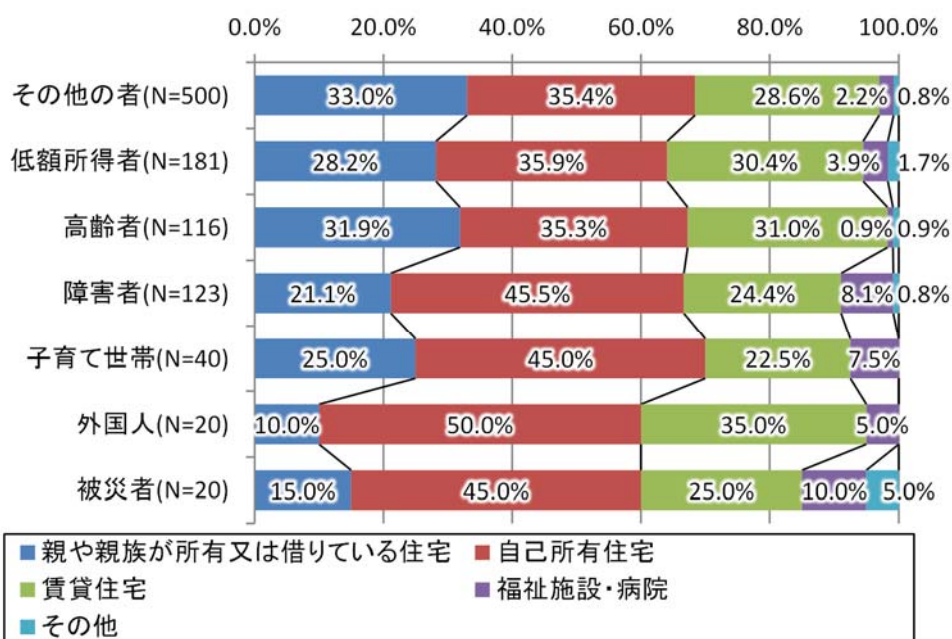


図 その他の者及び住宅確保要配慮者の属性×入居以前の住居



⑥ シェアハウスの退去後の住居

- ・「自己所有住宅」、「賃貸住宅」の割合が約4割となっており、住宅確保要配慮者でもこの傾向は同様である。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、その他の者と比べて、障害者、子育て世帯で「親や親族が所有又は借りている住宅」の割合が低く、「自己所有住宅」、「福祉施設・病院」の割合が高いほか、外国人で「親や親族が所有又は借りている住宅」、「自己所有住宅」の割合が低く、「賃貸住宅」の割合が高い傾向が見られる。

図 シェアハウスの退去後の住居

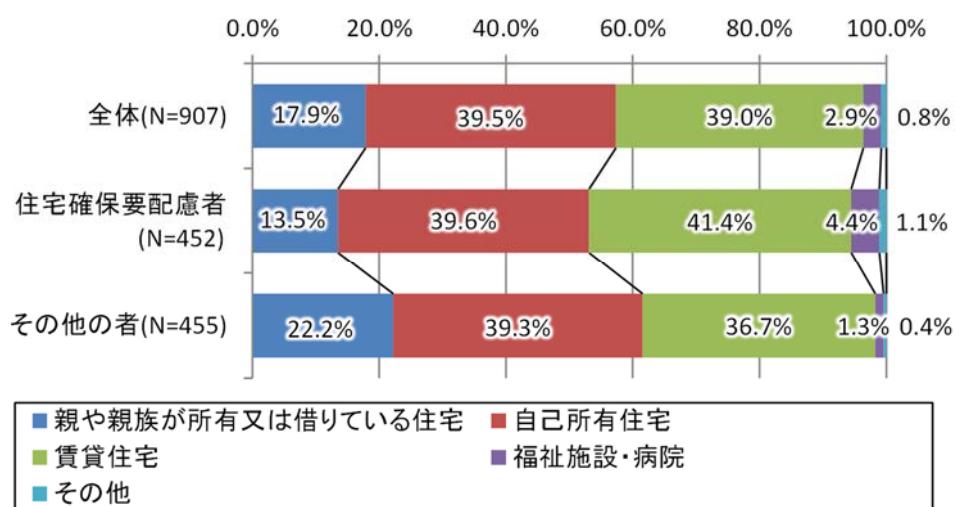
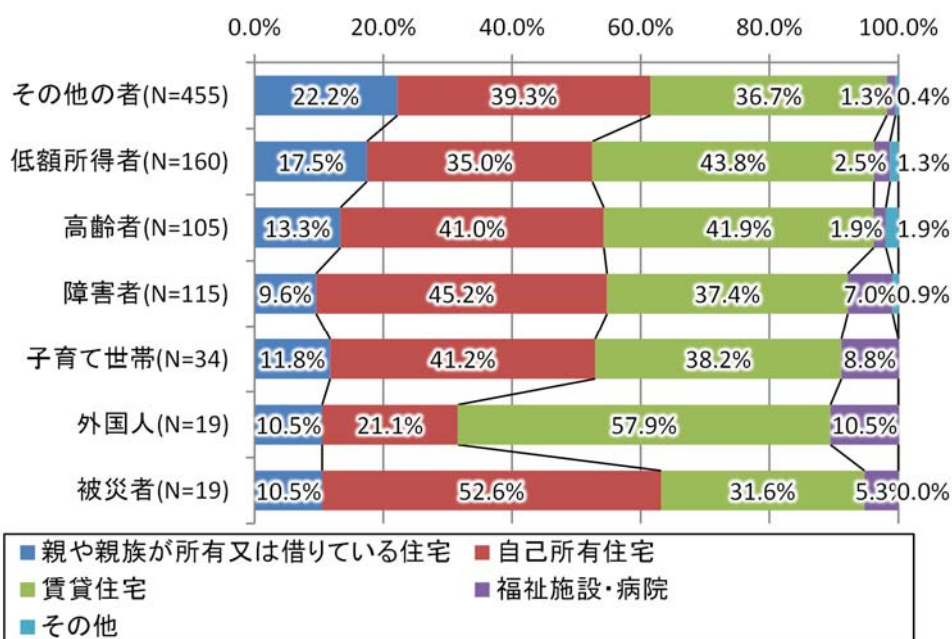


図 その他の者及び住宅確保要配慮者の属性×退去後の住居



6) その他

① 今後のシェアハウスへの居住意向

- ・今後のシェアハウスへの居住意向が低い者の割合が約6割を占めている。
- ・住宅確保要配慮者の属性ごとに見ると、高齢者は今後の居住意向の低い者の割合が、障害者、子育て世帯、外国人では今後の居住意向の高い者の割合が高い傾向が見られる。

図 今後のシェアハウスへの居住意向

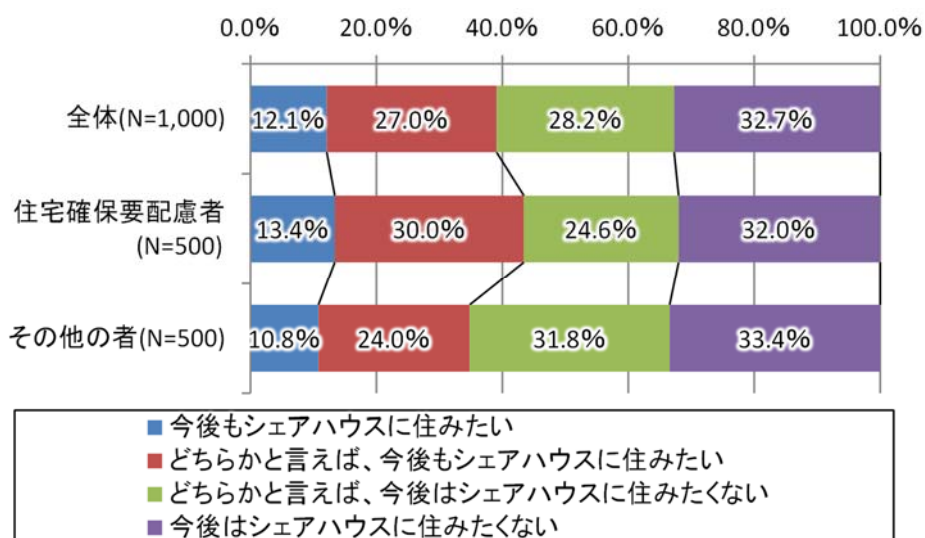
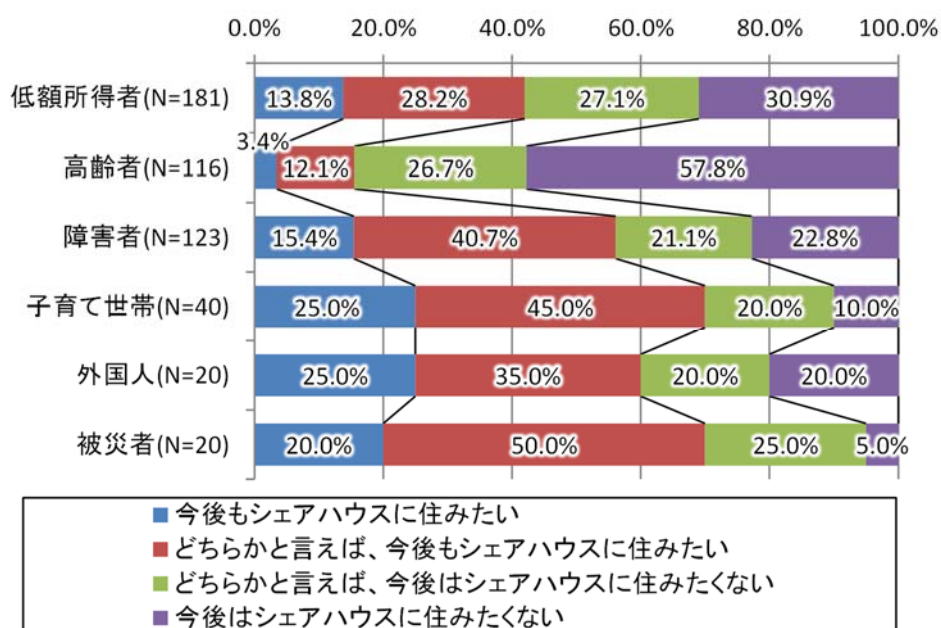


図 住宅確保要配慮者×今後の居住意向



② シェアハウス全般に対する意見

・入居者間のコミュニケーション、プライバシーの確保、性別や年代、入居費用、共用部分の管理や生活ルールに関する意見など、様々な意見が見られる。

表 主な意見

分類	度数	相対度数	主な意見
入居者間のコミュニケーションに関する意見	65	0.21	<ul style="list-style-type: none"> ・多人数で暮らすのは安心感があったが、逆に気を遣わずには居られない環境でもあるので、気を遣うタイプの人には勧められません。 ・外国人は意外とマナーもよく親しみやすいことが分かった。日本人は接しにくい人が多くから信頼できる人がほとんどである。基本的に皆マナーは良い。 ・大勢の方々との共同生活ですから、一番大事なのはコミュニケーションだと思っています。みなさん職業も様々、ただ生活するだけでなく、何かと勉強になりました。 ・居住している人によっては、対人関係で問題が起こるリスクがある。
プライバシーの確保に関する意見	28	0.09	<ul style="list-style-type: none"> ・個室に鍵を付けてプライベートは保証して欲しい。 ・生活体系が人によって違うので、プライバシー(特に騒音)が守られる空間が欲しい。
性別や年代に関する意見	25	0.08	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が一時的に住むには良い施設だと思います。 ・学生や非正規労働者には助かる施設だと思う。 ・女性専用シェアハウスで美容グッズが利用できるのはいいなと思った。
入居費用に関する意見	21	0.07	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃やその他費用も安くプライバシー面も神経質にならなければとても便利だと思います。 ・安いことが一番のメリットです。 ・意外に家賃が高い。
共用部分の管理や生活ルールに関する意見	17	0.05	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者間のトラブルに適切に対応できるルール作りが重要だと思う。 ・管理人がいい加減だと、勝手な行動をする人が野

分類	度数	相対度数	主な意見
見			放しになり、ルールに真面目に従って生活したい人が我慢しなければならなくなるので、管理人の資格が必要だと思う。
今後のシェアハウスの展望に関する意見	16	0.05	<ul style="list-style-type: none"> ・認知を広げたい。欧米並みの認知が必要。 ・将来多くなると思われるシェアハウスは高齢になると切実になってくると思われます。選択肢も多くなるので、もっと多くなると良いと思います。
シェアハウス内でのトラブルに関する意見	11	0.03	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な方がいるので騒音問題などのトラブルがあった。 ・生活習慣（ゴミとか騒音とか）が一般的ではない入居者がいると苦勞する。多国籍だと特に異文化への理解と寛容も必要。
セキュリティに関する意見	10	0.03	<ul style="list-style-type: none"> ・人の入れ替わりが激しく、セキュリティが不安。 ・女性でも安心して住めるシェアハウスが増えれば良いなと思います。
シェアハウス居住経験に対する肯定的な感想	60	0.19	<ul style="list-style-type: none"> ・設備がよかった。 ・期間は2年と長くはなかったが、良い経験をした。 ・なかなか人とシェアするのは難しいこともあるけれど、悪い経験ではなかったと思う。
シェアハウス居住経験に対する否定的な感想	16	0.05	<ul style="list-style-type: none"> ・コストのメリットはあるが、それ以上に気を使うなどのデメリットが多い。 ・色々な人がいるのであまりよくない。
その他	47	0.15	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部だけで流行っているイメージ。 ・短期間なら利用もいいが、年単位では問題が蓄積して我慢できなくなるだろう。 ・一人あたりの広さがもう少しあれば良いと思う。
合計	316	1.00	